

令和6年度モニタリング実施結果について

1 令和6年度の取組

- 委託業務（指定管理者制度を含む）について、各業務の継続的な管理・監督を通じたサービスの質の維持・向上を図るため、各所管課において「モニタリングのガイドライン」に基づき、安全管理を含む業務の履行確認及びサービスの質に関する評価を行った。
- 令和6年度の対象業務は、「モニタリングのガイドライン」に基づき選定した619業務となった。
- 利用者の声をサービスに反映させるため、137業務について、区や事業者によるアンケート調査を実施した。
- 対象業務のうち人的サービス等340業務については、業務従事者の適正な労働環境整備に関する対策として、事業者から「労働関係法令遵守に関する報告書」又は「特定労働者等の労働条件等に関する事項の報告書」（公契約条例に規定する特定公契約に該当する場合）を提出させるとともに、面談形式による確認を行った。

2 評価の結果

- 618業務（PFIによるケアハウス運営委託1業務を除く）について、基礎評価の上限を100点とし、これに質の評価として±20点を加減する評点評価（120点満点）を実施した。結果は、5段階評価で次のとおり。

評価基準	評価業務数	構成比
95点以上「優良」	480	77.7%
94～80点「良好」	124	20.1%
79～60点「普通」	12	1.9%
59～50点「やや不良」	0	—
49点以下「不良」	2	0.3%

- ・「優良」と「良好」を合わせて97.8%の業務が高い評価を得た。なお、指定管理者制度を導入している40施設における業務については、すべて「優良」と評価された。
- ・「不良」と評価された2業務については、契約継続が妥当ではないとの判断から、令和6年度で当該事業者への委託は終了している。

○P F Iによるケアハウス運営委託業務については、A B Cの3段階評価を実施し、評価項目のほぼすべてでA評価「一定のレベルに達している」を得た。

3 改善指示等

○モニタリングを通して、所管課が事業者に対して口頭注意・改善指示を行ったのは、14 業務（延べ 15 項目）であった。

（内訳）

ア 業務履行に係ること（処理手順誤り、業務内容の誤認識など） 4 項目

イ 事務手続に係ること（提出書類の不備など） 1 項目

ウ 人員配置に係ること（不十分な人員配置など） 3 項目

エ 安全管理に係ること（安全管理における指導不足など） 7 項目

○上記 14 業務について、区が状況確認を行った上で、再発防止対策の検討や改善計画の提出などの指示を行った。

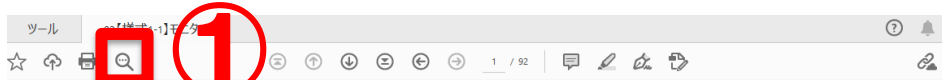
○改善計画の内容と今後の対策について、所管課と事業者間で協議を行うとともに、速やかに事業者から対応状況の報告を受けるなど、改善に向けた取組方針について確認することができた。

令和6年度モニタリング実施報告書

～評価対象業務単位の評価結果～

<参考:PDFデータの検索方法>

- ①虫メガネのマークをクリック(又はキーボードの「Ctrl」キーを押しながら「F」のキーを押す)
- ②右上の検索窓にキーワードを入力して検索
- ③該当キーワードが表示されます



令和6年度モニタリング実施報告書											
業務区分(要約形)											
評価対象業務											
番号	区分	業務名 (契約名称)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 またはDの契約期間	委員会の 承認	委員会の 承認	委員会の 承認	委員会の 承認	実施者	評価結果 (注1)
1	政務	行政支援システム運用業務(令和6年度)	行政支援システムの運用・保守	C. プロポーザル							95
2	政務	行政支援システム運用業務(令和7年度)	行政支援システムの運用・保守	C. プロポーザル							90.3
3	政務	行政支援システム運用業務(令和8年度)	行政支援システムの運用・保守	C. プロポーザル							98.21
4	政務	データ入力支援業務委託	データ入力支援業務委託	C. プロポーザル							94
5	政務	行政支援システム運用業務(令和9年度)	行政支援システムの運用・保守	C. プロポーザル							72
6	政務	行政支援システム運用業務(令和10年度)	行政支援システムの運用・保守	C. プロポーザル							97

令和6年度モニタリング実施報告書											
業務区分(要約形)											
評価対象業務											
番号	区分	業務名 (契約名称)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 またはDの契約期間	委員会の 承認	委員会の 承認	委員会の 承認	委員会の 承認	実施者	評価結果 (注1)
41	区民生活	すぎなみ地域コム運用・保守業務委託	すぎなみ地域コムの運用・保守	C. プロポーザル							95
42	区民生活	すぎなみ地域大学における講座の運営管理に関する業務委託	すぎなみ地域大学の講座運営	C. プロポーザル							90.3
43	区民生活	荻窪地域区民センターの建物総合管理業務委託	地域区民センター受付案内、清掃及び巡回警備業務	F. その他							98.21
44	区民生活	杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の管理運営業務(指定管理者)	阿佐谷地域区民センター、梅里区民集会所、阿佐谷けやき公園、梅里中央公園の管理運営	B. 指定管理者	令和4年4月1日～令和9年3月31日						97

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
1	政経	行政評価システム運用保守委託(令和6年度)	行政評価システムの運用保守	C プロポーザル									95	0	95	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価及び減点評価はなかった。
2	政経	杉並区行政評価システム再構築業務委託	令和7年度から運用する行政評価システムの再構築	C プロポーザル									90.3	0	90.3	・請求書の請求金額に誤りがあり、想定より提出書類の完成が遅れたため、提出書類の項目について「やや不備」となった。
3	政経	公民連携プラットフォームシステム運用保守業務	公民連携プラットフォームシステム運用及び保守	C プロポーザル									98.21	0	98.21	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
4	政経	データ入力処理業務委託	データ入力処理業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約					区	パンチデータを搬入出している主管課担当者(17名)	94%	・入力処理仕様書(パンチ要領)及び入力原票に基づき処理が行われている。 ・誤入力が起こらないよう担当課との調整を行っている。 ・入力処理仕様書(パンチ要領)の保管・管理が適切に行われている。	100	20	120	・すべての評価項目で「良好」であった。 ・「入力指示表に無い入力データについても迅速に処理し、受取漏れのデータ・記録メディアに対する連絡も迅速に行われ、パンチ室内の節電や清掃にも努めている。」と評価し、加点評価のポイントは20点となった。
5	政経	杉並区住民情報システム統合運用管理業務委託	住民情報システムの運用計画作成・管理及びシステムオペレーション業務	C プロポーザル					区	事業者処理や帳票印刷を依頼している主管課担当者(36名)	72%	・処理スケジュールに基づき、バッチジョブや帳票印刷が遅滞なく行われている。 ・誤操作が生じないよう、複数の業務従事者で確認しつつ処理が行われている。 ・障害又はバッチジョブの異常終了時に、適切な連絡先にエスカレーションされている。	100	20	120	・すべての評価項目で「良好」であった。 ・「業務運用上の課題や問題点を把握し、改善策の提案がなされている。」「サービスレベル合意書で設定した評価項目の9割以上で目標水準を達成している。」と評価し、加点評価のポイントは20点となった。
6	総務	文書交換業務委託	文書交換便による公文書等の運搬及び仕分	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和6年4月1日～令和9年3月31日								97	0	97	・「公文書等が正しく仕分けられている。」の項目において「概ね良好」、「配送物の誤配がない。」の項目において「やや不備」と評価した。 ・その他の項目は「良好」と評価した。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
7	総務	印刷室業務委託	印刷室の運営及び管理サービス	C プロポーザル									100	10	110	・全ての評価項目について、「良好」である。 ・「依頼受付時に有用な相談対応(アドバイス)がなされた」及び「繁忙期等にもかかわらず、急な印刷依頼に調整の上、対応した」点について、加点評価した。
8	総務	杉並区職員健康診断実施業務委託(単価契約)	職員の健康診断等の実施	C プロポーザル					事業者	受診者2,200人	47%	・事前送付書類の内容はわかりやすかったか ・健診スタッフの対応はどうだったか ・待ち時間が長いと感じた場所はあったか	88.04	15	103.04	・マンモグラフィーの検査機械の不具合により、当日検査を受診できないことが2回あったため、健診機器の適切な作動に関する評価項目を「不備」とした。その後、新しい機器を入れ替えたと報告を受けた。 ・巡回健診で採血の痛みの少ない翼状針の使用、選挙により本庁舎での急な健診場所の変更による対応、及び区からの要請による健診の柔軟な受入れに対して、計15点の加点評価とした。
9	総務	杉並区産業医等業務委託(単価契約)	法に基づく産業医業務の実施	E 3年以上同一業者と随意契約									98	0	98	・すべての評価項目について、「良好」又は「概ね良好」であった。
10	総務	杉並区職員研修に関する企画・管理運営等業務委託(単価契約)	杉並区が実施する職員集合研修の企画提案と研修命令支援、出欠管理等の管理運営業務	C プロポーザル					区	区職員(研修生)	97%	・理解度 ・活用度 ・研修時間 ・研修資料 ・研修講師	97.1	5	102.1	・すべての評価項目について、「良好」または「概ね良好」であった。 ・予定よりも多くの応募者が集まり、実施回数を増やした研修があったため、研修企画力について加点評価とした。
11	総務	庁有車運行管理業務委託	庁有車の運行と管理	C プロポーザル					区	運転手付庁有車を利用した区職員70名	73%	・車内の清掃が行き届いているか ・目的地への経路は適切だったか ・安全な運転を心がけているか ・接客の対応は適切か等	98	5	103	・運行管理業務は滞りなく遂行しているため、「良好」又は「概ね良好」であった。接客対応についても、利用した職員から気持ちよく利用できたとの評価を得て、「良好」とした。
12	総務	本庁舎地下駐車場管理業務委託(長期継続契約)	区役所本庁舎駐車場誘導管理	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和4年4月1日～令和7年3月31日								97	0	97	・すべての評価項目について、「良好」又は「概ね良好」であった。
13	総務	杉並区役所庁舎保全業務委託(長期継続契約)	区役所本庁舎の保全業務	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和4年4月1日～令和7年3月31日								94	0	94	・すべての評価項目について、「良好」又は「概ね良好」であった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。
注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。
注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。
注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 （契約件名）	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要	
													基礎評価 （注3）	加点・ 減点評価 （注4）	計		
14	総務	杉並区役所 庁舎清掃等 建物管理及 び警備業務 委託（長期継 続契約）	・区役所本庁舎清掃、小 修繕等管理業務 ・夜間・休日警備業務	D 長期継続 契約→右欄 に契約期間 を記入	令和4年4月1日 ～令和7年3月 31日								94	0	94	・すべての評価項目について、「良好」又は「概ね良好」であつた。	
15	総務	電話交換業 務委託（長期 継続契約）	区役所本庁舎電話交換 業務受付	D 長期継続 契約→右欄 に契約期間 を記入	令和6年4月1日 ～令和9年3月 31日								98	0	98	・すべての評価項目について、「良好」又は「概ね良好」であつた。	
16	総務	来庁者専用 自転車駐車 場管理及び 倉庫鍵・自転 車等貸出受 付業務委託 （単価契約）	・区役所本庁舎来庁者 自転車駐車場管理 ・倉庫及び自転車等の 鍵の貸出	E 3年以上 同一業者と 随意契約									97	0	97	・すべての評価項目について、「良好」又は「概ね良好」であつた。	
17	総務	杉並区ホー ムページ維 持管理委託	区公式ホームページの 維持管理業務	C プロポー ザル									93	0	93	・すべての評価項目について「良好」又は「概ね良好」であつた。	
18	総務	「広報すぎな み」等の配達 委託（単価契 約）	広報紙の配布	E 3年以上 同一業者と 随意契約									95	0	95	・すべての評価項目について「良好」又は「概ね良好」であつた。	
19	総務	広報スタンド の運営委託 （単価契約）	広報紙の配布	E 3年以上 同一業者と 随意契約									97.73	0	97.73	・すべての評価項目について「良好」又は「概ね良好」であつた。	
20	総務	広報紙等の 発送事務委 託（単価契 約）	広報紙の配布	E 3年以上 同一業者と 随意契約									96.4	0	96.4	・すべての評価項目について「良好」又は「概ね良好」であつた。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点をを超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)			
A PFI	D 長期継続契約		
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約		
C プロポーザル	F その他選択業務		

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
21	総務	広報すぎなみデザイン制作・編集業務委託(単価契約)	広報紙の作成	C プロポーザル									97.92	0	97.92	・すべての評価項目について「良好」又は「概ね良好」であった。
22	総務	広報すぎなみ等の区南北バス「すぎ丸」車内設置に伴う配達委託	広報紙の配布	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について「良好」であった。
23	総務	広報番組制作業務委託(単価契約)	広報番組の制作	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について「良好」であった。
24	総務	広報すぎなみ特集記事動画制作業務委託(単価契約)	広報番組の制作	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について「良好」であった。
25	総務	SNS広告運用代行委託(その2)(単価契約)	フェイスブック広告の運用代行	E 3年以上同一業者と随意契約									100	5	105	・すべての評価項目について「良好」であった。 ・Facebook広告の仕様変更について、適切かつ迅速な対応が行われた点を加点評価した。
26	総務	杉並区安全パトロール業務委託	青色回転灯装着車両による区内のパトロール(4業務集合契約、24時間・365日)	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和4年4月1日～令和7年3月31日								89	-5	84	・業務委託内容の履行について大きな問題はなく、すべての評価項目について、「良好」又は「概ね良好」であった。 ・区民から交通違反(一方通行の逆走)の指摘を受けたことから、減点評価とした。
27	総務	杉並区職員非常呼集に係る参集システムサービス提供業務委託	災害発生時、区職員に安否確認及び非常呼集を行うためのメール配信システムの提供	F その他選択業務									100	0	100	・すべての評価項目について、「良好」又は「概ね良好」であった。
28	総務	気象情報ホームページ運用業務委託	杉並区公式ホームページへの気象情報の掲載及び運用	E 3年以上同一業者と随意契約									96	0	96	・すべての評価項目について、「良好」又は「概ね良好」であった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超過する場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は-20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要	
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計		
29	総務	杉並区防災・防犯情報配信サービスの管理運用委託	気象情報・地震情報等の防災関連情報、犯罪発生情報等の防犯関連情報やその他杉並区からのお知らせ等を配信するためのメール配信システムの管理・運用委託	F その他選択業務									98	0	98	・すべての評価項目について、「良好」又は「概ね良好」であった。	
30	総務	杉並区財務書類作成支援及び分析・研修業務	財務書類の作成及び固定資産台帳の更新作業の支援等	C プロポーザル									94.2	5	99.2	・すべての評価項目について、「良好」または「概ね良好」だった。 ・研修終了後に受講者アンケートを実施し、研修に対する評価が高かったことについて加点評価とした。	
31	総務	杉並区議会中継運用業務委託(単価契約)	議会中継のオペレーション業務及び議会中継・会議録検索システムウェブサイトの運用保守	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、「良好」又は「概ね良好」であった。	
32	総務	杉並区議会議員健康診断実施業務委託(単価契約)	区議会議員の健康診断の実施	C プロポーザル									95.65	0	95.65	・すべての評価項目について、「良好」又は「概ね良好」であった。	
33	総務	選挙システム保守委託	選挙システムパッケージ保守	C プロポーザル									97	0	97	・すべての評価項目について、「良好」又は「概ね良好」であった。	
34	区民生活	杉並区立杉並会館等複合施設建物総合管理等業務委託(長期継続契約)	杉並会館等複合施設の建物管理及び受付案内等業務	C プロポーザル									97	0	97	・依然として、提出書類や自主事業における利用者ニーズの反映等において、概ね良好と評価したものはあるが、すべての評価項目において、やや不備・不備はなく、また一部の項目で令和5年度の履行評価からの改善が見られる。	
35	区民生活	財産の使用貸借及び宿泊事業に関する契約(民営化宿泊施設、旧すぎなみ自然村)	直営であった宿泊施設を民間に無償貸与し、宿泊事業を運営	C プロポーザル					事業者	施設利用者751人	6%	・サービス、食事、館内の清掃状況等についての評価	98	0	98	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
36	区民生活	男女平等推進センター相談業務委託	男女平等推進センターで実施する相談業務	C プロポーザル									96	5	101	・すべての評価項目について、良好または概ね良好であった。 ・区担当者と日々情報共有を行い、相談業務に適切に対応している。 ・加点評価として、「相談員の資質向上のため、有益な研修プログラムが組まれている」を評価した。
37	区民生活	男女平等推進センター受付管理業務委託	男女平等推進センターの受付業務	F その他選択業務									92	0	92	・すべての評価項目について、良好または概ね良好であった。 ・区担当者と従事者間の連携、連絡体制が確保され、適切に業務にあたっている。
38	区民生活	男女平等推進センター等の講座実施に伴う託児業務委託(単価契約)	男女平等推進センター等の講座実施に伴う託児業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									92	0	92	・すべての評価項目について、良好または概ね良好であった。 ・区担当者と密に情報共有に努め、乳幼児の保護者とも十分な打ち合わせを行い、適切かつ安全な保育業務を行っている。
39	区民生活	郵送請求等による戸籍証明書及び住民票の写し等に係る発行業務委託(長期継続契約)	郵送請求等による戸籍証明書及び住民票の写し等に係る発行業務	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日								88	-5	83	・全ての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・申請書類一式をシュレッターする事案があったが、真摯に受け止め、対応について速やかに処理をし解決した。
40	区民生活	すぎなみ協働プラザ運営業務委託	すぎなみ協働プラザの運営	C プロポーザル					事業者	すぎなみ協働プラザ登録団体等345団体	24%	・すぎなみ協働プラザの利用状況 ・すぎなみ協働プラザのサービス満足度 ・すぎなみ協働プラザへの要望等	98	0	98	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
41	区民生活	すぎなみ地域コム運用・保守業務委託	すぎなみ地域コムの運用・保守	C プロポーザル									94	0	94	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
42	区民生活	すぎなみ地域大学における講座の運営管理等に関する業務委託	すぎなみ地域大学の講座運営	C プロポーザル									97	0	97	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は-20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

令和6年度モニタリング実施報告書

※ 業務区分(委託形態別)

- A PFI

B 指定管理者

C プロポーザル

D 長期継続契約

E 3年以上同一業者と随意契約

F その他選択業務

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
43	区民生活	荻窪地域区民センターの建物総合管理業務委託	地域区民センター受付案内、清掃及び巡回警備業務	F その他選択業務					区	施設利用者 253人	—	・施設の利用頻度 ・施設利用の満足度 ・施設に対するご意見	97	0	97	・業務運営は、長年の受託業務のため良好に行われている。 ・大規模改修工事に伴う休館に当たっては、利用団体への働きかけを行い、休館に伴う各団体の私用物品の整理等に積極的に対応してくれた。
44	区民生活	杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の管理運営業務(指定管理者)	阿佐谷地域区民センター、梅里区民集会所、阿佐谷けやき公園、梅里中央公園の管理運営	B 指定管理者→右欄に指定期間を記入	令和4年4月1日 ～令和9年3月31日				区	施設利用者 254人	—	・施設の利用頻度 ・施設利用についての満足度 ・施設に対するご意見	96.9	5	101.9	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点点評価として、阿佐谷地域区民センターけやきカフェが、「食べ残し0応援店」へ登録し、食品ロスの削減に取り組んだ」と評価を得た。 ・提出書類に誤記・漏れが見られる点、利用者への案内表示について創意工夫が足りない点、梅里区民集会所の整理整頓が不十分であった点について概ね良好としたが、全体的には良好な管理運営がなされていた。
45	区民生活	和田区民集会所外2施設の建物総合管理業務委託(長期継続契約)	和田区民集会所及び高円寺北集会所の受付案内、清掃、巡回警備、設備保守点検、和田障害者交流館の清掃、設備保守点検	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日	高円寺地域区民センター協議会	公募及び地域の団体から推薦された区民	・良好な運営がなされている。	区	施設利用者 111人	—	・施設の利用頻度 ・施設利用についての満足度 ・施設に対するご意見	86	0	86	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・施設利用者からの評価は、概ね良好である。
46	区民生活	井草地域区民センター外2施設の建物総合管理業務委託(長期継続契約)	・井草地域区民センター受付案内、清掃及び巡回警備業務 ・四宮区民集会所及び八成区民集会所受付案内、清掃及び巡回警備、設備保守点検	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日	井草地域区民センター協議会	公募及び地域の団体から推薦された区民	・良好な運営がなされている。	区	施設利用者 95人	—	・施設の利用頻度 ・施設利用についての満足度 ・施設に対するご意見	90	0	90	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、適切な施設運営が行われている。
47	区民生活	永福和泉地域区民センター外1施設の建物総合管理業務委託(長期継続契約)	永福和泉地域区民センター、方南会館の建物総合管理	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日	履行評価連絡会	施設利用者、事業者代表、従業員代表、地域課	・良好な運営がなされている。	区	施設利用者 201人	—	・施設の利用頻度 ・施設利用についての満足度 ・施設に対するご意見	88	0	88	・提出書類に関して、提出期限に遅れが目立ちやや不備とした。 ・各業務は概ね良好に実施されている。
48	区民生活	杉並区立高井戸地域区民センター外2施設の管理運営業務(指定管理者)	高井戸地域区民センター、高齢者活動支援センター、高井戸温水プールの指定管理業務	B 指定管理者→右欄に指定期間を記入	令和4年4月1日 ～令和9年3月31日				区	施設利用者 169人	—	・施設の利用頻度 ・施設利用についての満足度 ・施設に対するご意見	96	0	96	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
49	区民 生活	上高井戸区 民集会所外2 施設の建物 総合管理業 務委託(長期 継続契約)	上高井戸区民集会所、 久我山会館、浜田山会 館の建物総合管理	D 長期継続 契約→右欄 に契約期間 を記入	令和6年4月1日 ～令和9年3月 31日				区	施設利用者 134人	—	・施設の利用頻度 ・施設利用についての 満足度 ・施設に対するご意見	96	0	96	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、適切な 施設運営が行われている。
50	区民 生活	杉並区立西 荻地域区民 センター外2 施設の管理 運営業務(指 定管理者)	西荻地域区民センター、 勤労者福祉会館、西荻 南集会所の管理運営	B 指定管理 者→右欄に 指定期間を 記入	令和2年10月1 日～令和8年3 月31日	履行評価 連絡会	施設利用者、 指定管理者、 産業振興セ ンター、地域 課	・良好な運営が なされている。	区	施設利用者 212人	—	・施設の利用頻度 ・施設利用についての 満足度 ・施設に対するご意見	99.6	15	114.6	・すべての評価項目について、やや不備又は不備は無かった。 ・加点評価としては、自主事業への取り組みや、センター協議会 事業への積極的な協力、施設管理上では節電・節水などに努め たことなどが評価された。
51	区民 生活	コミュニティふ らっと阿佐谷 受付案内等 業務委託	コミュニティふらっと阿佐 谷の受付案内業務。多 世代交流イベント実施業 務。	C プロポー ザル					区	施設利用者 93人	—	・施設の利用頻度 ・施設利用についての 満足度 ・施設に対するご意見	93	0	93	・すべての評価項目について、やや不備又は不備の評価はなく、 適切な運営を行っている。 ・加点評価としては、多世代交流イベントで新しい地域団体や学 校の参加により、交流の場が広がったこと、また、日頃からの防 災訓練・応急救命講習の実施等について杉並消防署から表彰を 受けるなど、日頃からの防災・救命についての意識の高さが評 価された。 ・仕様書記載の防火管理者の選任が履行されていなかった点を 減点評価とした。
52	区民 生活	コミュニティふ らっと東原受 付案内等業 務委託	コミュニティふらっと東原 の受付案内業務。多世 代交流イベント実施業 務。	C プロポー ザル					区	施設利用者 107人	—	・施設の利用頻度 ・施設利用についての 満足度 ・施設に対するご意見	96	0	96	・すべての評価項目について、やや不備又は不備の評価はなく、 適切な運営を行っている。
53	区民 生活	コミュニティふ らっと馬橋受 付案内等業 務委託	コミュニティふらっと馬橋 の受付案内業務。多世 代交流イベント実施業 務。	C プロポー ザル					区	施設利用者 95人	—	・施設の利用頻度 ・施設利用についての 満足度 ・施設に対するご意見	90	10	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備の評価はなく、 適切な運営を行っている。 ・地域団体等との連携を意識し、積極的なかわりを持っている 点と施設の利用者や事業者が実施するイベント等を介して、新 たなコミュニティの形成が見られる点が加点評価対象となってい る。
54	区民 生活	コミュニティふ らっと成田受 付案内等業 務委託(長期 継続契約)	コミュニティふらっと成田 の受付案内業務。多世 代交流イベント実施業 務。	C プロポー ザル					区	施設利用者 93人	—	・施設の利用頻度 ・施設利用についての 満足度 ・施設に対するご意見	96	0	96	・すべての評価項目について、不備の評価はなく、適切な運営を 行っている。 ・集会室の現状回復について、見落とししていたことがあるため、 「やや不備」とした。 ・施設利用者からの評価も良好である。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
55	区民生活	社会教育センター及び高円寺地域区民センター複合施設の管理運営業務(指定管理者)	杉並区立社会教育センター及び高円寺地域区民センター等複合施設管理運営業務	B 指定管理者→右欄に指定期間を記入	令和5年4月1日～令和10年3月31日	履行評価連絡会	施設利用者代表、指定管理者、生涯学習推移進課、地域課	・良好な運営がなされている。	区	施設利用者123人	—	・施設の利用頻度 ・施設利用についての満足度 ・施設に対するご意見	99	5	104	・すべての評価項目について、やや不備又は不備の評価はなく、適切な運営を行っている。 ・施設利用者からの評価も、概ね良好である。 ・地域との連携や自主事業を実施により施設のPRを推進し、利用促進に努めている点を加点評価した。
56	区民生活	コミュニティふらっと方南受付案内等業務委託(長期継続契約)	コミュニティふらっと方南受付案内、多世代交流イベント実施業務	C プロポーザル		履行評価連絡会	施設利用者、事業者代表、従業員代表、地域課	・良好な運営がなされている。	区	施設利用者93人	—	・施設の利用頻度 ・施設利用についての満足度 ・施設に対するご意見	92	0	92	・すべての評価項目について、やや不備又は不備の評価はなく、適切な運営を行っている。
57	区民生活	コミュニティふらっと本天沼受付案内等業務委託	受付案内、多世代交流イベント実施業務	C プロポーザル									98	0	98	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、適切な運営を行っている。
58	区民生活	令和6年度地域活動団体を対象としたICT活用講習等事業委託(単価契約)	地域活動団体を対象としたICT活用講習等の企画・実施	E 3年以上同一業者と随意契約									97	0	97	・すべての評価項目について、やや不備又は不備の評価はなく、適切な運営を行っている。
59	区民生活	軽自動車税等受付及び特別区民税・都民税証明書交付業務等委託	軽自動車税等受付及び特別区民税・都民税証明書交付業務等窓口の運営	C プロポーザル									90	0	90	・すべての評価項目について、不備はなかった。 ・プロポーザル選定結果による事業者変更への業務引継ぎを開始している。
60	区民生活	杉並公会堂改築並びに維持管理及び運営事業	杉並公会堂改築並びに維持管理及び運営事業	A PFI									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・杉並公会堂の事業委託については毎月、月報として維持管理業務報告書及び運営業務報告書に基づき報告を受け、必要に応じ現場確認を行っている。 また、この月報と併せて四半期総括書に基づいて、契約書に定めた基準を基に評価を行っている。
61	区民生活	令和6年度こども伝統芸能わくわく体験事業(やってみよう!)運営委託	令和6年度こども伝統芸能わくわく体験事業(やってみよう!)運営	E 3年以上同一業者と随意契約					区	事業参加者209名	71%	・参加した催しはどうだったか ・この催しを何で知ったか ・今後取り上げて欲しいプログラム	100	5	105	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・実施したアンケートでは「楽しかった」というコメントが多く寄せられており、加点評価とした。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
62	区民生活	杉並区文化芸術情報紙デザイン・編集製作等業務委託	杉並区文化芸術情報紙のデザイン・編集製作等	C プロポーザル									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区担当者と密に連絡を取り合いながら、紙面作成が問題なく行われている。
63	区民生活	杉並区文化芸術・交流自治体情報紙の配達委託	杉並区文化芸術・交流自治体情報紙の配達委託	E 3年以上同一業者と随意契約									95	0	95	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・配達に関する苦情等も特に寄せられていない。 ・コンビニエンスストアの新規開店、区立施設の休館、配達員の変更などの連絡が、担当者から区へ遅滞なく行われている。
64	区民生活	杉並芸術会館の管理運営(特定非営利活動法人 劇場創造ネットワーク)	杉並芸術会館の管理運営	B 指定管理者→右欄に指定期間を記入	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	杉並区立杉並芸術会館運営に関する懇談会	学識経験者2名、関係団体3名、有識者2名	・良好な運営がなされている。	事業者	来館者738名	100%	・認知度、来館頻度 ・施設や設備の内容はどうだったか ・今後座・高円寺に何を期待するか(施設、企画、運営面)	98	10	108	・四半期ごとに業務報告を受け必要に応じ現場確認を行っている。 ・ほぼ毎月定例会を実施し、情報共有に努めている。 ・地域団体等と継続的に協働し、街をあげてのイベントを共に行うなど、地域の活性化を図っている。
65	区民生活	上井草スポーツセンター外1施設指定管理(上井草スポーツセンター・妙正寺体育館)	上井草スポーツセンター外1施設運営管理(上井草スポーツセンター・妙正寺体育館)	B 指定管理者→右欄に指定期間を記入	令和4年4月1日 ～令和9年3月31日				区	利用者43,642人	1.5%	・利用施設、利用目的、利用頻度、実施したスポーツ ・施設の満足度	99	20	119	・すべての評価項目において、良好、概ね良好であった。 ・利用者満足度調査の結果外3項目を加点評価とした。
66	区民生活	荻窪体育館、高円寺体育館及び大宮前体育館指定管理	荻窪体育館、高円寺体育館及び大宮前体育館運営管理	B 指定管理者→右欄に指定期間を記入	令和4年4月1日 ～令和9年3月31日				区	利用者32,111人	2.7%	・利用施設、利用目的、利用頻度、実施したスポーツ ・施設の満足度	99	15	114	・すべての評価項目について、良好、概ね良好であった。 ・休場日の縮小、開場時間の延長等新たな時間帯の活用、施設内スペースの有効活用を図った外2項目を加点評価とした。
67	区民生活	松ノ木運動場、永福体育館及び下高井戸運動場・区民集会所指定管理	松ノ木運動場、永福体育館及び下高井戸運動場・区民集会所の運営管理	B 指定管理者→右欄に指定期間を記入	令和4年4月1日 ～令和9年3月31日				区	利用者22,752人	3%	・利用施設、利用目的、利用頻度、実施したスポーツ ・施設の満足度	97	10	107	・すべての評価項目について、不備はなかった。 ・事業全体の参加者が増加した外1項目を加点評価とした。
68	区民生活	受付管理等業務委託(杉十小温水プール)	杉十小温水プールの受付管理	E 3年以上同一業者と随意契約					区	利用者4,342人	7%	・利用施設、利用目的、利用頻度、実施したスポーツ ・施設の満足度	97	0	97	・すべての評価項目について、不備はなかった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
69	区民 生活	監視業務等 委託(杉十小 温水プール)	杉十小温水プールの プール監視	D 長期継続 契約→右欄 に契約期間 を記入	令和5年4月1日 ～令和8年3月 31日				区	利用者 4,342人	7%	・利用施設、利用目的、 利用頻度、実施したス ポーツ ・施設の満足度	99	5	104	・すべての評価項目について、良好、概ね良好であった。 ・自主的に障害者対応研修を実施したため加点評価とした。
70	区民 生活	和田堀公園 プール運営 業務委託	和田堀公園プール運営 業務委託	F その他選 択業務									91	5	96	・20の評価項目のうち、やや不備が1つあった(監視員の身だしな みや接遇に対し、利用者からの苦情があった)。 ・加点評価が1項目あった(来年度の運営に関する改善の提案が なされた)。
71	区民 生活	「すぎなみス ポーツアカデ ミー」事業委 託	「すぎなみスポーツアカ デミー」の事業委託	E 3年以上 同一業者と 随意契約									90	0	90	・20の評価項目のうち、やや不備が1つあった(リーフレットが適 切な時期に作成されていない)。 ・加点評価が1項目あった(認定登録者の資格更新手続きを郵送 からWebに変更し、利便性向上と郵送料削減を図った)。 ・減点評価が1項目あった(当初の予定と異なる時期に開催した 講座が3つあった)。
72	区民 生活	和田堀公園 野球場外1所 受付管理等 業務委託	和田堀公園野球場、和 田堀調節池壁打ち庭球 練習場の受付管理等業 務	F その他選 択業務					区	利用者 7,186人	4%	・利用施設、利用目的、 利用頻度、実施したス ポーツ ・施設の満足度	100	0	100	・すべての評価項目について、良好であった。
73	区民 生活	井草森公園 運動場天然 芝グラウンド 維持管理業 務委託	井草森公園運動場天然 芝グラウンド維持管理業 務	E 3年以上 同一業者と 随意契約									80	0	80	・すべての評価項目について、良好であった。
74	区民 生活	杉並アニメー ションミュー ジア運営業 務委託	杉並アニメーションミュー ジアムの運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									91	0	91	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、現状の 施設運営に大きな問題は見受けられなかった。
75	区民 生活	ウェブサイト 「すぎなみ学 倶楽部」の運 営業務委託	区公式情報発信サイト 「すぎなみ学倶楽部」の 運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									95	0	95	・すべての項目で、やや不備又は不備はなかった。
76	区民 生活	杉並区就労 支援センター 若者就労支 援コーナー運 営業務委託	若者就労支援コーナー の運営	C プロポー ザル					事業者	相談及びセミ ナー利用者 778人	90%	・相談の内容は満足 だったか ・セミナーの内容は満足 だったか	95	0	95	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・イベント実施に関して、昨年の反省を踏まえて他機関と密に連 絡をとり実施できたことで加点となったが、成果目標未達があり、 減点評価となり、加点・減点合計0点となった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要	
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計		
77	区民生活	就労準備訓練及び社会適応力訓練支援事業業務委託	就労準備訓練及び社会適応力訓練の支援と運営	C プロポーザル					事業者	面談及び訓練利用者557人	90%	・面談の内容は満足だったか ・訓練の内容は満足だったか	97	0	97	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・利用者アンケートで相談に対する評価が高く加点となったが、成果目標未達があり、減点評価となり、加点・減点合計0点となった。	
78	区民生活	杉並区魅力発信事業業務委託	西武新宿線及び京王井の頭線沿線の観光資源を活用した区内全域における来街者誘致の促進と地域活性化を図る取組を行う	C プロポーザル									96	0	96	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。	
79	区民生活	成田西ふれあい農業公園管理運営業務委託	成田西ふれあい農業公園の管理運営業務	C プロポーザル					事業者	イベント参加者	90%	・参加のきっかけ ・どのような農業体験を希望するか ・スタッフの対応 ・自由記載	86	10	96	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価として、「周辺環境や生物多様性に配慮した農地の管理をしている」点などが評価された。	
80	区民生活	杉並区産業振興センター中小企業資金融資あっせん業務及び創業・経営相談業務等委託	相談員が経営に関する各種相談（販売促進、資金繰り、経営管理、労務、経理、税務など）や中小企業資金融資あっせん受付業務を行っている。	E 3年以上同一業者と随意契約					区	創業・経営相談窓口利用者	90%	・相談窓口を利用して、どのように感じたか ・今後必要と思われる支援は何か	80	0	80	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。	
81	区民生活	求人情報提供サイト「就職応援ナビすぎなみ」の運用委託	区内事業者の求人情報サイトの運営	E 3年以上同一業者と随意契約									97	5	102	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・サイト機能に関する提案の加点評価があり、5点加点となった。	
82	区民生活	杉並区立産業商工会館運営管理業務委託	杉並区立産業商工会館の運営管理	E 3年以上同一業者と随意契約					事業者	施設利用者73者（団体または個人）	96%	・職員の対応について ・施設の表示について ・施設全般について	95	5	100	・施設利用者を対象としたアンケートで、評価が高かった（良好70%以上）ため、加点評価とした。 ・前期評価では、受付職員の交代等により提出書類のやや不備があったが、事業所内研修の実施等により改善された。	
83	区民生活	上井草二丁目団体利用農園維持管理委託	上井草二丁目団体利用農園維持管理委託	E 3年以上同一業者と随意契約					区	イベント参加団体	100%	・体験時間はどうだったか ・収穫量はどうだったか ・その他自由記載	100	20	120	・すべての評価項目について、やや不備又は不備は無かった。 ・加点評価として、「農業体験の実施方法を工夫している」点や、「区内農業者等に十分な情報提供を行っている」点などが評価された。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点（限度）となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要	
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計		
84	区民生活	令和6年度農福連携農園維持管理運営業務委託	農福連携農園の維持管理運営業務	E 3年以上同一業者と随意契約					区	団体農園区画利用11団体	100%	・農園の活用目的 ・利用状況 ・収穫物の活用方法 ・その他意見要望	98	10	108	・すべての評価項目について、やや不備又は不備は無かった。 ・管理運営やイベント運営など適切に管理されている。 ・マルシェと収穫体験を同日開催することで、集客の向上を図るなどの工夫をしていたことから加点評価を行った。	
85	区民生活	杉並区産業振興センター等の清掃管理業務委託	杉並区産業振興センター、荻窪区民事務所、その他共用部等の清掃	E 3年以上同一業者と随意契約									93	0	93	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。	
86	保健福祉	杉並区外出支援相談センター運営業務委託	杉並区外出支援相談センターの運営	C プロポーザル									100	10	110	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価は、杉並区地域公共交通活性化協議会に委員として参加し、移動困難者の実態等について情報提供している点である。	
87	保健福祉	国保年金課業務委託(長期継続契約)	国保年金課業務委託	C プロポーザル									81	0	81	・評価項目37項目のうち「不備」とした項目は無く、「やや不備」とした項目が1項目あった。「やや不備」としたのは、一部の係で従事者数が閑散期とはいえ目安人数を下回る状態が続いた時期があったためで、現在、改善に向けて取組中である。 ・その他の項目については良好に運営出来ており、窓口での待ち時間短縮や協定に基づくデジタル人材育成プロジェクトなど、事業者ならではの柔軟な対応で、業務委託による更なる効率化に取り組んでおり評価できる。 ・加点・減点評価は無かった。	
88	保健福祉	杉並区障害者24時間安心サポート事業(緊急ショート等)委託(単価契約)	杉並区障害者24時間安心サポート(緊急ショート等)の事業委託	E 3年以上同一業者と随意契約									100	5	105	・すべての評価項目について、良好だった。 ・障害者の権利擁護や介護に関する技術等の向上を目指した研修の受講や法人内でOJTを実施している点を評価した。 ・実際の非常時に近い形で訓練を行うために、事前の予告を行わず警報を鳴らすことで利用者の様子や従事者の動きを確認するなど、災害対策における工夫を加点評価とした。	
89	保健福祉	杉並区緊急時対応ショート事業(居室確保型)委託(単価契約)	杉並区緊急時対応ショート事業(居室確保型)の事業委託	E 3年以上同一業者と随意契約									100	5	105	・すべての評価項目について、良好だった。 ・施設内の衛生管理について、従業員による清掃のほか、定期的に外部業者による清掃及び消毒作業を行っている点を評価した。 ・非常災害時を想定して当該施設に適切な避難及び救出経路を確認したことや、業者に依頼して備品の確認を行うなどの防災に関する体制を加点評価とした。	
90	保健福祉	杉並区障害者日帰りショートステイの事業委託①	障害者日帰りショートステイの事業委託(いたるセンター)	F その他選択業務									100	0	100	・すべての評価項目について良好だったが、加点評価となるものはなかった。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)			
A PFI	D 長期継続契約		
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約		
C プロポーザル	F その他選択業務		

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
91	保健 福祉	杉並区障害 者日帰り ショートステ イの事業委 託②	障害者日帰りショ ートステイの事業委託(光ホーム)	F その他選 択業務									95	0	95	・非常災害時の対応整備について、避難訓練の実施ができていなかったため、「やや不備」とした。 他の項目については、やや不備又は不備はなかったが、加点評価となるものはなかった。
92	保健 福祉	杉並区障害 者日帰り ショートステ イの事業委 託③	障害者日帰りショ ートステイの事業委託(どろん こ会)	F その他選 択業務									98	5	103	・すべての評価項目について、やや不備または不備はなかった。 ・非常時における保護者への情報周知体制をとり、定期的な避難訓練および不審者訓練を行い、非常時を想定した適切な対応体制がとられていたため、加点評価を行った。
93	保健 福祉	杉並区障害 者日帰り ショートステ イの事業委 託④	障害者日帰りショ ートステイの事業委託(うらか か)	F その他選 択業務									100	5	105	・すべての評価項目について、良好だった。 ・物品備蓄や非常用電源の確保、定期的な訓練実施など、非常災害時への備えがなされていることから、加点評価した。
94	保健 福祉	杉並区障害 者地域相談 支援センター 荻窪運営委 託	杉並区障害者地域相談 支援センター荻窪の運 営	C プロポー ザル									99	0	99	・概ね仕様書どおりに業務が履行されていたため、「やや不備」「不備」と評価した項目はなかった。特に、ピア相談員の育成に積極的に取り組んでいる点を評価した。
95	保健 福祉	杉並区障害 者地域相談 支援センター 高井戸運営 委託	杉並区障害者地域相談 支援センター高井戸の 運営	C プロポー ザル									99	0	99	・概ね仕様書どおりに業務が履行されていたため、「やや不備」「不備」と評価した項目はなかった。特に、関係機関に向けた事業説明会の実施等、地域の関係機関との連携が積極的に図られている点を評価した。
96	保健 福祉	杉並区障害 者地域相談 支援センター 高円寺運営 委託	杉並区障害者地域相談 支援センター高円寺の 運営	C プロポー ザル									94	5	99	・事故発生時(セキュリティカード紛失事案)に区への報告が大幅に遅れたため、連絡・連携に関する項目を「不備」と評価した。 また、広報紙の発行遅れが1度発生したことから当該項目を「やや不備」とした。しかし、所内事例検討(ロールプレイ)の実施や、都区の研修への積極的な参加など事業実施面での工夫が見られたことから加点評価とした。
97	保健 福祉	杉並区精神 障害者グ ループホーム 活用型ショ ートステイ事業 委託(単価契 約)その1	杉並区精神障害者グ ループホーム活用型 ショートステイ事業実施 要綱に基づく事業の実 施(あおばケアセンター)	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	・年間を通して、仕様書どおりに業務が履行されていたため、全ての項目で「良好」と評価した。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
98	保健 福祉	杉並区精神 障害者グ ループホーム 活用型ショ ートステイ事業 委託(単価契 約)その2	杉並区精神障害者グ ループホーム活用型 ショートステイ事業実施 要綱に基づく事業の実 施(メゾンユトリロ)	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	・年間を通して、仕様書どおりに業務が履行されていたため、全 ての項目で「良好」とした。特に関係機関との積極的な情報連携 や、利用者個々の目的に応じた丁寧な支援を行っていることが 評価された。 一方で利用者数や稼働日数が減少傾向であり、事業の展開に 関して課題が残った。
99	保健 福祉	心身障害者 寝具洗濯乾 燥事業委託 (単価契約)	寝具の洗濯・乾燥が困 難な重度の障害者に洗 濯・乾燥サービスを行 う。	F その他選 択業務									100	0	100	・すべての基礎評価項目について、「良好」に実施されていた。
100	保健 福祉	重度心身障 害者訪問入 浴サービス 業務委託(単 価契約)①	入浴が困難な在宅の重 度心身障害者に対し、訪 問入浴車の派遣により 入浴サービスを行う。	F その他選 択業務									98	0	98	・事故の報告があった際に、速やかに報告書の提出がなかった ため(事故発生2か月後に提出があった)、その点について「や や不良」と評価した。
101	保健 福祉	重度心身障 害者訪問入 浴サービス 業務委託(単 価契約)②	入浴が困難な在宅の重 度心身障害者に対し、訪 問入浴車の派遣により 入浴サービスを行う。	F その他選 択業務									100	0	100	すべての基礎評価項目について、「良好」に実施されていた。
102	保健 福祉	重度心身障 害者等緊急 通報システム 業務委託(単 価契約)	障害者、難病患者の世 帯へ緊急通報機器の設 置・緊急時対応・機器の 維持管理・撤去等を行 う。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									97	0	97	毎月の請求書等の提出について、若干の遅れが生じたことによ るマイナスがあった。
103	保健 福祉	心身障害者 理美容サー ビス事業委 託①	理・美容組合に所属して いる理・美容店が重度の 心身障害者の居宅に出 向き、理・美容サービス を行う。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									96	0	96	理美容券の回収について、若干の遅れが生じたことによるマイ ナスがあった。
104	保健 福祉	心身障害者 理美容サー ビス事業委 託②	理・美容組合に所属して いる理・美容店が重度の 心身障害者の居宅に出 向き、理・美容サービス を行う。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
105	保健 福祉	心身障害者 理美容サー ビス事業委 託③	理・美容組合に所属して いる理・美容店が重度の 心身障害者の居宅に出 向き、理・美容サービス を行う。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
106	保健 福祉	心身障害者 理美容サー ビス事業委 託④	理・美容組合に所属して いる理・美容店が重度の 心身障害者の居宅に出 向き、理・美容サービス を行う。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
107	保健 福祉	知的障害者 (児)位置探 索システム事 業委託(単価 契約)	位置探索システムの貸 与・位置情報の照会回 答・機器の保守・故障対 応等の業務を行う。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	すべての基礎評価項目について、「良好」に実施されていた。
108	保健 福祉	心身障害者 おむつ支給 業務委託(単 価契約)	心身障害者のおむつの 支給に際し、相談・配送・ 変更対応等業務を行う。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	5	105	・基礎評価は、すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価は、数年来のおむつの市場価格の値上がりに対応について、区からの様々な依頼に対し積極的に検討し、迅速に対応策の提案がなされている。また、誤配、おむつ相談窓口に関わる苦情などは、一件もなく、運営が適正に行われ、諸々の対応が秀逸である。
109	保健 福祉	杉並区家具 転倒防止器 具取付事業 委託(単価契 約)	障害者、難病患者の世 帯の減災対策として、家 具に転倒防止器具を取り 付ける。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									98	0	98	請求書等の提出がやや遅れたため「概ね良好」の評価とした。その他の事項に不備はなかった。
110	保健 福祉	こども発達セ ンター給食調 理業務委託 (単価契約)	こども発達センターの給 食調理業務	E 3年以上 同一業者と 随意契約					区	保護者47人	89%	献立に係る嗜好 給食に係る意見、要望 の聞き取り	90	10	100	・すべての評価項目について、「良好」「概ね良好」に実施されていた。 ・調理方法の工夫や、細やかな配慮がされた料理の提供、利用者の要望を受けて調理の工夫の提案があったことが加点評価となった。
111	保健 福祉	こども発達セ ンター送迎バ ス運行業務 委託(長期継 続契約)	こども発達センターのバ ス運行業務	E 3年以上 同一業者と 随意契約									99	5	104	・すべての評価項目について、「良好」「概ね良好」に実施されていた。 ・バスの内部設備(座席、カーテン等)の清潔さや車体に傷や汚れがないことが加点評価となった。
112	保健 福祉	杉並区立重 症心身障害 児通所施設 わかば運営 委託	医療的ケアがある未就 学の重症心身障害児等 の療育を行う通所施設 わかばの運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									96	10	106	・基礎評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・こども発達センター等と連携・情報交換を密に行っていたり、近隣の保育室若杉等との交流を行う、地域教育推進協議会に参加したりするなど、地域の関係機関とのつながりについては、年間を通して関係性を築こうとしている様子がうかがえたため、加点評価している。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 （契約件名）	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要	
													基礎評価 （注3）	加点・ 減点評価 （注4）	計		
113	保健 福祉	こども発達センター及び重症心身障害児通所施設わかば等が送迎バス運行業務委託	杉並区立重症心身障害児通所施設わかば等の通所者、介助者及び関係者の通所に関する送迎	E 3年以上同一業者と随意契約									98	5	103	・基礎評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・バス内部設備の清潔さが保たれている点や、車体に傷・汚れがない点について、加点評価を行った。	
114	保健 福祉	障害児通所支援巡回バス運行業務委託	杉並区立重症心身障害児通所施設わかば等の通所者、介助者及び関係者の通所に関する送迎	E 3年以上同一業者と随意契約									96	5	101	・基礎評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・バス内部設備の清潔さが保たれている点や、車体に傷・汚れがない点について、加点評価を行った。	
115	保健 福祉	杉並区学齢期発達支援事業委託（基本契約）①	杉並区学齢期発達支援事業の実施	E 3年以上同一業者と随意契約					区	保護者6人	75%	児童への支援、保護者への支援及び学校との連携についての満足度	100	0	100	・基礎評価項目について、「良好」に実施されていた。 ・利用者の特性を理解しながら、臨機応変に支援内容の創意工夫に務めており、業務の履行状況が良好である。 ・支援終了後にフィードバックを丁寧に行うなど、寄り添った保護者対応、職員間のミーティングが活発におこなわれており、積極的な情報共有に努めていた。	
116	保健 福祉	杉並区学齢期発達支援事業委託（基本契約）②	杉並区学齢期発達支援事業の実施	E 3年以上同一業者と随意契約					区	保護者39人	45%	児童への支援、保護者への支援及び学校との連携についての満足度	99	0	99	・基礎評価項目について、「良好」に実施されていた。 ・職員間の情報共有が工夫して行われており、連絡が迅速に組織内で迅速に周知されていた。 ・都度モニタリングを行い、支援内容に組み込むなど、支援の検証・改善に努めていた。	
117	保健 福祉	杉並区学齢期発達支援事業委託（基本契約）③	杉並区学齢期発達支援事業の実施	E 3年以上同一業者と随意契約					区	保護者13人	52%	児童への支援、保護者への支援及び学校との連携についての満足度	100	0	100	・基礎評価項目について、「良好」に実施されていた。 ・緊急時対応マニュアル等の再策定をおこなうなど、最新情報を取り入れた各種マニュアル作成に努めていた。 ・アセスメントを定期的に行い、計画を見直すなど、支援の検証・改善に努めていた。 ・支援終了後の保護者へのフィードバックを丁寧におこなうなど、発達特性、課題及び様子の変化について、保護者と共有できていた。	
118	保健 福祉	杉並区学齢期発達支援事業委託（基本契約）④	杉並区学齢期発達支援事業の実施	E 3年以上同一業者と随意契約					区	保護者0人	0%	児童への支援、保護者への支援及び学校との連携についての満足度	100	0	100	・基礎評価項目について、「良好」に実施されていた。 ・虐待を防止するため職員の研修機会を確保する等、虐待防止に関する機会を積極的に設けられていた。 ・アセスメントを適切に行い、児や保護者のニーズを積極的に取り入れられるよう努めていた。 ・ケース共有を頻繁におこない、多様な視点から支援方法を検討していた。	
119	保健 福祉	杉並区学齢期発達支援事業委託（基本契約）⑤	杉並区学齢期発達支援事業の実施	E 3年以上同一業者と随意契約					区	保護者1人	6%	児童への支援、保護者への支援及び学校との連携についての満足度	97	0	97	・基礎評価項目について、「良好」に実施されていた。 ・児の状況を配慮し保護者に同意のもと学校と情報共有するなど、学校の連携に努めていた。 ・外部講師を招いた研修を行うなど、職員の資質向上に努めていた。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。
注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。
注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。
注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
120	保健 福祉	杉並区学齢 期発達支援 事業委託(基 本契約)⑥	杉並区学齢期発達支援 事業の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約					区	保護者23人	44%	児童への支援、保護者 への支援及び学校との 連携についての満足度	99	0	99	・基礎評価項目について、「良好」に実施されていた。 ・定期的にモニタリングを行い、学校報告書の作成にむけニーズ の把握に努めるなど、保護者支援を積極的に行っていた。 ・外部研修にも積極的に参加し、発達障害に関する研修の機会 を確保していた。
121	保健 福祉	杉並区立和 田障害者交 流館及び杉 並区立高円 寺障害者交 流館運営管 理委託	障害者交流館の運営管 理	F その他選 択業務									100	5	105	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・「節電・節水に努めている。」の項目が加点評価となった。
122	保健 福祉	杉並区立杉 並視覚障害 者会館の運 営管理委託	杉並視覚障害者会館の 運営管理	F その他選 択業務									95	0	95	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
123	保健 福祉	杉並障害者 福祉会館の 運営管理委 託	杉並障害者福祉会館の 運営及び管理	F その他選 択業務									90	5	95	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。節 電・節水に努めている項目で加点評価となった。
124	保健 福祉	杉並区立す ぎのき生活 圏給食調理 業務委託(単 価契約)	すぎのき生活圏の給食 調理業務の委託	F その他選 択業務									89	0	89	良好、概ね良好が多くみられたが、加点評価となるものはなかつ た。
125	保健 福祉	障害者雇用 推進特別清 掃事業請負	すぎのき生活圏の日常 清掃・定期清掃、建物環 境衛生業務	E 3年以上 同一業者と 随意契約									81	10	91	提出書類、業務管理体制等ほとんどの項目が良好であったが、 清掃業務の項目がすべて概ね良好の評価となり、基礎評価が81 点となった。2項目(有用な改善の提案、節電節水に努めている) で加点評価となった。
126	保健 福祉	杉並区立な のはな生活 圏日常清掃 業務請負	なのはな生活圏の日常 清掃業務	E 3年以上 同一業者と 随意契約									93	0	93	良好、概ね良好が多くみられた。
127	保健 福祉	すぎのき生 活圏利用者 送迎バス運 行業務委託	すぎのき生活圏利用 者の通所に関する送迎等	F その他選 択業務									100	15	115	すべての基礎評価項目について、良好だった。 加点評価が3項目(社内設備の清潔さ、利用者の発病・発作の 対応、安全で快適なバスの運行)あり高い評価となった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
128	保健 福祉	こすもす生活 園利用者送 迎用バス運 行業務委託	こすもす生活園利用者の 通所に関する送迎等	F その他選 択業務									92	0	92	多くの基礎評価は良好だった。
129	保健 福祉	杉並区立こ すもす生活園 給食調理業 務委託(単価 契約)	こすもす生活園の給食 調理業務の委託	F その他選 択業務									83	-5	78	良好、概ね良好が多くみられ、調理方法の工夫、配慮がされた料理で加点評価となっているが、調理従事者の欠員発生時の対応や分室が増えたことによる専属調理員の配置で減点評価となっている。
130	保健 福祉	杉並区立な のはな生活園 給食調理業 務委託(単 価契約)	なのはな生活園の給食 調理業務の委託	F その他選 択業務									91	5	96	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。調理方法の工夫や細やかな配慮がなされた料理の提供をしていることが加点評価となった。
131	保健 福祉	杉並区障害 者就労支援 センター事業 委託	杉並区障害者就労支援 センターの運営	F その他選 択業務									96	0	96	業務管理体制等の基礎評価については、「個別支援計画の策定」項目以外は、全て良好であった。「個別支援計画の策定」の項目についても、新規登録者の計画策定は全て行っているが、評価基準に照らし合わせ不可となった。障害者の就労に向けて、障害者一人ひとりの能力に応じたきめ細かい支援を提供している。
132	保健 福祉	杉並障害者 福祉会館利 用者送迎用 バス運行業 務委託	会館が実施する事業の 利用者及び参加者その 他助者の会館への送迎	F その他選 択業務									99	0	99	ほとんどの評価が良好であり、高い評価となった。
133	保健 福祉	すぎのき生 活園利用者 送迎用マイク ロバス運行 業務委託(単 価契約)	すぎのき生活園利用者の 通所に関する送迎等	F その他選 択業務									100	15	115	すべての基礎評価項目について、良好だった。加点評価が3項目（社内設備の清潔さ、利用者の発病・発作の対応、安全で快適なバスの運行）あり高い評価となった。
134	保健 福祉	なのはな生 活園利用者 送迎用マイク ロバス運行 業務委託	なのはな生活園利用者の 通所に関する送迎等	F その他選 択業務									99	0	99	ほとんどの評価が良好であり、高い評価となった。利用者の発病、発作等に対して適切に対応できたため加点となったが、利用者の家族からの対応が不適切なことがあったため減点となり±0になった。
135	保健 福祉	すぎのき生 活園利用者 送迎用ワゴン 運行業務委託	すぎのき生活園利用者の 通所に関する送迎等	F その他選 択業務									98	15	113	すべての基礎評価項目について、良好だった。加点評価が3項目（社内設備の清潔さ、利用者の発病・発作の対応、安全で快適なバスの運行）あり高い評価となった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超過する場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は-20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
136	保健 福祉	なのはな生活園利用者 送迎用バス 運行業務委託	なのはな生活園利用者の 通所に関する送迎等	F その他選 択業務									99	0	99	多くの基礎評価は良好だった。 利用者の発病、発作等に対して適切に対応できたため加点となったが、利用者の家族からの対応が不適切なことがあったため減点となり±0になった。
137	保健 福祉	こすもす生活園利用者送 迎用マイクロ バス運行業務委託	こすもす生活園利用者の 通所に関する送迎等	F その他選 択業務									94	0	94	多くの基礎評価は良好だった。
138	保健 福祉	こすもす生活園利用者送 迎用ワゴン運 行業務委託	こすもす生活園利用者の 通所に関する送迎等	F その他選 択業務									96	5	101	ほとんどの基礎評価は良好だった。 安全で快適なバスの運行について加点評価となった。
139	保健 福祉	杉並区障害者グループ ホーム地域 ネットワーク 事業委託	障害者グループホームの 相互ネットワークを構築し グループホームの支援体制の 強化や運営の向上を図る	E 3年以上 同一業者と 随意契約									96	10	106	おおむね良好である。次年度の課題となっている事項についても取り組んでいる。またグループホーム入居者を取り巻く地域資源等と連携及び協力を図り、積極的に地域との交流に努めている点を加点とした。
140	保健 福祉	長寿応援ポイント事業業務 委託	長寿応援ポイント事業の 運営	C プロポー ザル									92	5	97	・すべての評価項目について、「良好」または「概ね良好」であった。 ・長寿応援ポイント事業に関する様々な要望や困りごとに真摯に対応したことから加点評価とした。
141	保健 福祉	三療サービス(ゆうゆう館) 事業委託(単価契約)	各ゆうゆう館での三療サ ービス事業の実施業務	F その他選 択業務					区	利用者286人 各ゆうゆう館 従事者 27館	100%	(利用者) ・施術利用回数 ・施術者の対応について (各ゆうゆう館) ・施術者の出勤時刻や身だし なみ等について ・施術者の利用者への対応に ついて	84	0	84	・アンケートと現場視察をもとに履行評価を実施した。ほとんどの評価項目については「良好」または「概ね良好」であったが、利用者アンケートで約1割の回答者が、施術前に「健康状態を確認していなかった」としていたことなどから、「不備」と「やや不備」が1項目ずつあった。
142	保健 福祉	杉並区井草介護強化型 ケアハウス整備等事業	ニチイケアハウス井草(ケ アハウス)の運営	A PFI					事業者	入居者とその家族(無作為につ き不明)	(無作為につ き不明)	・契約時の事前説明について ・サービス内容について ・スタッフの対応について ・本施設の対応について	別紙評価による			平成16年11月1日付けで締結した杉並区井草介護強化型ケアハウス賃貸借契約書第18条第1項に基づき事業評価報告書が提出された件について、同契約書同条第3項に基づく事業評価報告の結果は、基準を満たしていないものはないため、同契約同条第2項に規定する改善勧告はない。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
143	保健 福祉	高齢者ふれあい入浴事業委託(単価契約)	区内公衆浴場での、高齢者のための入浴事業の実施	F その他選択業務									92	5	97	・すべての項目において、「良好」または「概ね良好」であった。 ・事業の周知等により、新規利用者が増加したことから加点評価とした。
144	保健 福祉	まちの湯健康事業委託(単価契約)	区内公衆浴場を活用した健康事業の実施	F その他選択業務									84	0	84	・報告と現場視察をもとに履行評価を実施した。 ・ほとんどの項目において、「良好」または「概ね良好」であったが、事業を中止した旨の報告が遅れたことから、1項目を「不備」、2項目を「やや不備」の評価とした。
145	保健 福祉	シニアの就業・起業・地域活動応援事業	シニア世代が様々な社会参加を行うために必要な情報の提供や個別相談、就業セミナー・面接会の開催	E 3年以上同一業者と随意契約					事業者	参加者45人 (1月末)	100%	・情報が得られたか ・再就職について理解が深まったか ・総合的な満足度 ・意見、感想	86	-5	81	・ほとんどの項目において「良好」または「概ね良好」であったが、求人の新規開拓努力等が判然としないこと、区への対策や課題の提案などが積極的に行われていなかったことから、2項目で「やや不備」の評価とした。 ・相談者が実際に就業に至ったケースが1件にとどまり、具体的な支援足りていない状況から減点評価をした。
146	保健 福祉	杉の樹大学事業企画運営業務委託	60歳以上の高齢者を対象に、デジタルデバйд解消を目的としたスマートフォン講座を実施	C プロポーザル					事業者	参加者277人 (1月末)	69%	・参加のきっかけ ・スマホの使用期間 ・内容の理解度 ・総合的な満足度 ・意見、感想	92	10	102	・ほとんどの項目において「良好」または「概ね良好」であったが、提出書類の誤記載等があったことから1項目のみ「不備」の評価とした。 ・受講生アンケートにおいて満足度が高かったこと、講座にスマホ操作画面のプロジェクター投影を取り入れたなどの工夫が見られたことから加点評価をした。
147	保健 福祉	ゆうゆう館受付等業務	ゆうゆう上荻窪館の受付等業務	C プロポーザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は適切か。 ・参加した講座や催しは満足できるものであったか。	100	5	105	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を確認した。令和7年3月に最終評価を行い、優良に運営されていることを確認した。ケア24や近隣の保育園等との地域連携を意識し、積極的な関わりを持った館の運営を行っている点等に対して加点した。
148	保健 福祉	ゆうゆう館受付等業務	ゆうゆう下高井戸館の受付等業務	C プロポーザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は適切か。 ・参加した講座や催しは満足できるものであったか。	99	0	99	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を確認した。令和7年3月に最終評価を行い、優良に運営されていることを確認した。
149	保健 福祉	ゆうゆう館受付等業務	ゆうゆう西田館の受付等業務	C プロポーザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は適切か。 ・参加した講座や催しは満足できるものであったか。	89	0	89	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を確認した。令和7年3月に最終評価を行い、良好に運営されていることを確認した。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は-20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)			
A PFI	D 長期継続契約		
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約		
C プロポーザル	F その他選択業務		

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
150	保健福祉	ゆうゆう館受付等業務	ゆうゆう堀ノ内松ノ木館の受付等業務	C プロポーザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は適切か。 ・参加した講座や催しは満足できるものであったか。	92	5	97	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を確認した。令和7年3月に最終評価を行い、優良に運営されていることを確認した。ケア24や近隣の児童館等との地域連携を意識し、積極的な関わりを持った館の運営を行っている点等に対して加点した。
151	保健福祉	ゆうゆう館受付等業務	ゆうゆう高円寺北館の受付等業務	C プロポーザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は適切か。 ・参加した講座や催しは満足できるものであったか。	83	0	83	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を確認した。令和7年3月に最終評価を行い、良好に運営されていることを確認した。
152	保健福祉	ゆうゆう館受付等業務	ゆうゆう大宮前館の受付等業務	C プロポーザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は適切か。 ・参加した講座や催しは満足できるものであったか。	91	0	91	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を確認した。令和7年3月に最終評価を行い、良好に運営されていることを確認した。
153	保健福祉	ゆうゆう館受付等業務	ゆうゆう荻窪館の受付等業務	C プロポーザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は適切か。 ・参加した講座や催しは満足できるものであったか。	100	0	100	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を確認した。令和7年3月に最終評価を行い、優良に運営されていることを確認した。
154	保健福祉	ゆうゆう館受付等業務	ゆうゆう四宮館の受付等業務	C プロポーザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は適切か。 ・参加した講座や催しは満足できるものであったか。	100	0	100	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を確認した。令和7年3月に最終評価を行い、優良に運営されていることを確認した。
155	保健福祉	ゆうゆう館受付等業務	ゆうゆう今川館の受付等業務	C プロポーザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は適切か。 ・参加した講座や催しは満足できるものであったか。	100	0	100	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を確認した。令和7年3月に最終評価を行い、優良に運営されていることを確認した。
156	保健福祉	ゆうゆう館受付等業務	ゆうゆう天沼館の受付等業務	C プロポーザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は適切か。 ・参加した講座や催しは満足できるものであったか。	97	0	97	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を確認した。令和7年11月に中間評価を行い、優良に運営されていることを確認した。
157	保健福祉	ゆうゆう館受付等業務	ゆうゆう上高井戸館の受付等業務	C プロポーザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は適切か。 ・参加した講座や催しは満足できるものであったか。	97	0	97	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を確認した。令和7年3月に最終評価を行い、優良に運営されていることを確認した。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)	
A PFI	D 長期継続契約
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル	F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 （契約件名）	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要	
													基礎評価 （注3）	加点・ 減点評価 （注4）	計		
158	保健福祉	ゆうゆう館受付等業務	ゆうゆう高円寺南館の受付等業務	C プロポーザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は適切か。 ・参加した講座や催しは満足できるものであったか。	100	5	105	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を確認した。令和7年3月に最終評価を行い、優良に運営されていることを確認した。敬老月間イベントにおいて、参加人数が多い中、円滑な進行、安全管理を心掛け、多くの利用者から好評を頂いたことに対して加点した。	
159	保健福祉	ゆうゆう館受付等業務	ゆうゆう桃井館の受付等業務	C プロポーザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は適切か。 ・参加した講座や催しは満足できるものであったか。	99	5	104	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を確認した。令和7年3月に最終評価を行い、優良に運営されていることを確認した。ケア24や近隣の小学校等との地域連携を意識し、積極的な関わりを持った館の運営を行っている点等に対して加点した。	
160	保健福祉	ゆうゆう館受付等業務	ゆうゆう高円寺東館の受付等業務	C プロポーザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は適切か。 ・参加した講座や催しは満足できるものであったか。	93	5	98	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を確認した。令和7年3月に最終評価を行い、優良に運営されていることを確認した。ケア24等と連携した地域貢献を数多く行い、ゆうゆう館の周知を積極的に行っている点等に対して、加点した。	
161	保健福祉	ゆうゆう館受付等業務	ゆうゆう和田館の受付等業務	C プロポーザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は適切か。 ・参加した講座や催しは満足できるものであったか。	97	5	102	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を確認した。令和7年3月に最終評価を行い、優良に運営されていることを確認した。ケア24等と連携した地域貢献を数多く行い、積極的な関わりを持った館の運営を行っている点等に対して加点した。	
162	保健福祉	ゆうゆう館受付等業務	ゆうゆう梅里堀ノ内館の受付等業務	C プロポーザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は適切か。 ・参加した講座や催しは満足できるものであったか。	99	0	99	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を確認した。令和7年3月に最終評価を行い、優良に運営されていることを確認した。	
163	保健福祉	ゆうゆう館受付等業務	ゆうゆう和泉館の受付等業務	C プロポーザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は適切か。 ・参加した講座や催しは満足できるものであったか。	100	0	100	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を確認した。令和7年3月に最終評価を行い、優良に運営されていることを確認した。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)			
A PFI	D 長期継続契約		
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約		
C プロポーザル	F その他選択業務		

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 （契約件名）	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要	
													基礎評価 （注3）	加点・ 減点評価 （注4）	計		
164	保健 福祉	ゆうゆう館受 付等業務	ゆうゆう高井戸西館の 受付等業務	C プロポー ザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は 適切か。 ・参加した講座や催しは 満足できるものであった か。	95	0	95	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受 付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業 者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を 確認した。令和7年3月に最終評価を行い、優良に運営されてい ることを確認した。	
165	保健 福祉	ゆうゆう館受 付等業務	ゆうゆう西荻北館の 受付等業務	C プロポー ザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は 適切か。 ・参加した講座や催しは 満足できるものであった か。	100	0	100	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受 付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業 者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を 確認した。令和7年3月に最終評価を行い、優良に運営されてい ることを確認した。	
166	保健 福祉	ゆうゆう館受 付等業務	ゆうゆう高井戸東館の 受付等業務	C プロポー ザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は 適切か。 ・参加した講座や催しは 満足できるものであった か。	100	0	100	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受 付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業 者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を 確認した。令和7年3月に最終評価を行い、優良に運営されてい ることを確認した。	
167	保健 福祉	ゆうゆう館受 付等業務	ゆうゆう井草館の 受付等業務	C プロポー ザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は 適切か。 ・参加した講座や催しは 満足できるものであった か。	93	0	93	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受 付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業 者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を 確認した。令和7年3月に最終評価を行い、良好に運営されてい ることを確認した。	
168	保健 福祉	ゆうゆう館受 付等業務	ゆうゆう善福寺館の 受付等業務	C プロポー ザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は 適切か。 ・参加した講座や催しは 満足できるものであった か。	100	10	110	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受 付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業 者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を 確認した。令和7年3月に最終評価を行い、優良に運営されてい ることを確認した。併設の保育園や近隣の児童館等の地域連携 を意識した運営が行われている点や、抽選会のプログラムの創 意工夫を行っている点に対して、加点した。	
169	保健 福祉	ゆうゆう館受 付等業務	ゆうゆう久我山館の 受付等業務	C プロポー ザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は 適切か。 ・参加した講座や催しは 満足できるものであった か。	99	0	99	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受 付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業 者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を 確認した。令和7年3月に最終評価を行い、優良に運営されてい ることを確認した。	
170	保健 福祉	ゆうゆう館受 付等業務	ゆうゆう下井草館の 受付等業務	C プロポー ザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は 適切か。 ・参加した講座や催しは 満足できるものであった か。	99	5	104	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受 付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業 者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を 確認した。令和7年3月に最終評価を行い、優良に運営されてい ることを確認した。併設の保育園や子供・子育てプラザ等の地域 団体と積極的な関わりを持ち、運営している点に対して、加点し た。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点（限度）となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)			
A PFI	D 長期継続契約		
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約		
C プロポーザル	F その他選択業務		

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 （契約件名）	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要	
													基礎評価 （注3）	加点・ 減点評価 （注4）	計		
171	保健福祉	ゆうゆう館受付等業務	ゆうゆう永福館の受付等業務	C プロポーザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は適切か。 ・参加した講座や催しは満足できるものであったか。	99	0	99	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を確認した。令和7年3月に最終評価を行い、優良に運営されていることを確認した。	
172	保健福祉	ゆうゆう館受付等業務	ゆうゆう荻窪東館の受付等業務	C プロポーザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は適切か。 ・参加した講座や催しは満足できるものであったか。	100	0	100	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を確認した。令和7年3月に最終評価を行い、優良に運営されていることを確認した。	
173	保健福祉	ゆうゆう館受付等業務	ゆうゆう大宮堀ノ内館の受付等業務	C プロポーザル					区	利用者50人	100%	・受付の職員の対応は適切か。 ・参加した講座や催しは満足できるものであったか。	93	0	93	ゆうゆう館協働事業実施団体に委託している受付・清掃等の受付等業務について、利用者アンケート、提出書類の確認、事業者の自己評価、訪問調査及びヒアリング、日々の業務状況等を確認した。令和7年3月に最終評価を行い、良好に運営されていることを確認した。	
174	保健福祉	杉並区家具転倒防止器具取付業務委託（単価契約） 杉並区小規模建設事業団体連絡会	災害時に備え、高齢者のみの世帯を対象に家具転倒防止器具を設置する	E 3年以上同一業者と随意契約									98	0	98	・すべての評価項目について、良好またはおおむね良好であった。 ・加点・減点評価はなかった。	
175	保健福祉	高齢者安心コール業務委託（単価契約）	65歳以上の高齢者のみの世帯に週1回、定期的に電話で安否確認を行うとともに、健康不安などについての相談にも応じる。また、利用者から24時間365日、日常生活における健康不安などの電話相談ができる。	F その他選択業務									97	0	97	・すべての評価項目について、良好またはおおむね良好であった。 ・加点・減点評価はなかった。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
176	保健福祉	高齢者緊急通報システム業務委託(単価契約)	65歳以上の高齢者のみの世帯に通報機、安心センサー、火災センサー、ペンダントを貸与、設置する。急病時に救急ボタンを押した場合や、センサーの自動通報があった場合に、受信センターから救急車(火災の場合には消防車)を要請するとともに、現場派遣員が駆けつけ、救助を行う。	E 3年以上同一業者と随意契約									95	0	95	・ほとんどの評価項目について、良好または概ね良好であったが、提出書類でやや不備の項目があった。 ・加点、減点評価はなかった。
177	保健福祉	杉並区地域包括支援センターケア24上井草運営委託	地域包括支援センターの運営管理	E 3年以上同一業者と随意契約		杉並区地域包括支援センター事業評価部会	外部評価委員(大学教授)保健福祉部高齢者担当部長高齢者施策課長介護保険課長高齢者在宅支援課(兼務)地域包括ケア推進担当課長高齢者在宅支援課地域包括ケア推進係長その他 全10名	優良な運営がなされている(総合評価点95点以上)					100	5	105	すべての評価項目について良好であった。生活支援体制整備の取り組みに工夫があり加点となった。
178	保健福祉	杉並区地域包括支援センターケア24下井草運営委託	地域包括支援センターの運営管理	E 3年以上同一業者と随意契約		杉並区地域包括支援センター事業評価部会	同上	優良な運営がなされている(総合評価点95点以上)					100	10	110	すべての評価項目について良好であった。地域ケア会議、認知症高齢者支援チームオレンジの取り組みに工夫があり加点となった。
179	保健福祉	杉並区地域包括支援センターケア24善福寺運営委託	地域包括支援センターの運営管理	E 3年以上同一業者と随意契約		杉並区地域包括支援センター事業評価部会	同上	優良な運営がなされている(総合評価点95点以上)					100	15	115	すべての評価項目について良好であった。介護予防ケアマネジメント、認知症高齢者支援、生活支援体制の取り組みに工夫があり加点となった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評価点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
180	保健 福祉	杉並区地域 包括支援セ ンターケア2 4上荻運営委 託	地域包括支援センター の運営管理	E 3年以上 同一業者と 随意契約		杉並区地 域包括支 援セン ター事業 評価部会	同上	優良な運営がな されている(総合 評価点95点以 上)					100	10	110	すべての評価項目について良好であった。包括的継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの取り組みに工夫があり加点となった。
181	保健 福祉	杉並区地域 包括支援セ ンターケア2 4西荻運営委 託	地域包括支援センター の運営管理	E 3年以上 同一業者と 随意契約		杉並区地 域包括支 援セン ター事業 評価部会	同上	優良な運営がな されている(総合 評価点95点以 上)					97	5	102	個人情報管理簿の記入について取扱いに不備があった。また地域ケア会議に職員全員が参加していなかったため、それぞれ減点があった。生活支援体制整備の取り組みに工夫があり加点となった。その他の評価項目については良好であった。
182	保健 福祉	杉並区地域 包括支援セ ンターケア2 4清水運営委 託	地域包括支援センター の運営管理	E 3年以上 同一業者と 随意契約		杉並区地 域包括支 援セン ター事業 評価部会	同上	優良な運営がな されている(総合 評価点95点以 上) 人員確保につい ては、区のサ ポートも必要					97	0	97	人員配置の不足期間に対して減点があった。その他の評価項目については良好であった。
183	保健 福祉	杉並区地域 包括支援セ ンターケア2 4荻窪運営委 託	地域包括支援センター の運営管理	E 3年以上 同一業者と 随意契約		杉並区地 域包括支 援セン ター事業 評価部会	同上	優良な運営がな されている(総合 評価点95点以 上) 人員確保につい ては、区のサ ポートも必要					99	0	99	人員配置の不足期間に対して減点があった。その他の評価項目については良好であった。
184	保健 福祉	杉並区地域 包括支援セ ンターケア2 4南荻窪運営 委託	地域包括支援センター の運営管理	E 3年以上 同一業者と 随意契約		杉並区地 域包括支 援セン ター事業 評価部会	同上	優良な運営がな されている(総合 評価点95点以 上) 個人情報漏えい に関しては重大 なので、引き続 き管理が必要					100	5	105	個人情報の取扱いに不備があり、個人情報保護について減点があった。介護予防ケアマネジメント認知症高齢者支援の取り組みに工夫があり加点となった。その他の評価項目については良好であった。
185	保健 福祉	杉並区地域 包括支援セ ンターケア2 4阿佐谷運営 委託	地域包括支援センター の運営管理	E 3年以上 同一業者と 随意契約		杉並区地 域包括支 援セン ター事業 評価部会	同上	優良な運営がな されている(総合 評価点95点以 上)					100	15	115	すべての評価項目について良好であった。地域包括支援ネットワークの構築、地域ケア会議、認知症高齢者支援の取り組みに工夫があり加点となった。
186	保健 福祉	杉並区地域 包括支援セ ンターケア2 4成田運営委 託	地域包括支援センター の運営管理	E 3年以上 同一業者と 随意契約		杉並区地 域包括支 援セン ター事業 評価部会	同上	優良な運営がな されている(総合 評価点95点以 上)					100	10	110	すべての評価項目について良好であった。事業計画、認知症高齢者支援の取り組みに工夫があり加点となった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評価点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評価点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
187	保健 福祉	杉並区地域 包括支援セ ンターケア2 4松ノ木運営 委託	地域包括支援センター の運営管理	E 3年以上 同一業者と 随意契約		杉並区地 域包括支 援セン ター事業 評価部会	同上	優良な運営がな されている(総合 評価点95点以 上)					100	20	120	すべての評価項目について良好であった。地域包括支援ネット ワークの構築、介護予防ケアマネジメントの実施、在宅医療・介 護連携推進事業との連携、生活支援体制整備の取り組みに工 夫があり加点となった。
188	保健 福祉	杉並区地域 包括支援セ ンターケア2 4高円寺運営 委託	地域包括支援センター の運営管理	E 3年以上 同一業者と 随意契約		杉並区地 域包括支 援セン ター事業 評価部会	同上	優良な運営がな されている(総合 評価点95点以 上)					96	15	111	個人情報の取扱いに不備があった。また人員配置の不足期間 があったため、それぞれ減点があった。地域包括支援ネットワ ークの構築、家族介護者への支援の取り組みに工夫があり加点と なった。その他の評価項目については良好であった。
189	保健 福祉	杉並区地域 包括支援セ ンターケア2 4梅里運営委 託	地域包括支援センター の運営管理	E 3年以上 同一業者と 随意契約		杉並区地 域包括支 援セン ター事業 評価部会	同上	優良な運営がな されている(総合 評価点95点以 上)					100	0	100	すべての評価項目について良好であった。加点・減点項目はな かった。
190	保健 福祉	杉並区地域 包括支援セ ンターケア2 4和田運営委 託	地域包括支援センター の運営管理	E 3年以上 同一業者と 随意契約		杉並区地 域包括支 援セン ター事業 評価部会	同上	優良な運営がな されている(総合 評価点95点以 上)					100	10	110	すべての評価項目について良好であった。ニーズの把握、家族 介護者への支援についての取り組みに工夫があり加点となっ た。
191	保健 福祉	杉並区地域 包括支援セ ンターケア2 4久我山運営 委託	地域包括支援センター の運営管理	E 3年以上 同一業者と 随意契約		杉並区地 域包括支 援セン ター事業 評価部会	同上	優良な運営がな されている(総合 評価点95点以 上)					99	10	109	地域ケア会議について開催回数に不足があり減点となった。人 材育成、権利擁護についての取り組みに工夫があり加点となっ た。その他の評価項目については良好であった。
192	保健 福祉	杉並区地域 包括支援セ ンターケア2 4高井戸運営 委託	地域包括支援センター の運営管理	E 3年以上 同一業者と 随意契約		杉並区地 域包括支 援セン ター事業 評価部会	同上	優良な運営がな されている(総合 評価点95点以 上)					100	0	100	すべての評価項目について良好であった。加点・減点項目はな かった。
193	保健 福祉	杉並区地域 包括支援セ ンターケア2 4浜田山運営 委託	地域包括支援センター の運営管理	E 3年以上 同一業者と 随意契約		杉並区地 域包括支 援セン ター事業 評価部会	同上	優良な運営がな されている(総合 評価点95点以 上) 人員確保につい ては、区のサ ポートも必要					97	10	107	人員配置の不足期間に対して減点があった。ニーズの把握、家 族介護者への支援についての取り組みに工夫があり加点となっ た。その他の評価項目については良好であった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評価点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
194	保健 福祉	杉並区地域 包括支援セ ンターケア2 4堀/内運営 委託	地域包括支援センター の運営管理	E 3年以上 同一業者と 随意契約		杉並区地 域包括支 援セン ター事業 評価部会	同上	優良な運営がな されている(総合 評価点95点以 上) 人員確保につい ては、区のサ ポートも必要					94	10	104	人員配置の不足期間に対して減点があった。ニーズの把握、介護支援専門員への支援への取り組みに工夫があり加点となった。その他の評価項目については良好であった。
195	保健 福祉	杉並区地域 包括支援セ ンターケア2 4永福運営委 託	地域包括支援センター の運営管理	E 3年以上 同一業者と 随意契約		杉並区地 域包括支 援セン ター事業 評価部会	同上	優良な運営がな されている(総合 評価点95点以 上)					100	0	100	すべての評価項目について良好であった。加点・減点項目はなかった。
196	保健 福祉	杉並区地域 包括支援セ ンターケア2 4方南運営委 託	地域包括支援センター の運営管理	E 3年以上 同一業者と 随意契約		杉並区地 域包括支 援セン ター事業 評価部会	同上	優良な運営がな されている(総合 評価点95点以 上) 人員確保につい ては、区のサ ポートも必要					94	5	99	人員配置の不足期間に対して、また地域ケア会議開催回数不足についてそれぞれ減点があった。地域包括支援ネットワークの構築、生活支援体制整備についての工夫があり加点となった。その他の評価項目については良好であった。
197	保健 福祉	短期集中予 防サービス (生活行為向 上プログラ ム)業務委託 (単価契約)	要支援者等の生活機能 等の改善を目的に保健・ 医療の専門職が短期的 な支援を実施する。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	10	110	・すべての評価項目について、良好となった。 ・「事業参加率が80%以上であった。」「事業者独自にサービスの質の向上を行った。」の2点において加点評価があり、加点・減点評価は10点となった。
198	保健 福祉	短期集中予 防サービス (運動器機能 向上プログラ ム)業務委託 (単価契約)	要支援者等の運動機能 等の改善を目的に保健・ 医療の専門職が短期的 な支援を実施する。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	5	105	・すべての評価項目について、良好となった。 ・「事業参加率が80%以上であった。」において加点評価があり、加点・減点評価は5点となった。
199	保健 福祉	杉並区生活 支援体制整 備事業業務 委託	高齢者等が住み慣れた 地域で安心して暮らし続 けることができるように するため、生活支援サー ビスの充実や地域にお ける支え合い体制づく りを推進する	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	5	105	・すべての評価項目について、良好となった。 ・第1層コーディネーターとの関りにより、第2層協議体の取り組みや活動が大幅に広がったことで加点評価となった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評価点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評価点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は-20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
200	保健 福祉	後期高齢者 糖尿病性腎 症重症化予 防事業業務 委託(単価契 約)	糖尿病性腎症が重症化 するリスクの高い高齢者 に対して保健指導を行 い、腎不全・人工透析へ の移行を防止する。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									94	5	99	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価として、履行状況について担当者間で細かく共有を し、仕様書に定めのない事項の問題が発生した際は区役所へ足 を運ぶなど、迅速かつ真摯に対応してくれた。
201	保健 福祉	通いの場を 活用したフレ イル予防等 事業業務委 託(単価契 約)	医療専門職を通いの場 へ派遣し、フレイル予防 等の健康教育・健康相 談・普及啓発活動をし、 高齢者の健康増進を図 り、健康寿命の延伸を実 現する。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、良好となった。 ・事故なく安全に専門職派遣や体力測定会のイベントに従事して くれた。
202	保健 福祉	杉並区認知 症家族会支 援事業業務 委託	介護者の会へ介護者応 援ボランティア派遣。介 護者の会連絡会を開 催。介護者の会の周知 活動。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	10	110	・すべての評価項目について、良好であった。 ・会の活動において独自性のあるテーマで連絡会の企画を行っ た点、また案内リーフレット・連絡会チラシを作成し積極的な広報 活動を行った点について加点評価を行った。
203	保健 福祉	家族介護教 室事業委託 (単価契約) グループホ ム実施分	介護が必要な高齢者の 家族及び近隣の援助者 等を対象に介護方法や 介護予防、介護者の健 康づくり等について知 識・技術を習得するた めの講座を開催する。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									94	10	104	・提出書類の遅れがあったため、やや不備とした。 ・利用者アンケートの実施について、加点評価を行った。
204	保健 福祉	認知症初期 集中支援 チーム事業 委託(単価契 約)(計3件)	認知症の専門医と医療 介護の専門職からなる 「認知症初期集中支援 チーム」を設置し、認知 症が疑われる高齢者の 自宅を訪問して、生活状 況や認知機能等の評価 を行い、適切な支援に結 びつける。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	5	105	・3病院とも良好・概ね良好との評価を行った。 ・対象者の支援について地域包括支援センターのバックアップを した病院に対して加点評価を行った。
205	保健 福祉	(取扱注意) 高齢者緊急 一時保護事 業委託(単価 契約)	緊急に保護を必要とす る高齢者の保護	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	執行体制、施設管理、運営管理及び従事者の管理の全ての項 目において「良好」だった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
206	保健 福祉	高齢者訪問 理美容サー ビス事業の 事業委託(基 本契約) 理容生活衛 同業組合杉 並支部	理美容組合に所属して いる店舗が訪問理美容 サービス利用者の居宅 に向き、理美容サービ スを行った際の出張費を 区に請求し受領する。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									96	0	96	・良好または、概ね良好であった。 ・加点、減点項目はなかった。
207	保健 福祉	高齢者訪問 理美容サー ビス事業の 事業委託(基 本契約) 美容生活衛 同業組合杉 並東支部	理美容組合に所属して いる店舗が訪問理美容 サービス利用者の居宅 に向き、理美容サービ スを行った際の出張費を 区に請求し受領する。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、良好であった。 ・加点、減点項目はなかった。
208	保健 福祉	高齢者訪問 理美容サー ビス事業の 事業委託(基 本契約) 美容生活衛 同業組合杉 並西支部	理美容組合に所属して いる店舗が訪問理美容 サービス利用者の居宅 に向き、理美容サービ スを行った際の出張費を 区に請求し受領する。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、良好であった。 ・加点、減点項目はなかった。
209	保健 福祉	高齢者訪問 理美容サー ビス事業の 事業委託(基 本契約) 美容生活衛 同業組合杉 並南支部	理美容組合に所属して いる店舗が訪問理美容 サービス利用者の居宅 に向き、理美容サービ スを行った際の出張費を 区に請求し受領する。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									96	0	96	・良好または、概ね良好であった。 ・加点、減点項目はなかった。
210	保健 福祉	認知症徘徊 高齢者探索 システム事業 委託(単価契 約)	認知症の高齢者等が徘徊したときにGPSを使っ て位置情報を探索し、介 護者に居場所を知らせ る。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、良好であった。 ・加点、減点項目はなかった。
211	保健 福祉	認知症高齢 者家族安らぎ 支援事業 (単価契約)	認知症高齢者を在宅で 介護している家族の休 息のため、安らぎ支援員 が訪問し、家族や認知 症高齢者の話し相手をする。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									97	10	107	・すべての評価項目について、良好であった。 ・加点評価としては、事業の利用者から賞賛の声があがっていたこと、支援員へのサポートが充実していると評価したため。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
212	保健福祉	家族介護教室事業委託A (単価契約)	介護予防や介護方法、 介護者の健康づくりなどの 知識・技術を習得する ための講座を開催する。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									87	0	87	・提出書類の遅延等があったため、一部の項目について「概ね 良好」「やや不備」の評価を行った。 ・加点、減点項目はなかった。
213	保健福祉	家族介護教室事業委託B (単価契約)	介護予防や介護方法、 介護者の健康づくりなどの 知識・技術を習得する ための講座を開催する。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									98	5	103	・良好または、概ね良好であった。 ・教室開催時にアンケートをとっていたため、加点評価とした。
214	保健福祉	家族介護教室事業委託C (単価契約)	介護予防や介護方法、 介護者の健康づくりなどの 知識・技術を習得する ための講座を開催する。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									97	0	97	・年度末に開催予定のため一部項目を評価対象外としたが、評 価は良好または、概ね良好であった。 ・加点、減点項目はなかった。
215	保健福祉	家族介護教室事業委託D (単価契約)	介護予防や介護方法、 介護者の健康づくりなどの 知識・技術を習得する ための講座を開催する。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									96	0	96	・提出書類の遅延等があったため、一部の項目について「やや 不備」の評価を行った。 ・加点、減点項目はなかった。
216	保健福祉	家族介護教室事業委託E (単価契約)	介護予防や介護方法、 介護者の健康づくりなどの 知識・技術を習得する ための講座を開催する。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									98	5	103	・良好または、概ね良好であった。 ・教室開催時にアンケートをとっていたため、加点評価とした。
217	保健福祉	医療型高齢者緊急ショールーム ステイ事業委託(単価契約)	介護者の急用で介護と 医療的ケアが受けられ なくなった方に、一時的 に病院で介護サービス を提供する。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、良好であった。 ・加点、減点項目はなかった。
218	保健福祉	介護用品支給業務委託 (単価契約)	区の指定するおむつ等 介護用品の中から、受 給者及びその介護者の 希望する介護用品を配 送により支給する。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									99	0	99	すべての評価項目について、良好または概ね良好であった。 加点・減点評価はなかった。
219	保健福祉	高齢者・心身障害者寝具 洗濯乾燥事業委託(単価 契約)	区から委託を受けた事 業者が布団を干すことが できない利用者の布団 を預かり、洗濯や高温殺 菌乾燥のサービスを提供 する。	E 3年以上 同一業者と 随意契約									91	0	91	・ほとんどの項目について「良好」または「概ね良好」であった。 ・業務遂行時に「預かり証」を交付していないことについて、区に 事前の情報共有がなかったため「やや不備」とした。 ・加点、減点項目はなかった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
220	保健 福祉	介護保険被 保険者証等 の封入封緘 委託	被保険者証や負担限度 額認定更新勧奨通知等 の封入封緘業務	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点及び減点評価については該当がなかった。
221	保健 福祉	文書配送業 務委託	区(介護保険課・高齢者 在宅支援課)と地域包括 支援センター等の文書 交換配送業務	D 長期継続 契約→右欄 に契約期間 を記入	令和4年4月1日 ～令和7年3月 31日								100	0	100	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点及び減点評価については該当がなかった。
222	保健 福祉	ケアマネジメ ント研修委託	ケアマネージャーに対す る制度の周知及びスキ ルアップ研修の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									86	5	91	総合的な評価点は90点以上で良好であった。 研修内容が充実しており、出席率も高くアンケート結果も評価 が高かったため加点した。 ただし、研修資料の配布が直前になっていた点、開催時期が 年度末になったことなど、改善点があったので、減点もしている。
223	保健 福祉	主任介護支 援専門員研 修業務委託	主任ケアマネージャーに対 するスキルアップ研修の 実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									87	10	97	総合的な評価点は90点以上で良好であった。 研修内容が充実しており、応募者も多数集まり、出席率も高く アンケート結果も評価が高かったため加点した。 ただし、研修資料の配布が直前になっていた点、開催時期が 年度末になったことなど、改善点があったので減点もしている。
224	保健 福祉	認定調査票 読み込み作 業等業務委託	要介護認定に関する資 料作成等業務	D 長期継続 契約→右欄 に契約期間 を記入	令和4年4月1日 ～令和7年3月 31日								100	0	100	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点及び減点評価については該当がなかった。
225	保健 福祉	在宅医療・介 護保険サー ビス事業者・ 地域の集い の場情報検 索システム運 用等業務委 託	情報検索システムの運用 及び在宅療養ブック の作成	E 3年以上 同一業者と 随意契約									93	0	93	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
226	保健 福祉	高齢者緊急 一時保護事 業委託(単価 契約)	高齢者緊急一時保護の 実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									95	5	100	・実績報告書の提出が遅れたことについて、やや不備とした以外 は良好又は概ね良好の評価であった。 ・「施設全体に、入居者が快適に過ごせるよう細やかな配慮がな されている」ことから加点評価とした。
227	保健 福祉	令和6年度虐 待対応従事 者研修に係 る業務委託	虐待対応従事者研修で の講義	E 3年以上 同一業者と 随意契約					区	高齢者・障害 者サービス 事業所、ケア 24、区職員 271人	40%	・研修の理解度 ・業務に活かせる内容 だったか	100	15	115	すべての評価項目が良好であった。 ・「受講者アンケートで研修に対する評価が高かった」ことなどか ら加点評価とした。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
228	保健 福祉	令和6年度地域 支え合いの仕組 みづくり事業委託	地域支え合いの仕組 みづくり事業の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	5	105	・すべての評価項目が良好であった。 ・必要に応じて、地域関係者へのアウトリーチを実施し、地域生活課題の発見に努めているため加点評価とした。
229	保健 福祉	生活困窮者等 自立相談支援 機関業務委託	「くらしのサポート ステーション」(自立 相談支援機関)の運 営	C プロポー ザル									100	15	115	・評価項目は、良好20項目であった。 ・すべての評価項目について、やや不備、不備はなかった。 ・居宅訪問や同行支援によるアウトリーチの取り組み、SNS発信や出張相談会等のアウトリーチによる新規相談の増、孤独・孤立を生まない地域づくりの取り組みに加点評価をした。
230	保健 福祉	子どもの学習 支援等業務委託	「キッズリビング すぎなみ」(子どもの 学習支援・居場所事 業)の運営	C プロポー ザル					事業者	登録者38人	40%	・学習会・居場所は勉強のしやすいところか ・学習会・居場所は過ごしやすいところか ・学習会・居場所のスタッフは話をよく聞いてくれるか ・学習会・居場所で新しい情報や体験を得られたか	98	20	118	・評価項目は、良好18項目、概ね良好2項目であった。 ・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・進学等に伴う子どもたちの環境変化へのサポート、関係機関との連携、アウトリーチによる利用者増、居場所から学習支援への結び付けに対して加点を行った。
231	保健 福祉	自立支援事業等 業務委託(単価契 約)	杉並区自立支援事業等 業務委託の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約					区	保護係長13名	54%	・計画された支援内容やその実施方法が、適切にプラン化されている。 ・各支援プログラム実施にあたり、迅速かつ丁寧に必要な支援を行っている。	88	5	93	・評価項目は20項目中、良好・概ね良好が19項目で、総合的に良好であった。加点減点は加点が2項目、減点が1項目あった。加点項目は「被保護者の自立が達成した」「現業員との連携がうまくできている」といった内容であったが、減点は「利用者からの苦情」があった。
232	保健 福祉	天沼三丁目複 合施設複合施設 棟建物総合管理 業務委託	ウェルファーム杉並の 清掃・機械設備・消 防設備保守点検・受 付業務・警備業務	D 長期継続契 約→右欄に契約期 間を記入	令和6年4月1日 ～令和9年3月31 日								100	10	110	・評価項目は、33項目中全てで良好であった。 【加点評価】 ・ウェルファーム杉並内各所管の執務環境整備に貢献している。 ・設備の不具合時も遅滞なく適宜報告されている。 ・急病人発生時など、速やかに判断し適切な対応をとっている。
233	保健 福祉	杉並福祉事務 所高井戸事務所 日常清掃業務請 負	日常清掃	E 3年以上 同一業者と 随意契約									81	0	81	・すべての評価項目において不備はなかった。 ・昨年に続き、「施設利用者の邪魔にならないよう、常に配慮しながら清掃している」「清掃が隅々まで行き届いており、きれいである」の2項目を「やや不備」とした。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

令和6年度モニタリング実施報告書

※ 業務区分(委託形態別)

- A PFI

B 指定管理者

C プロポーザル
- D 長期継続契約

E 3年以上同一業者と随意契約

F その他選択業務

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
234	保健 福祉	杉並区急病 医療情報セ ンター運営業 務委託	「杉並区急病医療情報 センター」の運営	D 長期継続 契約→右欄 に契約期間 を記入	令和6年4月1日 ～令和9年4月1 日								100	5	105	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・長期休みにおける医療機関の開設状況調査について、仕様書で指定した二次救急病院だけでなく区からの要望に基づき他の病院にも範囲を広げて確認してくれた。連絡の取りづらい医療機関にもぎりぎりまで粘り強く調査を行い結果をだしてくれた点などを加点評価とした。
235	保健 福祉	杉並保健所 及び杉並区 立保健医療 センター等建 物総合管理 業務委託	杉並保健所及び杉並区 立保健医療センター等 の清掃業務・駐車場管 理業務・警備業務	F その他選 択業務									98	10	108	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点要素として、繁忙期の勤務体制について経験をもとに有益な提案を行ったこと及び工事等による臨時的な運用の変更にも現場の状況を見て柔軟に対応したことを評価した。
236	保健 福祉	杉並保健所 及び杉並区 立保健医療 センター等機 械設備等保 守点検業務 委託	杉並保健所及び杉並区 立保健医療センター等 の機械設備等管理業務	D 長期継続 契約→右欄 に契約期間 を記入	令和5年4月1日 ～令和8年3月 31日								100	15	115	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点要素として、過去データを基にした省エネ・節電提案・不具合箇所修理の優先順位提案・工事予定を踏まえた消耗品の購入提案及び休憩時間をずらす等の柔軟な設備不具合対応を評価した。
237	保健 福祉	「杉並区健康 づくり応援店 の拡充等業 務」に係る業 務委託	ヘルシーメニューのある 健康づくり応援店の新規 登録店拡充等業務	C プロポー ザル					区	今年度に新 規登録又は 表示改正完 了した飲食 店18店	34%	・飲食店への訪問時の 身だしなみ、名札着用 ・事業説明のわかりや すさ ・飲食店への栄養指導・ 支援は適切だったか	75	10	85	・栄養価計算の計算ミスが複数みられたことがやや不備となった。 ・ガイドブックの作成など事業改善の提案があったこと、店舗に置く栄養媒体について区民にわかりやすくまた興味をひく工夫があり、飲食店主から賞賛の声が複数あることが加点評価になった。
238	保健 福祉	健診業務管 理システム運 営業務委託	健診(検診)業務を効率 的かつ安定的に実施す るため、健診業務管理シ ステムが適切に稼動で きるよう運用及び保守を 行う。	C プロポー ザル									100	10	110	・すべての基礎評価項目は良好であった。 ・標準化について有用な助言があったことに加え、区からの依頼を丁寧に対応していただくことが多かったため、加点評価となった。
239	保健 福祉	歩数測定ア プリ活用事業 運営業務委 託	歩数測定アプリを活用し た歩数情報の集計・管 理等 (平成29年8月開始)	C プロポー ザル									97	0	97	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・障害の発生はあったが、速やかに対応、復旧していたため概ね良好。減点・加点はなし。
240	保健 福祉	不妊個別相 談および講 演会業務委 託	不妊に関する相談およ び講演会の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	15	115	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・下記3点について加点があった。 相談の対応が丁寧で満足率も高い。(満足率80%以上) 講座の企画が優れており、応募者が多数集まった。 講座終了後に受講者アンケートを実施し、講座に対する評価が高かった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
241	保健 福祉	糖尿病療養 支援動画作 成の業務委 託	糖尿病療養中の方向け の動画の作成	E 3年以上 同一業者と 随意契約									89	0	89	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
242	保健 福祉	糖尿病予防 動画制作の 業務委託	糖尿病予防に関する動 画の作成	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	10	110	すべての評価について不備はなかった。区民サービスの向上につなげる提案があったことと要望への適切な対応について加点評価した。
243	保健 福祉	がん両立支 援普及啓発 講座業務委 託	がん患者両立支援に関 する講座の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									84	5	89	・提出書類の提出にやや不備があったが、その他は良好、または概ね良好であった。 ・講座終了後の受講者アンケートで、講座に対する評価が高かったことによる加点あり。（良好70%以上）
244	保健 福祉	ストレッチ・ピ ラティス(オン ライン同時開 催)教室業務 委託	運動に関する講座の実 施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									98	5	103	提出された書類に不備があり「概ね良好」の評価となった。加点は参加者の満足度が高く加算された。
245	保健 福祉	水中運動教 室業務委託	運動に関する講座の実 施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									96	5	101	提出された書類に不備があったこと、参加者の集客が思わしくなく提案された企画において「概ね良好」の評価となった。加点は参加者の満足度が高く加算された。
246	保健 福祉	杉並区立ドッ グラン広場 におけるドッ グラン運営業務	杉並区立ドッグラン広場 の利用登録受付等の運 営	C プロポー ザル									96	8	104	・概ねの評価項目について、良好又は概ね良好であった。 ・利用者対応、清掃、近隣への配慮等の業務において、状況に応じた柔軟な対応を行った点が加点評価となった。
247	保健 福祉	予防接種台 帳管理シス テム業務委託	予防接種システムが常 時正常かつ安定的に移 動するよう、運用及び保 守を行う	C プロポー ザル									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点・減点評価は特段なしのため、0点となった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点（限度）となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
248	保健 福祉	公園から歩く 会業務委託	認知症予防・介護予防 に効果的なウォーキング の習慣化を目的とした ウォーキング事業の運 営	E 3年以上 同一業者と 随意契約					事業者	参加者 146 人	100%	・参加のきっかけや参加 頻度 ・自主的なウォーキング 実施回数 ・事業の満足度及びス タッフの印象 ・他の事業への参加状 況	100	15	115	各届出書類や報告書が、指定期日までに提出されている。 身体機能の維持・向上のためには、「歩く」などの身体活動の大 切さをお伝えするようにしている。 業務計画、実施プログラムが適切に立てられ、実行されている。 (加点評価) 開催公園の削減について、広報・周知が徹底されている。 「公園を歩く会」だけでなく、コース表の利用を勧めたりして、自主 的なウォーキングや身体活動の習慣化を促している。
249	保健 福祉	足腰げんき 教室業務委託	介護予防の普及啓発に 資する運動教室の運営	F その他選 択業務					事業者	参加者 315 人(1月まで)	88%	・プログラムの内容 ・講師の指導方法の満 足度 ・スタッフの接遇 ・フレイル予防の必要性 ・自宅で行うか ・目標は立てられたか	89	20	109	参加者の身体状態がそれぞれ違うが、個々に合わせたの指導 内容を伝えていた。 初回参加者も難しさを感じることなく、自宅でも復習できるように 行う。 (加点評価) アンケート結果より、・スタッフの接遇 (86%) ・フレイル予防の必要性 (91%) ・自宅で復習可能な回答 (91%) ・目標は立てられた、回答 (97%)
250	保健 福祉	口腔・栄養講 座「人生100 年時代！は つらつ生活 のための口 腔ケアと栄養 講座」業務委託	口腔機能の低下防止及 び低栄養防止や脳トレ・ 運動の取組を学ぶ講座 の運営委託	F その他選 択業務					事業者	参加者86人	88%	・参加のきっかけ ・講座の満足度 ・講義、テキストの内容 ・自宅での取組の継続	100	15	115	・評価項目について、全て良好であった。 (加点評価) ・アンケート結果では参加者の満足度は高く、満足またはほぼ満 足で90%であった。 ・自宅に取り入れるかの問いには取り入れるとの回答がほぼ 100%であった。
251	保健 福祉	わがまち一 番体操業務 委託	区内各施設で高齢者 に対する運動習慣の定着 を目的とした体操教室の 運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約					事業者	参加者 269 人	100%	・参加のきっかけ・参加 年数・参加会場 ・事業の感想 ・参加しての効果 ・普段意識して身体を動 かしているか ・受託NPOIに対しての 意見・希望	100	20	120	・仕様書どおり事業を実施しており、良好な評価につながった。 (加点評価) ・ボール体操や口腔体操を再開し、感染症予防に留意しつつコロ ナ前の状態に体操に戻していること、また長寿応援ポイントの管 理を慎重に実施していただいたことが評価につながった。
252	保健 福祉	栄養満点サ ロン業務委 託 (すぎなみの たね)	低栄養の改善や閉じこも り予防、仲間づくりを目的 としたサロンの運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約					事業者	参加者72人	100%	・参加のきっかけ ・参考になった内容 ・自宅での継続意欲 ・今後の参加希望 ・参加しての感想	100	10	110	・評価項目について、良好または概ね良好であった。 (加点評価) ・時間配分の工夫により、参加者同士のコミュニケーションが広 がり、和気あいあいとした雰囲気づくりを加点評価した。
253	保健 福祉	栄養満点サ ロン業務委 託 (日本調認 定・栄養ケア ステーション)	低栄養の改善や閉じこも り予防、仲間づくりを目的 としたサロンの運営	F その他選 択業務					事業者	参加者46人	100%	・参加のきっかけ ・参考になった内容 ・自宅での継続意欲 ・今後の参加希望 ・参加しての感想	100	10	110	・評価項目について、良好であった。 (加点評価) ・参加者同士のゲームやクイズを取り入れるなど、参加者の交流 を図るプログラムを加点評価した。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

- A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
254	保健 福祉	65歳からの 身体能力測定会業務委託	介護予防の取組を普及啓発を目的に、高齢者自身が心身の状態を知る機会として開催する身体能力測定会の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約					事業者	参加者361人	99%	・参加のきっかけ・参加年数・参加回数 ・今後の参加希望 ・自身のフレイルの状態の把握 ・スタッフの印象 ・他の事業への参加希望	98	20	118	殆どの項目について良好であったが、備品について電池切れ等、補充されていない時があった。今年度から2回制の会場を設けたことにより効率的に運営ができています。また新規参加者も増えており、今後も参加者は増加傾向にあると思われる。 (加点評価) ・初参加の方が3会場142名中49名だった。 ・参加者アンケートで、「参加して良かったですか」の回答が「良い」以上が全体の9割を超えた。(97%) ・受付に手指消毒用のアルコールや、体組成計測定時、バタカのマスク促し(拒否されたら強制できないが)など、感染予防に徹底していた。
255	保健 福祉	ウォーキング講座(介護予防普及啓発事業)の事業運営委託	高齢者に適したウォーキング方法を学ぶ講座の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約					事業者	参加者49人	98%	・参加のきっかけ ・ウォーキングの継続意欲 ・講座内容の理解度 ・自分の身体能力・フレイル状態の把握	99	10	109	すべての項目について良好または概ね良好であった。 (加点評価) 参加者アンケートではミニウォークが好評であった。また、講座に参加したことで正しい歩きかたを知り、ウォーキングマップを活用して今後も継続したいとの回答をいただいた。
256	保健 福祉	認知症予防教室業務委託(お江戸の歴史をウォーキング)	・認知症予防のための知的活動とウォーキングプログラムを取り入れた教室の運営	F その他選択業務					事業者	参加者 24人	80%	・参加のきっかけ ・参加してよかったか ・スタッフの態度、テキスト・教材の内容、教室の内容 ・生活の変容 ・今後の継続の意向	99	20	119	・ほぼ仕様書とおり事業を実施しており、良好な評価に繋がった。 (加点評価) ・例年と同じく、午前午後の2コマ分の教室を滞りなく実施でき、自主グループ化につながったため評価につながった。
257	保健 福祉	認知症予防教室業務委託(おとこの台所)	・認知症予防のための知的活動とウォーキングプログラムを取り入れた教室の運営	F その他選択業務					事業者	参加者 7人	100%	・参加のきっかけ ・参加してよかったか ・スタッフの態度、テキスト・教材の内容、教室の内容 ・生活の変容 ・今後の継続の意向	98	20	118	・ほぼ仕様書とおり事業を実施しており、良好な評価に繋がった。 (加点評価) ・ウォーキングや調理など独自にまとめを作成し振り返りを行い、区に提出していることが評価につながった。
258	保健 福祉	認知症予防教室業務委託(歩いて学んで耕して)	・認知症予防のための知的活動とウォーキングプログラムを取り入れた教室の運営	F その他選択業務					事業者	参加者 16人	88%	・参加のきっかけ ・参加してよかったか ・スタッフの態度、テキスト・教材の内容、教室の内容 ・生活の変容 ・今後の継続の意向	99	20	119	・ほぼ仕様書とおり事業を実施しており、良好な評価に繋がった。 (加点評価) ・行政の手を借りることなく自前の施設を有効活用し、滞りなく事業を実施していただいたことや、参加者の出席率がよかったことが評価に繋がった。
259	保健 福祉	認知症予防教室業務委託(読み聞かせ入門)	・認知症予防のための知的活動とウォーキングプログラムを取り入れた教室の運営	F その他選択業務					事業者	参加者 15人	93%	・参加のきっかけ ・参加してよかったか ・スタッフの態度、テキスト・教材の内容、教室の内容 ・生活の変容 ・今後の継続の意向	99	20	119	・参加者に歩くことが習慣化されており、目的に沿った教室運営ができていたことが評価に繋がった。 ・初めての委託法人であったが、ほぼ仕様書とおり事業を実施しており、良好な評価に繋がった。 (加点評価) ・教室終了後のアンケートで認知症予防教室に参加して「良かった」と答えたものが9割を超えた。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
260	保健 福祉	らくらく歩行 筋トレ教室業 務委託	歩く時のウォーキング アップ・クールダウンと、 初心者向けの自宅で出 来る筋トレメニューを紹 介する教室の運営	F その他選 択業務					事業者	参加者 33名	100%	参加者の年齢 「公園から歩く会」の事 業に参加しているか。 性別 内容について 介護予防に効果的だっ たか。	100	5	105	各届出書類や報告書が、指定期日までに提出されていた。 事業計画どおり人員確保・配置がされていた。(区は日報等にて 確認) 指導内容が適切だった。 事故を未然に防止する具体的な措置が講じられていた。 (加点評価) ・参加者アンケートより、自身でもやってみようとする人が大勢い た。 ・事業の内容や手法が介護予防として非常に効果的であると認 められた。 ・参加者アンケートより非常に理解できた、よく理解できたが9割 を超えている。
261	子ども 家庭	ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事 業委託①	ひとり親家庭ホームヘル プサービス事業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	・全ての評価項目について、やや不備や不備はなかった。
262	子ども 家庭	ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事 業委託②	ひとり親家庭ホームヘル プサービス事業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	5	105	・全ての評価項目について、やや不備や不備はなかった。 ・「困難なご家庭のケースに、真摯に対応し、支えとなっている」と して、加点評価を得た。
263	子ども 家庭	ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事 業委託③	ひとり親家庭ホームヘル プサービス事業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	・全ての評価項目について、やや不備や不備はなかった。
264	子ども 家庭	ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事 業委託⑥	ひとり親家庭ホームヘル プサービス事業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	・全ての評価項目について、やや不備や不備はなかった。
265	子ども 家庭	ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事 業委託⑦	ひとり親家庭ホームヘル プサービス事業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	5	105	・全ての評価項目について、やや不備や不備はなかった。 ・「困難なご家庭のケースに、真摯に対応し、支えとなっている」と して、加点評価を得た。
266	子ども 家庭	ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事 業委託⑧	ひとり親家庭ホームヘル プサービス事業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	・全ての評価項目について、やや不備や不備はなかった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)			
A PFI	D 長期継続契約		
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約		
C プロポーザル	F その他選択業務		

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
267	子ども 家庭	ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事業 業委託⑩	ひとり親家庭ホームヘル プサービス事業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	・全ての評価項目について、やや不備や不備はなかった。
268	子ども 家庭	ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事業 業委託⑫	ひとり親家庭ホームヘル プサービス事業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	・全ての評価項目について、やや不備や不備はなかった。
269	子ども 家庭	ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事業 業委託⑬	ひとり親家庭ホームヘル プサービス事業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	5	105	・全ての評価項目について、やや不備や不備はなかった。 ・「困難なご家庭のケースに、真摯に対応し、支えとなっている」と して、加点評価を得た。
270	子ども 家庭	杉並区産後 ケア事業委 託(基本契 約)①	産後ケア事業の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									95	0	95	・概ね、適切な産後ケア事業が実施されている。
271	子ども 家庭	杉並区産後 ケア事業委 託(基本契 約)②	産後ケア事業の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									97	5	102	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、適切な 産後ケア事業が実施されている。 ・利用者からケア内容などについて複数の満足の声が寄せられ たため、加点(5点)評価とした。
272	子ども 家庭	杉並区産後 ケア事業委 託(基本契 約)③	産後ケア事業の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									98	5	103	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、適切な 産後ケア事業が実施されている。 ・利用者からケア内容などについて複数の満足の声が寄せられ たため、加点(5点)評価とした。
273	子ども 家庭	杉並区産後 ケア事業委 託(基本契 約)④	産後ケア事業の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									98	5	103	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、適切な 産後ケア事業が実施されている。 ・利用者からケア内容などについて複数の満足の声が寄せられ たため、加点(5点)評価とした。
274	子ども 家庭	杉並区産後 ケア事業委 託(基本契 約)⑤	産後ケア事業の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									91	0	91	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、適切な 産後ケア事業が実施されている。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
275	子ども 家庭	杉並区産後 ケア事業委 託(基本契 約)⑥	産後ケア事業の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									89	5	94	・概ね、適切な産後ケア事業が実施されている。 ・利用者からケア内容などについて複数の満足の声が寄せられ たため、加点(5点)評価とした。
276	子ども 家庭	杉並区産後 ケア事業委 託(基本契 約)⑦	産後ケア事業の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									98	0	98	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、適切な 産後ケア事業が実施されている。
277	子ども 家庭	杉並区産後 ケア事業委 託(基本契 約)⑧	産後ケア事業の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									92	5	97	・概ね、適切な産後ケア事業が実施されている。 ・利用者からケア内容などについて複数の満足の声が寄せられ たため、加点(5点)評価とした。
278	子ども 家庭	杉並区産後 ケア事業委 託(基本契 約)⑨	産後ケア事業の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									98	0	98	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、適切な 産後ケア事業が実施されている。
279	子ども 家庭	杉並区産後 ケア事業委 託(基本契 約)⑩	産後ケア事業の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									91	5	96	・概ね、適切な産後ケア事業が実施されている。 ・利用者からケア内容などについて複数の満足の声が寄せられ たため、加点(5点)評価とした。
280	子ども 家庭	杉並区産後 ケア事業委 託(基本契 約)⑪	産後ケア事業の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									92	5	97	・概ね、適切な産後ケア事業が実施されている。 ・利用者からケア内容などについて複数の満足の声が寄せられ たため、加点(5点)評価とした。
281	子ども 家庭	杉並区産後 ケア事業委 託(基本契 約)⑫	産後ケア事業の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									94	5	99	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、適切な 産後ケア事業が実施されている。 ・利用者からケア内容などについて複数の満足の声が寄せられ たため、加点(5点)評価とした。
282	子ども 家庭	杉並区産後 ケア事業委 託(基本契 約)⑬	産後ケア事業の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									98	0	98	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、適切な 産後ケア事業が実施されている。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)			
A PFI	D 長期継続契約		
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約		
C プロポーザル	F その他選択業務		

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
283	子ども 家庭	杉並区産後 ケア事業委 託(基本契 約)⑭	産後ケア事業の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									86	5	91	・概ね、適切な産後ケア事業が実施されている。 ・利用者からケア内容などについて複数の満足の声が寄せられたため、加点(5点)評価とした。
284	子ども 家庭	杉並区産後 ケア事業委 託(基本契 約)⑮	産後ケア事業の実施	F その他選 択業務									100	5	105	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、適切な産後ケア事業が実施されている。 ・利用者からケア内容などについて複数の満足の声が寄せられたため、加点(5点)評価とした。
285	子ども 家庭	杉並区産後 ケア事業委 託(基本契 約)⑯	産後ケア事業の実施	F その他選 択業務									97	5	102	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、適切な産後ケア事業が実施されている。 ・利用者からケア内容などについて複数の満足の声が寄せられたため、加点(5点)評価とした。
286	子ども 家庭	杉並区産後 ケア事業委 託(基本契 約)⑰	産後ケア事業の実施	F その他選 択業務									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、適切な産後ケア事業が実施されている。
287	子ども 家庭	杉並区産後 ケア事業委 託(基本契 約)⑱	産後ケア事業の実施	F その他選 択業務									98	5	103	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、適切な産後ケア事業が実施されている。 ・利用者からケア内容などについて複数の満足の声が寄せられたため、加点(5点)評価とした。
288	子ども 家庭	杉並区産後 ケア事業委 託(基本契 約)⑲	産後ケア事業の実施	F その他選 択業務									94	5	99	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、適切な産後ケア事業が実施されている。 ・利用者からケア内容などについて複数の満足の声が寄せられたため、加点(5点)評価とした。
289	子ども 家庭	杉並区産後 ケア事業委 託(基本契 約)⑳	産後ケア事業の実施	F その他選 択業務									97	0	97	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、適切な産後ケア事業が実施されている。
290	子ども 家庭	杉並区産後 ケア事業委 託(基本契 約)㉑	産後ケア事業の実施	F その他選 択業務									98	5	103	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、適切な産後ケア事業が実施されている。 ・利用者からケア内容などについて複数の満足の声が寄せられたため、加点(5点)評価とした。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要	
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計		
291	子ども 家庭	杉並区休日 パパママ学 級及び休日 母親学級業務委託(単価 契約)	土日に開催するパパママ 学級・母親学級の運 営	C プロポー ザル					区	参加者全員 ・パパママ学 級 対面:24組48 名/1回 オンライン: 100組200名/ 回 ・母親学級 対面:40名/ 1回 オンライン: 100名/1回	対面: 96% オンラ イン: 81%	・受講後の感想、満足 度 ・講座の内容についての 意見、要望	98	10	108	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価として、受講者アンケートの講座に対する評価が高く (良好70%以上)、学級の円滑な進行のための工夫が反映された ため、加点評価は10点とした。	
292	子ども 家庭	ひととき保育 高井戸事業 委託	ひととき保育高井戸にお ける一時預かり事業の 運営	C プロポー ザル					事業者	利用者125名	63%	・スタッフの対応につい て ・子どもの様子について ・利用理由、回数につい て ・サービスについて ・イベントや遊びについ て	100	10	110	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・利用者アンケートの満足度が高かった(良好80%以上)ことに加 えて、施設花壇の世話等を行い、地域の方に楽しんでいただい ていることについて加点(10点)評価とした。	
293	子ども 家庭	杉並区立子 ども・子育て プラザ和泉に おける一時 預かり事業 運営委託	杉並区立子ども・子育て プラザ和泉における一時 預かり事業の運営	C プロポー ザル					区	利用者153名	39%	・事業の利用について ・スタッフの対応につい て ・事業への満足度につ いて ・今後の利用について	100	5	105	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・利用者アンケートの満足度が高かった(良好80%以上)ことにつ いて加点(5点)評価とした。	
294	子ども 家庭	杉並区立子 ども・子育て プラザ天沼に おける一時 預かり事業 運営委託	杉並区立子ども・子育て プラザ天沼における一時 預かり事業の運営	C プロポー ザル					区	利用者212名	27%	・事業の利用について ・スタッフの対応につい て ・事業への満足度につ いて ・今後の利用について	100	5	105	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・利用者アンケートの満足度が高かった(良好80%以上)ことにつ いて加点(5点)評価とした。	
295	子ども 家庭	杉並区立子 ども・子育て プラザ成田西 における一時 預かり事業 運営委託	杉並区立子ども・子育て プラザ成田西における一 時預かり事業の運営	C プロポー ザル					区	利用者157名	32%	・事業の利用について ・スタッフの対応につい て ・事業への満足度につ いて ・今後の利用について	100	5	105	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・利用者アンケートの満足度が高かった(良好80%以上)ことにつ いて加点(5点)評価とした。	
296	子ども 家庭	杉並区立子 ども・子育て プラザ高円寺 における一時 預かり事業 運営委託	杉並区立子ども・子育て プラザ高円寺における一 時預かり事業の運営	C プロポー ザル					区	利用者124名	28%	・事業の利用について ・スタッフの対応につい て ・事業への満足度につ いて ・今後の利用について	100	5	105	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・利用者アンケートの満足度が高かった(良好80%以上)ことにつ いて加点(5点)評価とした。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。
注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。
注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。
注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要	
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計		
297	子ども 家庭	杉並区立子ども・子育て プラザ善福寺における一時 預かり事業 運営委託	杉並区立子ども・子育て プラザ善福寺における一時 預かり事業の運営	C プロポーザル					区	利用者160名	35%	・事業の利用について ・スタッフの対応について ・事業への満足度について ・今後の利用について	100	5	105	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・利用者アンケートの満足度が高かった(良好80%以上)ことについて加点(5点)評価とした。	
298	子ども 家庭	ファミリーサポートセンター事業委託	ファミリーサポートセンター事業の運営	E 3年以上同一業者と 随意契約									100	5	105	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価として、利用者から事業に対して、複数の満足の声によせられていることを評価した。	
299	子ども 家庭	訪問育児サポーター事業委託(単価契約)	訪問育児サポーター事業の運営	E 3年以上同一業者と 随意契約					区	利用者37人	75%	・事業の利用について ・スタッフの対応について ・事業への満足度について ・今後の利用について	100	5	105	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・利用者アンケートの満足度が高かった(良好80%以上)ことについて加点(5点)評価とした。	
300	子ども 家庭	産前・産後支援ヘルパー事業委託(基本契約)①	産前・産後支援ヘルパー事業の運営	E 3年以上同一業者と 随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。	
301	子ども 家庭	産前・産後支援ヘルパー事業委託(基本契約)②	産前・産後支援ヘルパー事業の運営	E 3年以上同一業者と 随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。	
302	子ども 家庭	産前・産後支援ヘルパー事業委託(基本契約)③	産前・産後支援ヘルパー事業の運営	E 3年以上同一業者と 随意契約									98	5	103	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価として、利用者から事業者の業務内容等に対して、複数の満足の声によせられていることを評価した。	
303	子ども 家庭	産前・産後支援ヘルパー事業委託(基本契約)④	産前・産後支援ヘルパー事業の運営	E 3年以上同一業者と 随意契約									99	5	104	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価として、利用者から事業者の業務内容等に対して、複数の満足の声によせられていることを評価した。	
304	子ども 家庭	産前・産後支援ヘルパー事業委託(基本契約)⑤	産前・産後支援ヘルパー事業の運営	E 3年以上同一業者と 随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点をを超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)			
A PFI	D 長期継続契約		
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約		
C プロポーザル	F その他選択業務		

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
305	子ども 家庭	産前・産後支援ヘルパー 事業委託(基本契約)⑥	産前・産後支援ヘル パー事業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
306	子ども 家庭	産前・産後支援ヘルパー 事業委託(基本契約)⑦	産前・産後支援ヘル パー事業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
307	子ども 家庭	産前・産後支援ヘルパー 事業委託(基本契約)⑧	産前・産後支援ヘル パー事業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									95	0	95	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 各届出書類が期日までに提出されていない等があった。
308	子ども 家庭	産前・産後支援ヘルパー 事業委託(基本契約)⑨	産前・産後支援ヘル パー事業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
309	子ども 家庭	産前・産後支援ヘルパー 事業委託(基本契約)⑩	産前・産後支援ヘル パー事業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									97	0	97	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 各届出書類が期日までに提出されていない等があった。
310	子ども 家庭	産前・産後支援ヘルパー 事業委託(基本契約)⑪	産前・産後支援ヘル パー事業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
311	子ども 家庭	産前・産後支援ヘルパー 事業委託(基本契約)⑫	産前・産後支援ヘル パー事業の運営	F その他選 択業務									100	0	100	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
312	子ども 家庭	産前・産後支援ヘルパー 事業委託(基本契約)⑬	産前・産後支援ヘル パー事業の運営	F その他選 択業務									100	0	100	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
313	子ども 家庭	産前・産後支援ヘルパー事業委託(基本契約)⑭	産前・産後支援ヘルパー事業の運営	F その他選択業務									99	0	99	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
314	子ども 家庭	産前・産後支援ヘルパー事業委託(基本契約)⑮	産前・産後支援ヘルパー事業の運営	F その他選択業務									92	0	92	・「各届出書類や報告書が、指定期日までに提出されている。」 「提出された書類に、未記載、誤りなどがなく、必要な事項が適切に記載されている。」 「区及び業務に関連する機関との連絡、連携が適切に行われている。」についてやや不備の評価があった。
315	子ども 家庭	多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業委託(基本契約)①	杉並区多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業の運営	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
316	子ども 家庭	多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業委託(基本契約)②	杉並区多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業の運営	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
317	子ども 家庭	多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業委託(基本契約)③	杉並区多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業の運営	E 3年以上同一業者と随意契約									98	5	103	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価として、利用者から事業者の業務内容等に対して、複数の満足の声がよせられていることを評価した。
318	子ども 家庭	多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業委託(基本契約)④	杉並区多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業の運営	E 3年以上同一業者と随意契約									99	5	104	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価として、利用者から事業者の業務内容等に対して、複数の満足の声がよせられていることを評価した。
319	子ども 家庭	多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業委託(基本契約)⑤	杉並区多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業の運営	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
320	子ども 家庭	多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業委託(基本契約)⑥	杉並区多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業の運営	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)	
A PFI	D 長期継続契約
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル	F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
321	子ども 家庭	多胎児家庭 家事・育児支 援ヘルパー 事業委託(基 本契約)⑦	杉並区多胎児家庭家 事・育児支援ヘルパー 事業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
322	子ども 家庭	多胎児家庭 家事・育児支 援ヘルパー 事業委託(基 本契約)⑧	杉並区多胎児家庭家 事・育児支援ヘルパー 事業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									97	0	97	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
323	子ども 家庭	多胎児家庭 家事・育児支 援ヘルパー 事業委託(基 本契約)⑨	杉並区多胎児家庭家 事・育児支援ヘルパー 事業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
324	子ども 家庭	多胎児家庭 家事・育児支 援ヘルパー 事業委託(基 本契約)⑩	杉並区多胎児家庭家 事・育児支援ヘルパー 事業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									97	0	97	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
325	子ども 家庭	多胎児家庭 家事・育児支 援ヘルパー 事業委託(基 本契約)⑪	杉並区多胎児家庭家 事・育児支援ヘルパー 事業の運営	F その他選 択業務									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
326	子ども 家庭	多胎児家庭 家事・育児支 援ヘルパー 事業委託(基 本契約)⑫	杉並区多胎児家庭家 事・育児支援ヘルパー 事業の運営	F その他選 択業務									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
327	子ども 家庭	多胎児家庭 家事・育児支 援ヘルパー 事業委託(基 本契約)⑬	杉並区多胎児家庭家 事・育児支援ヘルパー 事業の運営	F その他選 択業務									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
328	子ども 家庭	杉並区一時 預かり利用 申込みシス テム導入業 務委託	杉並区一時預かり利用 申込みシステムの導入 業務	C プロポー ザル									94	0	94	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
329	子ども 家庭	「杉並子育て 応援券」事業 運用業務委託(単価契 約)	子育て応援券事業運用 業務委託	C プロポー ザル									97	0	97	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
330	子ども 家庭	杉並区子ども ショートステ イ事業委託 ①	杉並区子どもショートス テイ事業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									95	0	95	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連絡、連携を適切に行い、利用者の状況、支援内容を共有ができています。
331	子ども 家庭	杉並区子ども ショートステ イ事業委託 ②	杉並区子どもショートス テイ事業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									87	0	87	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連絡、連携を適切に行い、利用者の状況、支援内容を共有ができています。
332	子ども 家庭	杉並区要支 援家庭を対 象とした子 どもショート ステイ事業委託 ①	要支援家庭を対象とした 子どもショートステイ事 業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									95	0	95	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連絡、連携を適切に行い、利用者の状況、支援内容を共有ができています。
333	子ども 家庭	杉並区要支 援家庭を対 象とした子 どもショート ステイ事業委託 ②	要支援家庭を対象とした 子どもショートステイ事 業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									97	20	117	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連絡、連携を適切に行い、利用者の状況、支援内容を共有ができています。 ・業務内容について分析を行い改善を行っている、利用者の意向に応えるように利用ルールを見直している、保護者への適切なフィードバックが行われている、区からの急な依頼に対応していることにより加点評価となった。
334	子ども 家庭	杉並区要支 援家庭を対 象とした子 どもショート ステイ事業委託 ③	要支援家庭を対象とした 子どもショートステイ事 業の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									97	0	97	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連絡、連携を適切に行い、利用者の状況、支援内容を共有ができています。
335	子ども 家庭	杉並区子育て 世帯訪問 支援事業委託 ①	子育て世帯訪問支援事 業委託の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									99	0	99	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連絡、連携を適切に行い、利用者の状況、支援内容を共有ができています。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)			
A PFI	D 長期継続契約		
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約		
C プロポーザル	F その他選択業務		

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
336	子ども 家庭	杉並区子育て世帯訪問支援事業委託②	子育て世帯訪問支援事業委託の運営	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連絡、連携を適切に行い、利用者の状況、支援内容を共有ができています。
337	子ども 家庭	杉並区子育て世帯訪問支援事業委託③	子育て世帯訪問支援事業委託の運営	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連絡、連携を適切に行い、利用者の状況、支援内容を共有ができています。
338	子ども 家庭	杉並区子育て世帯訪問支援事業委託④	子育て世帯訪問支援事業委託の運営	E 3年以上同一業者と随意契約									99	5	104	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連絡、連携を適切に行い、利用者の状況、支援内容を共有ができています。 ・複数の利用者から満足の声が寄せられているため加点評価とした。
339	子ども 家庭	杉並区子育て世帯訪問支援事業委託⑤	子育て世帯訪問支援事業委託の運営	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連絡、連携を適切に行い、利用者の状況、支援内容を共有ができています。
340	子ども 家庭	杉並区要支援家庭産後ケア事業委託①	産後ケア事業の実施	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連絡、連携を適切に行い、利用者の状況、支援内容を共有ができています。
341	子ども 家庭	杉並区要支援家庭産後ケア事業委託②	産後ケア事業の実施	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連絡、連携を適切に行い、利用者の状況、支援内容を共有ができています。
342	子ども 家庭	杉並区要支援家庭産後ケア事業委託③	産後ケア事業の実施	E 3年以上同一業者と随意契約									97	0	97	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連絡、連携を適切に行い、利用者の状況、支援内容を共有ができています。
343	子ども 家庭	杉並区要支援家庭産後ケア事業委託④	産後ケア事業の実施	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連絡、連携を適切に行い、利用者の状況、支援内容を共有ができています。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
344	子ども 家庭	子ども家庭相談システム運用保守業務委託	子ども家庭相談システムの運用保守	C プロポーザル									88	-5	83	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・システムの安定稼働に取り組んだ。 ・障害が発生した時の対応方法に適切でなかったことから減点評価とした。
345	子ども 家庭	杉並区子どもと家庭に関する総合相談窓口(ゆうライン)業務委託	子どもと家庭に関する総合相談窓口業務	C プロポーザル									97	0	97	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連携を密に行い、相談者に寄り添い、適切な支援へとつなげた。
346	子ども 家庭	食を通じた見守り支援委託	見守り強化事業の実施	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連絡、連携を適切に行い、利用者の状況、支援内容を共有した。
347	子ども 家庭	杉並区ヤングケアラーLINE相談実証実験業務委託	ヤングケアラーLINE相談業務	C プロポーザル									94	5	99	・すべての評価項目について、不備はなかった。 ・複数の利用者から満足の声があったため加点評価とした。
348	子ども 家庭	杉並区児童相談システム構築業務委託	児童相談システムの構築	C プロポーザル									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・構築作業に問題がなかったため、令和7年度からシステムを利用できている。
349	子ども 家庭	杉並区子どもイブニングステイ整備・運営業務委託	子どもイブニングステイ事業の整備・運営	C プロポーザル									99	0	99	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連絡、報告が適切に行われており、情報共有ができている。
350	子ども 家庭	杉並区子どもショートステイ(委託家庭)事業委託①	杉並区子どもショートステイ事業(委託家庭)の運営	F その他選択業務									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連絡、報告が適切に行われており、情報共有ができている。
351	子ども 家庭	杉並区子どもショートステイ(委託家庭)事業委託②	杉並区子どもショートステイ事業(委託家庭)の運営	F その他選択業務									93	0	93	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連絡、報告が適切に行われており、情報共有ができている。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超過する場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は-20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
352	子ども 家庭	杉並区子ども ショートステ イ(委託家 庭)事業委託 ③	杉並区子どもショートス テイ事業(委託家庭)の 運営	F その他選 択業務									97	5	102	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連絡、報告が適切に行われており、情報共有ができてい る。
353	子ども 家庭	杉並区子ども ショートステ イ(委託家 庭)事業委託 ④	杉並区子どもショートス テイ事業(委託家庭)の 運営	F その他選 択業務									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連絡、報告が適切に行われており、情報共有ができてい る。
354	子ども 家庭	杉並区子ども の意見表明 等支援事業 の業務委託	杉並区子どもの意見表 明等支援事業の委託	E 3年以上 同一業者と 随意契約									93	5	98	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区との連絡、報告が適切に行われており、情報共有ができてい る。
355	子ども 家庭	杉並区立堀ノ 内保育園に おける給食 調理業務委 託及び用務 業務委託	保育園における給食調 理業務委託及び用務業 務委託	E 3年以上 同一業者と 随意契約									96	5	101	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価として「園児の状況等に応じて、調理方法の工夫や、 細やかな配慮がされた給食の提供をしている。」との評価を得 た。
356	子ども 家庭	杉並区立大 宮前保育園 における給食 調理業務委 託及び用務 業務委託	保育園における給食調 理業務委託及び用務業 務委託	E 3年以上 同一業者と 随意契約									75	-5	70	・やや不備が7つ、不備が1つあり、主に仕様書通りの作成や異 物混入等の事故発生時の対応などの項目が該当した。 ・減点評価として、「保育園から業務責任者に対して改善の指示 をしたのに、具体的な業務改善が図られなかった。」の項目つい て減点評価-(5点)が付いた。
357	子ども 家庭	杉並区立四 宮保育園に おける給食 調理業務委 託及び用務 業務委託	保育園における給食調 理業務委託及び用務業 務委託	E 3年以上 同一業者と 随意契約									77	15	92	・「調理従事者に対しては年3回以上、用務業務従事者に対して は年2回以上の研修を計画・実施し、資質の向上を図っている。 また、研修実施報告書の提出がされている。」の項目において不 備があった。 ・加点評価として「園児の状況等に応じて、調理方法の工夫や、 細やかな配慮がされた給食の提供をしている。」について(5 点)、「保育園の各行事には、調理用務業務の仕様書の範囲に 関わらず、積極的に参加協力している。」について加点(5点)、 「保育園の食育計画や活動に対して、積極的に参加協力してい る。」について(5点)の評価を得た。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は-20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
358	子ども 家庭	杉並区立和泉保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									99	10	109	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価として「園児の状況等に応じて、調理方法の工夫や、細やかな配慮がされた給食の提供をしている。」について加点評価(5点)、「保育園の各行事には、調理用務業務の仕様書の範囲に関わらず、積極的に参加協力している。」について加点(5点)、「保育園の食育計画や活動に対して、積極的に参加協力している。」について(5点)の評価を得た。また、減点評価として「従事者の欠員発生時に、代替職員の派遣等の適切な対応がなされなかった。」の項目で減点評価(－5点)が付いた。
359	子ども 家庭	杉並区立成田保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									91	0	91	・「調理従事者に対しては年3回以上、用務業務従事者に対しては年2回以上の研修を計画・実施し、資質の向上を図っている。また、研修実施報告書の提出がされている。」がやや不備の評価を得た。 ・加点評価として「保育園の各行事には、調理用務業務の仕様書の範囲に関わらず、積極的に参加協力している。」について加点(5点)、「保育園の食育計画や活動に対して、積極的に参加協力している。」について加点(5点)を得た。また、減点評価として「従事者の欠員発生時に、代替職員の派遣等の適切な対応がなされなかった。」について減点(－5点)、その他項目で「用務の人員が慢性的に不足していること、従事者の人間関係」において減点(－5点)が付いた。
360	子ども 家庭	杉並区立本天沼保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									100	10	110	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価として「保育園の食育計画や活動に対して、積極的に参加協力している。」について(5点)、「保育園の食育計画や活動に対して、積極的に参加協力している。」について加点(5点)の評価を得た。
361	子ども 家庭	杉並区立宮前保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									78	－5	73	・やや不備が多数あるのに加え、減点評価として、その他項目について「おやつの中にラップ片混入、お菓子対応に変更、ビニール片発覚数件あり」の評価があった。
362	子ども 家庭	杉並区立荻窪南保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									100	20	120	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価として「園児の状況等に応じて、調理方法の工夫や、細やかな配慮がされた給食の提供をしている。」について加点評価(5点)、「保育園の各行事には、調理用務業務の仕様書の範囲に関わらず、積極的に参加協力している。」について加点(5点)、「保育園の食育計画や活動に対して、積極的に参加協力している。」について(5点)、その他について(5点)の評価を得た。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。
注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。
注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。
注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
363	子ども 家庭	杉並区立西荻北(調理)保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	保育園における給食調理業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									95	0	95	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
364	子ども 家庭	杉並区立西荻北(用務)保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	保育園における用務業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									86	0	86	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
365	子ども 家庭	杉並区立高井戸東保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									97	5	102	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・「園児の状況等に応じて、調理方法の工夫や、細やかな配慮がされた給食の提供をしている。」について加点評価を得た。
366	子ども 家庭	杉並区立阿佐谷東保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									96	0	96	・「調理従事者に対しては年3回以上、用務業務従事者に対しては年2回以上の研修を計画・実施し、資質の向上を図っている。また、研修実施報告書の提出がされている。」の項目についてやや不備があった。
367	子ども 家庭	杉並区立上荻保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									92	10	102	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価として「園児の状況等に応じて、調理方法の工夫や、細やかな配慮がされた給食の提供をしている。」について加点評価(5点)、「保育園の各行事には、調理用務業務の仕様書の範囲に関わらず、積極的に参加協力している。」について加点(5点)、「保育園の食育計画や活動に対して、積極的に参加協力している。」について(5点)の評価を得た。減点評価として「その他」の項目で応援体制について十分でないとの評価(-5点)があった。
368	子ども 家庭	杉並区立井草保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									78	0	78	・「挨拶面」「喫食状況の確認」「用務業務の清掃作業」の面でやや不備が4つ、不備が2つあった。 ・加点評価として「園児の状況等に応じて、調理方法の工夫や、細やかな配慮がされた給食の提供をしている。」の項目で評価(5点)を得た。減点評価として「従事者の欠員発生時に、代替職員の派遣等の適切な対応がなされなかった。」の項目で評価(-5点)が付いた。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は-20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
369	子ども 家庭	杉並区立松ノ木保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									100	10	110	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・「園児の状況等に応じて、調理方法の工夫や、細やかな配慮がされた給食の提供をしている。」について加点(5点)「保育園の食育計画や活動に対して、積極的に参加協力している。」について加点(5点)の評価を得た。
370	子ども 家庭	杉並区立松庵保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
371	子ども 家庭	杉並区立永福南保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									93	15	108	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価として「園児の状況等に応じて、調理方法の工夫や、細やかな配慮がされた給食の提供をしている。」について加点評価(5点)、「保育園の各行事には、調理用務業務の仕様書の範囲に関わらず、積極的に参加協力している。」について加点(5点)、「保育園の食育計画や活動に対して、積極的に参加協力している。」について(5点)の評価を得た。
372	子ども 家庭	杉並区立善福寺保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									87	-5	82	・「用務業務作業基準Ⅱに従い、清掃業務を行っている。」の項目でやや不備が付いた。 ・「従事者の欠員発生時に、代替職員の派遣等の適切な対応がなされなかった。」の項目で減点評価-(5点)を得た。
373	子ども 家庭	杉並区立久我山保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									94	5	99	・「調理従事者に対しては年3回以上、用務業務従事者に対しては年2回以上の研修を計画・実施し、資質の向上を図っている。また、研修実施報告書の提出がされている。」でやや不備の評価となった。 ・加点評価として「園児の状況等に応じて、調理方法の工夫や、細やかな配慮がされた給食の提供をしている。」の項目で評価を得た。
374	子ども 家庭	杉並区立和田保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									89	-5	84	・「各届出書類や報告書が、指定期日までに提出されている。または保管されている。」の項目に不備が付いた。 ・加点評価として、「保育園の食育計画や活動に対して、積極的に参加協力している。」で加点(5点)を得た。減点評価として「欠員が生じた時の対応や指示通りの対応をしなかった」で減点(5点)、その他項目で「傷んだ食材の取り扱いが、こちらが指示した内容ではなく判断され廃棄されていた。」で減点(5点)が付いた。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。
注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。
注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。
注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は-20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 （契約件名）	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要	
													基礎評価 （注3）	加点・ 減点評価 （注4）	計		
375	子ども 家庭	杉並区立浜田山保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									96	5	101	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・「園児の状況等に応じて、調理方法の工夫や、細やかな配慮がされた給食の提供をしている。」について加点評価を得た。	
376	子ども 家庭	杉並区立下高井戸保育園における給食調理業務委託及び用務業務委託	子供園における給食調理業務委託及び用務業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									99	-5	94	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・「従事者の欠員発生時に、代替職員の派遣等の適切な対応がなされなかった。」について減点評価が付いた。	
377	子ども 家庭	杉並区立高円寺北子供園における給食調理業務委託及び用務業務委託	子供園における給食調理業務委託及び用務業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									98	10	108	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・「園児の状況等に応じて、調理方法の工夫や、細やかな配慮がされた給食の提供をしている。」について加点（5点）、「「保育園の食育計画や活動に対して、積極的に参加協力している。」について（5点）の加点評価を得た。	
378	子ども 家庭	杉並区立成田西子供園における給食調理業務委託及び用務業務委託	子供園における給食調理業務委託及び用務業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									96	10	106	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・「園児の状況等に応じて、調理方法の工夫や、細やかな配慮がされた給食の提供をしている。」について加点（5点）、「「保育園の各行事には、調理用務業務の仕様書の範囲に関わらず、積極的に参加協力している。」について加点評価（5点）を得た。	
379	子ども 家庭	令和6年度杉並区立保育園・子供園における運営業務支援システム導入等業務委託	保育ICTシステム導入・支援	F その他選択業務					区	保育園保護者2266名、子供園保護者281名、園職員738名	72%	・システム導入により保護者利便性が向上したと思うか ・システム導入により職員の業務効率向上、負担軽減になったか ・各機能に対する意見	98	0	98	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。	
380	子ども 家庭	高井戸保育園	保育園の運営	B 指定管理者→右欄に指定期間を記入	令和4年4月1日～令和7年3月31日								100	5	105	・すべての評価項目について良好であった。 ・過去に行った指摘・助言が改善されていた。 ・ヒヤリハット・インシデントの分析を行い怪我等の再発防止に努めていた点について加点評価とした。（5点）	
381	子ども 家庭	堀ノ内東保育園	保育園の運営	B 指定管理者→右欄に指定期間を記入	令和4年4月1日～令和7年3月31日								100	5	105	・すべての評価項目について良好であった。 ・日常の施設点検や過去の事故の対応等を活かし、未然に事故を防ぐことができていた。 ・ヒヤリハット等について職員間の共有を十分に行っており、重大事故を未然に防ぐよう努められていた点について加点評価とした。（5点）	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。
注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。
注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。
注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は-20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
382	子ども 家庭	令和6年度 グループ保 育事業委託 契約(単価契 約)	桃井グループ保育室(保 育室モモ)の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	10	110	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・地域とのつながりに関する取り組みについて加点評価(5点)とした。また、利用者アンケートで満足度が高かったため加点対象(5点)とした。
383	子ども 家庭	令和6年度 杉並区家庭 福祉員保育 施設等利用 契約	家庭福祉員 中田 美香	E 3年以上 同一業者と 随意契約									93	0	93	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
384	子ども 家庭	令和6年度 杉並区家庭 福祉員保育 施設等利用 契約	家庭福祉員 石川 禎子	E 3年以上 同一業者と 随意契約									98	0	98	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
385	子ども 家庭	令和6年度 杉並区家庭 福祉員保育 施設等利用 契約	家庭福祉員 木村 環	E 3年以上 同一業者と 随意契約									98	5	103	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・誰でも通園制度の実施により「地域とのつながりに関する取組について」の加点評価となった。
386	子ども 家庭	令和6年度 杉並区家庭 福祉員保育 施設等利用 契約	家庭福祉員グループ「ア レーズ」の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									98	0	98	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
387	子ども 家庭	令和6年度 グループ保 育事業委託 契約(単価契 約)	桃井グループ保育室(保 育室モモ)の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	10	110	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・地域とのつながりに関する取り組みについて加点評価(5点)とした。また、利用者アンケートで満足度が高かったため加点対象(5点)とした。
388	子ども 家庭	杉並区こども 誰でも通園制 度の試行的 事業運営業 務委託(単価 契約)その1	家庭福祉員グループア レーズのこども誰でも通 園制度試行的事業の運 営	F その他選 択業務									97	0	97	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
389	子ども 家庭	杉並区こども 誰でも通園制 度の試行的 事業運営業 務委託(単価 契約)その2	おうち保育園あさがやの こども誰でも通園制度試 行的事業の運営	F その他選 択業務					区	保護者2人	100%	・利用して、お子さんに 何かよい変化はみられ ましたか。 ・事業を利用して良か ったと思うことは何で すか。	99	5	104	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・利用者へ子どもの良いところや育っているところを伝えたことにより、子どもの育ちや利用者との関係性にも良い効果が あったと利用者からの声があった点について、加点評価(5点)とした

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点をを超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

令和6年度モニタリング実施報告書

※ 業務区分(委託形態別)

- A PFI

B 指定管理者

C プロポーザル
- D 長期継続契約

E 3年以上同一業者と随意契約

F その他選択業務

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要	
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計		
390	子ども 家庭	杉並区こども 誰でも通園制 度の試行的 事業運営業 務委託(単価 契約)その3	おうち保育園えいふく町 のこども誰でも通園制度 試行的事業の運営	F その他選 択業務					区	保護者1人	50%	・利用して、お子さんに 何かよい変化はみられ ましたか。 ・事業を利用して良か ったと思うことは何で すか。	100	0	100	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、全体を 通して適切な事業運営ができていた。	
391	子ども 家庭	杉並区こども 誰でも通園制 度の試行的 事業運営業 務委託(単価 契約)その4	家庭的保育室プティパ のこども誰でも通園制度 試行的事業の運営	F その他選 択業務					区	保護者2人	100%	・利用して、お子さんに 何かよい変化はみられ ましたか。 ・事業を利用して良か ったと思うことは何で すか。	89	15	104	・すべての評価項目について、不備はなかった。 ・加点評価として、「利用者のアンケートで、利用園に対する満足 度が高かった。」(5点)「利用者へ子どもの良いところや育ってい るところを伝えたことにより、子どもの育ちや利用者との関 係性にも良い効果があったと利用者からの声があった。」(5点) 「業務内容について分析を行い、区にとって有用な改善の提案 がなされた。」(5点)があった。	
392	子ども 家庭	杉並区こども 誰でも通園制 度の試行的 事業運営業 務委託(単価 契約)その5	上井草保育園のこども 誰でも通園制度試行的 事業の運営	F その他選 択業務									99	0	99	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。	
393	子ども 家庭	杉並区こども 誰でも通園制 度の試行的 事業運営業 務委託(単価 契約)その6	杉並の家ちゅうりっぷ保 育園のこども誰でも通園 制度試行的事業の運営	F その他選 択業務									93	5	98	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・手厚い職員配置や利用児及び在園児への配慮など、全体を通 して適切な事業運営ができていた。 ・「利用者へ子どもの良いところや育っているところを伝えたこと により、子どもの育ちや利用者との関係性にも良い効果が あったと利用者からの声があった。」という点を加点評価(5点)とし ている。	
394	子ども 家庭	杉並区こども 誰でも通園制 度の試行的 事業運営業 務委託(単価 契約)その7	ハーモニー・キッズのこ ども誰でも通園制度試 行的事業の運営	F その他選 択業務									94	0	94	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。	
395	子ども 家庭	杉並区こども 誰でも通園制 度の試行的 事業運営業 務委託(単価 契約)その8	キッズガーデン高円寺 北のこども誰でも通園制 度試行的事業の運営	F その他選 択業務									89	0	89	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・園に届いた近隣住民の苦情について、迅速な解決とその後の 改善策も示されていた。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)	
A PF1	D 長期継続契約
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル	F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要	
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計		
396	子ども 家庭	杉並区こども 誰でも通園制 度の試行的 事業運営業 務委託(単価 契約)その9	小鳥の詩のこども誰でも 通園制度試行的事業の 運営	F その他選 択業務					区	保護者4人	75%	・利用して、お子さんに 何かよい変化はみられ ましたか。 ・事業を利用して良か ったと思うことは何で すか。	91	5	96	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・「ゆとりをもって子育てができるようになった」「育児に負担を感 じることが減った」があった点について加点評価(5点)とした	
397	子ども 家庭	杉並区こども 誰でも通園制 度の試行的 事業運営業 務委託(単価 契約)その1 0	杉並大宙みたけ保育園 のこども誰でも通園制度 試行的事業の運営	F その他選 択業務									100	5	105	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・手厚い職員配置や利用児及び在園児への配慮など、全体を通 して適切な事業運営ができていた点について加点評価とした。	
398	子ども 家庭	杉並区こども 誰でも通園制 度の試行的 事業運営業 務委託(単価 契約)その1 1	高円寺南保育園のこども 誰でも通園制度試行 的事业の運営	F その他選 択業務									95	5	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価は、以下の理由より5点となった。 ・子どもの様子を記した連絡帳のやり取りを行い、子どもの状 態を適切に共有し、家庭での子どもの育ちに寄与しているとの評 価を得たため。 ・保育園でしか経験できない体験を通し、子どもの豊かな感性 の醸成や成長に寄与しているとの評価を得たため。	
399	子ども 家庭	杉並区こども 誰でも通園制 度の試行的 事業運営業 務委託(単価 契約)その1 2	パピーナク我山保育園 のこども誰でも通園制度 試行的事業の運営	F その他選 択業務									91	5	96	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価として「業務内容について分析を行い、区にとって有 用な改善の提案がなされた。」について(5点)の評価を得た。	
400	子ども 家庭	杉並区こども 誰でも通園制 度の試行的 事業運営業 務委託(単価 契約)その1 3	Picoナーサリク我山駅 前のこども誰でも通園制 度試行的事業の運営	F その他選 択業務					事業者	保護者24人	50%	・利用して、お子さんに 何かよい変化はみられ ましたか。	100	10	110	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、全体 を通して適切な事業運営ができていた。 ・区にとって有用な改善の提案がなされた(5点)。利用者アン ケートより、子どもの育ちや利用者子どもとの関係性にも良い効 果があったと利用者からの声があった(5点)。	
401	子ども 家庭	杉並区こども 誰でも通園制 度の試行的 事業運営業 務委託(単価 契約)その1 4	びっぴのもり保育園のこ ども誰でも通園制度試 行的事業の運営	F その他選 択業務									97	0	97	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、全体 を通して適切な事業運営ができていた。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)	
A PFI	D 長期継続契約
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル	F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要	
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計		
402	子ども 家庭	杉並区こども 誰でも通園制 度の試行的 事業運營業 務委託(単価 契約)その1 5	南阿佐ヶ谷どみそ保育 園のこども誰でも通園制 度試行的事業の運営	F その他選 択業務					事業者	保護者1人	100%	・利用して、お子さんに 何かよい変化はみられ ましたか。	98	10	108	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、全体 を通して適切な事業運営ができていた。 ・加点評価として、アンケートでの満足度が高かった点について 加点評価(5点)とした。また、利用者へ子どもの良いところや 育っているところを伝えたことについて、満足度が高かったため 加点対象(5点)とした。(計10点)	
403	子ども 家庭	杉並区こども 誰でも通園制 度の試行的 事業運營業 務委託(単価 契約)その1 6	むさしの保育園方南分 園のこども誰でも通園制 度試行的事業の運営	F その他選 択業務									96	5	101	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価は、以下の理由より5点となった。 ・月案、個別指導計画も作成されている。 ・連絡帳も利用し、保護者との情報共有に努めている。 ・アレルギー対応も実施出来るようになっている。	
404	子ども 家庭	杉並区こども 誰でも通園制 度の試行的 事業運營業 務委託(単価 契約)その1 7	レイモンド中瀬保育園の こども誰でも通園制度試 行的事業の運営	F その他選 択業務					区	保護者25人	44%	・利用して、お子さんに 何かよい変化はみられ ましたか。 ・事業を利用して良かつ たと思うことは何です か。	99	0	99	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなく、全体 を通して適切な事業運営ができていた。	
405	子ども 家庭	杉並区認可 保育所及び 認可外保育 施設における 巡回指導委 託(心理)(単 価契約)	杉並区認可保育所及び 認可外保育施設における 巡回指導業務	E 3年以上 同一業者と 随意契約									96	0	96	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。	
406	子ども 家庭	杉並区病児 病後児保育 事業委託(そ の1)(単価契 約)	病児保育室ラビットルー ムの運営	C プロポー ザル									99	0	99	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。	
407	子ども 家庭	杉並区病児 病後児保育 事業委託(そ の2)(単価契 約)	すぎなみ病児保育室 しーず(seeds)の運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、良好であった。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)					
A	PFI	D	長期継続契約		
B	指定管理者	E	3年以上同一業者と随意契約		
C	プロポーザル	F	その他選択業務		

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要	
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計		
408	子ども 家庭	杉並区病児 病後児保育 事業委託(そ の3)(単価契 約)	東京生成病院病児保育 室こひつじハウスの運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									98	0	98	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。	
409	子ども 家庭	杉並区病児 病後児保育 事業委託(そ の4)(単価契 約)	たむら医院病児保育室 こねこの運営	E 3年以上 同一業者と 随意契約									99	0	99	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。	
410	子ども 家庭	杉並区病児 病後児保育 事業委託(そ の5)(単価契 約)	Picoチャイルドケアの運 営	C プロポー ザル									99	0	99	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。	
411	子ども 家庭	杉並区緊急 メール配信シ ステム運用 委託	杉並区緊急メール配信 システム運用	C プロポー ザル									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。	
412	子ども 家庭	高二学童ク ラブ運営業務 委託	高二学童クラブの運営	C プロポー ザル		高二学童 クラブ運 営協議会	学童クラブ保 護者、小学校 長、児童委 員、統括責任 者(受託法 人)、クラブ長 (受託法人)、 児童館長ほか	・良好な運営が なされている。 (利用者アン ケート実施)	区	高二学童ク ラブ 保護者:66名 児童 :66名	54%	・総合的な満足度 ・楽しく学童クラブに 通っているか ・学童クラブから日常の 様子が伝わってくるか ・保護者の意見や要望 に柔軟・迅速に应运 えていると思うか	95	0	95	【履行評価表】 全項目が【良好】・【概ね良好】で占められており、イベントにおい ても児童が楽しめるよう工夫している。 【利用者アンケート:総合満足度】 保護者:93% 児童 :73%	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要	
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計		
413	子ども 家庭	松ノ木小学 クラブ外1学 童クラブ運営 業務等委託	松ノ木小学童クラブ外1 学童クラブ等の運営	C プロポー ザル		松ノ木小 学童クラ ブ運営協 議会、和 泉学園学 童クラブ 運営協議 会	学童クラブ保 護者、小学校 長、児童委 員、統括責任 者(受託法 人)、クラブ長 (受託法人)、 児童館長ほ か	・良好な運営が なされている。 (利用者アン ケート実施)	区	松ノ木小学 童クラブ 保護者:57名 児童 :57名 和泉学園学 童クラブ(校 内) 保護者:160 名 児童 :160 名 和泉学園学 童クラブ(校 外) 保護者:59名 児童 :59名	39%	・総合的な満足度 ・楽しく学童クラブに 通っているか ・学童クラブから日常の 様子が伝わってくるか ・保護者の意見や要望 に柔軟・迅速に应运 えていると思うか	88	0	88	【履行評価表】 3クラブを通じて、児童・保護者の意向を積極的に収集・理解し、 互いの信頼関係を深めている。 放課後等居場所事業にて、個人情報管理項目で「持出し管理 簿」の持出者と確認者が同じである事象があり【不備】となった。 【利用者アンケート:総合満足度】 ・松ノ木小学童クラブ 保護者:93% 児童 :72% ・和泉学園学童クラブ(校内) 保護者:100% 児童 :78% ・和泉学園学童クラブ(校外) 保護者:100% 児童 :93%	
414	子ども 家庭	東田学童クラ ブ外2学童ク ラブ運営業務 等委託	東田学童クラブ外2学童 クラブ等の運営	C プロポー ザル		東田学童 クラブ運 営協議 会、杉二 学童ク ラブ運 営協議 会、杉 七学童 クラブ 運営協 議会	学童クラブ保 護者、小学校 長、児童委 員、統括責任 者(受託法 人)、クラブ長 (受託法人)、 児童館長ほ か	・良好な運営が なされている。 (利用者アン ケート実施)	区	東田学童クラ ブ 保護者:123 名 児童 :123 名 杉二学童クラ ブ 保護者:180 名 児童 :180 名 杉七学童クラ ブ 保護者:108 名 児童 :108 名	33%	・総合的な満足度 ・楽しく学童クラブに 通っているか ・学童クラブから日常の 様子が伝わってくるか ・保護者の意見や要望 に柔軟・迅速に应运 えていると思うか	89	0	89	【履行評価表】 3クラブを通じて、学校と、児童についての日常的な情報交換 等、良好な協力関係を築き、連携している。 個人情報管理・おやつ代管理の帳簿の整理整頓について、不備 となったため、指摘及び改善要求をした。 【利用者アンケート:総合満足度】 ・東田学童クラブ 保護者:91% 児童 :69% ・杉二学童クラブ 保護者:92% 児童 :95% ・杉七学童クラブ 保護者:100% 児童 :78%	
415	子ども 家庭	桃五学童クラ ブ外1学童ク ラブ運営業務 等委託	桃五学童クラブ外1学童 クラブ等の運営	C プロポー ザル		桃五学童 クラブ運 営協議 会、今川 北学童 クラブ 運営協 議会	学童クラブ保 護者、小学校 長、児童委 員、統括責任 者(受託法 人)、クラブ長 (受託法人)、 児童館長ほ か	・良好な運営が なされている。 (利用者アン ケート実施)	区	桃五学童クラ ブ 保護者:145 名 児童 :145 名 今川北学童 クラブ 保護者:96名 児童 :96名	46%	・総合的な満足度 ・楽しく学童クラブに 通っているか ・学童クラブから日常の 様子が伝わってくるか ・保護者の意見や要望 に柔軟・迅速に应运 えていると思うか	89	0	89	【履行評価表】 両クラブともに、児童が存分に楽しめるよう工夫した取組を行っ ている。 今川北学童クラブにて、提出書類関係等に【不備】があり改善要 求した。 【利用者アンケート:総合満足度】 ・桃五学童クラブ 保護者:86% 児童 :61% ・今川北学童クラブ 保護者:89% 児童 :66%	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要	
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計		
416	子ども 家庭	大宮小学童 クラブ外2学 童クラブ運営 業務等委託	大宮小学童クラブ外2学 童クラブ等の運営	C プロポー ザル		大宮小学 童クラブ 運営協議 会、浜田 山学童 (校内・校 外)クラブ 運営協議 会、久我 山学童ク ラブ運営 協議会	学童クラブ保 護者、小学校 長、児童委 員、統括責任 者(受託法 人)、クラブ長 (受託法人)、 児童館長ほか	・良好な運営が なされている。 (利用者アン ケート実施)	区	大宮小学童 クラブ 保護者:58名 児童 :58名 浜田山学童 クラブ(校内) 保護者:79名 児童 :79名 浜田山学童 クラブ(校外) 保護者:142 名 児童 :142 名 久我山学童 クラブ 保護者:106 名 児童 :106 名	29%	・総合的な満足度 ・楽しく学童クラブに 通っているか ・学童クラブから日常の 様子が伝わってくるか ・保護者の意見や要望 に柔軟・迅速に应运 えていると思うか	85	0	85	【履行評価表】 4クラブを通じて、活動・おやつ・イベントなどにおいて、児童の意見 を多く取り入れている。 6年度より開始した久我山小放課後等居場所事業においては、 【やや不備】・【不備】が他所より少し目立ったため、細かい指摘と 改善指導を行った。 【利用者アンケート:総合満足度】 ・大宮小学童クラブ 保護者:97% 児童 :75% ・浜田山学童クラブ(校内) 保護者:81% 児童 :70% ・浜田山学童クラブ(校外) 保護者:89% 児童 :65% ・久我山学童クラブ 保護者:73% 児童 :67%	
417	子ども 家庭	高三学童ク ラブ運営業務 等委託	高三学童クラブの運営	C プロポー ザル		高三学童 クラブ運 営協議会	学童クラブ保 護者、小学校 長、児童委 員、統括責任 者(受託法 人)、クラブ長 (受託法人)、 児童館長ほか	・良好な運営が なされている。 (保護者アン ケート実施)	区	高三学童ク ラブ 保護者:156 児童 :156 名	46%	・総合的な満足度 ・楽しく学童クラブに 通っているか ・学童クラブから日常の 様子が伝わってくるか ・保護者の意見や要望 に柔軟・迅速に应运 えていると思うか	93	0	93	【履行評価表】 学童クラブ・放課後等居場所事業ともに【良好】・【概ね良好】で占 められている。 近隣の子育てプラザを利用することで、クラブの活動を充実させて いる。 【利用者アンケート:総合満足度】 保護者:93% 児童 :65%	
418	子ども 家庭	桃二学童ク ラブ外1学童ク ラブ運営業務 等委託	桃二学童クラブ外1学童 クラブ等の運営	C プロポー ザル		桃二学童 クラブ運 営協議会、高井 戸学童ク ラブ運営 協議会	学童クラブ保 護者、小学校 長、児童委 員、統括責任 者(受託法 人)、クラブ長 (受託法人)、 児童館長ほか	・良好な運営が なされている。 (保護者アン ケート実施)	区	桃二学童ク ラブ 保護者:162 児童 :162 名 高井戸学童 クラブ 保護者:212 名 児童 :212 名	33%	・総合的な満足度 ・楽しく学童クラブに 通っているか ・学童クラブから日常の 様子が伝わってくるか ・保護者の意見や要望 に柔軟・迅速に应运 えていると思うか	89	0	89	【履行評価表】 保護者や地域との協力・連携が良くできている。特に桃二小放課 後等居場所事業は非常に良好である。 学童クラブにおいて、書類管理に関する指摘を行った事例あり。 【利用者アンケート:総合満足度】 ・桃二学童クラブ 保護者:90% 児童 :69% ・高井戸学童クラブ 保護者:95% 児童 :83%	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要	
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計		
419	子ども 家庭	杉九学童クラブ運営業務等委託	杉九学童クラブ等の運営	C プロポーザル		杉九学童クラブ運営協議会	学童クラブ保護者、小学校長、児童委員、統括責任者(受託法人)、クラブ長(受託法人)、児童館長ほか	・良好な運営がなされている。 (保護者アンケート実施)	区	杉九学童クラブ 保護者:158名 児童:158名	29%	・総合的な満足度 ・楽しく学童クラブに通っているか ・学童クラブから日常の様子が伝わってくるか ・保護者の意見や要望に柔軟・迅速にできていると思うか	94	0	94	【履行評価表】 学童クラブ・放課後等居場所事業ともに良好であり、児童の意見をよく取り入れ、保護者・学校とも連携・協力し信頼関係が構築されている。 【利用者アンケート:総合満足度】 保護者:100% 児童:72%	
420	子ども 家庭	高円寺学園学童クラブ運営業務等委託	高円寺学園学童クラブ等の運営	C プロポーザル		高円寺学園学童クラブ運営協議会	学童クラブ保護者、小学校長、児童委員、統括責任者(受託法人)、クラブ長(受託法人)、児童館長ほか	・良好な運営がなされている。 (保護者アンケート実施)	区	高円寺学園学童クラブ 保護者:189名 児童:189名	30%	・総合的な満足度 ・楽しく学童クラブに通っているか ・学童クラブから日常の様子が伝わってくるか ・保護者の意見や要望に柔軟・迅速にできていると思うか	97	0	97	【履行評価表】 履行評価の各項目の多くが【良好】となっており、運営法人による研修を多く実施し、児童にも適切な指導ができている。またイベントは親子交流などを実施し充実している。 一方で、利用者アンケートでは児童からの満足度が45%と低く、大人数の中でも一人ひとりに丁寧な対応が求められる。 【利用者アンケート:総合満足度】 保護者:90% 児童:45%	
421	子ども 家庭	西田学童クラブ外1学童クラブ運営業務委託	西田学童クラブ外1学童クラブ等の運営	C プロポーザル		西田学童クラブ運営協議会・沓掛学童クラブ運営協議会	学童クラブ保護者、小学校長、児童委員、統括責任者(受託法人)、クラブ長(受託法人)、児童館長ほか	・良好な運営がなされている。 (保護者アンケート実施)	区	西田学童クラブ 保護者:100名 児童:100名 沓掛学童クラブ 保護者:64名 児童:64名	54%	・総合的な満足度 ・楽しく学童クラブに通っているか ・学童クラブから日常の様子が伝わってくるか ・保護者の意見や要望に柔軟・迅速にできていると思うか	95	0	95	【履行評価表】 職員間での情報共有がよくできしており、お迎え時は保護者との会話を大切にしている。 上記を心掛けていることにより、各項目の多くが【良好】となっている。 【利用者アンケート:総合満足度】 ・西田学童クラブ 保護者:98% 児童:89% ・沓掛学童クラブ 保護者:98% 児童:86%	
422	子ども 家庭	永福南学童クラブ外1学童クラブ運営業務等委託	永福南学童クラブ外1学童クラブ等の運営	C プロポーザル		永福南学童クラブ運営協議会・杉三学童クラブ運営協議会	学童クラブ保護者、小学校長、児童委員、統括責任者(受託法人)、クラブ長(受託法人)、児童館長ほか	・良好な運営がなされている。 (保護者アンケート実施)	区	永福南学童クラブ 保護者:132名 児童:132名 杉三学童クラブ 保護者:77名 児童:77名	51%	・総合的な満足度 ・楽しく学童クラブに通っているか ・学童クラブから日常の様子が伝わってくるか ・保護者の意見や要望に柔軟・迅速にできていると思うか	97	0	97	【履行評価表】 全ての項目において、【良好】・【概ね良好】である。 前回指摘した事項も改善されている。 イベント・おやつなども児童の意見を多く取り入れ工夫している。 学校・地域との関係も良好である。 【利用者アンケート:総合満足度】 ・永福南学童クラブ 保護者:99% 児童:91% ・杉三学童クラブ 保護者:97% 児童:97%	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
423	子ども 家庭	井萩学童クラブ運営業務等委託	井萩学童クラブ等の運営	C プロポーザル		井萩学童クラブ運営協議会	学童クラブ保護者、小学校長、児童委員、統括責任者(受託法人)、クラブ長(受託法人)、児童館長ほか	・良好な運営がなされている。 (保護者アンケート実施)	区	井萩学童クラブ 保護者:115名 児童 :115名	34%	・総合的な満足度 ・楽しく学童クラブに通っているか ・学童クラブから日常の様子が伝わってくるか ・保護者の意見や要望に柔軟・迅速にできていると思うか	94	0	94	【履行評価表】 学童クラブ・放課後等居場所事業ともに、各項目の多くが【良好】・【概ね良好】で占められている。 消火訓練の未実施を指摘した。 【利用者アンケート:総合満足度】 保護者:92% 児童 :79%
424	子ども 家庭	桃三学童クラブ運営業務等委託	桃三学童クラブ等の運営	C プロポーザル		桃三学童クラブ運営協議会	学童クラブ保護者、小学校長、児童委員、統括責任者(受託法人)、クラブ長(受託法人)、児童館長ほか	・良好な運営がなされている。 (保護者アンケート実施)	区	桃三学童クラブ 保護者:118名 児童 :118名	25%	・総合的な満足度 ・楽しく学童クラブに通っているか ・学童クラブから日常の様子が伝わってくるか ・保護者の意見や要望に柔軟・迅速にできていると思うか	84	0	84	【履行評価表】 児童・保護者・学校との関係は良好であり、イベント等も工夫され充実している。 学童クラブにおいて、個人情報持ち出し管理簿、おやつ代帳簿の記載方法を指摘した。 【利用者アンケート:総合満足度】 保護者:95% 児童 :78%
425	子ども 家庭	桃一学童クラブ外1学童クラブ運営業務委託	桃一学童クラブ外1学童クラブ等の運営	C プロポーザル		桃一学童クラブ運営協議会・八成学童クラブ運営協議会	学童クラブ保護者、小学校長、児童委員、統括責任者(受託法人)、クラブ長(受託法人)、児童館長ほか	・良好な運営がなされている。 (保護者アンケート実施)	区	桃一学童クラブ 保護者:94名 児童 :94名 八成学童クラブ 保護者:70名 児童 :70名	49%	・総合的な満足度 ・楽しく学童クラブに通っているか ・学童クラブから日常の様子が伝わってくるか ・保護者の意見や要望に柔軟・迅速にできていると思うか	99	0	99	【履行評価表】 項目の多くが【良好】であり、【やや不備】・【不備】はない。 イベント等を工夫し児童が楽しんでいる。 自主研修を充実させており、保護者・学校との関係も非常に良い。 【利用者アンケート:総合満足度】 ・桃一学童クラブ 保護者:100% 児童 :90% ・八成学童クラブ 保護者:90% 児童 :66%
426	子ども 家庭	富士見丘学童クラブ運営業務委託	富士見丘学童クラブの運営	C プロポーザル		富士見丘学童クラブ運営協議会	学童クラブ保護者、小学校長、児童委員、統括責任者(受託法人)、クラブ長(受託法人)、児童館長ほか	・良好な運営がなされている。 (保護者アンケート実施)	区	富士見丘学童クラブ 保護者:117名 児童 :117名	41%	・総合的な満足度 ・楽しく学童クラブに通っているか ・学童クラブから日常の様子が伝わってくるか ・保護者の意見や要望に柔軟・迅速にできていると思うか	89	0	89	【履行評価表】 帰りの際の安全体制を整え、保護者に対しても細かく情報提供している。 地域との交流を積極的に行っている。 個人情報ファイルの管理方法について指摘する部分があった。 【利用者アンケート:総合満足度】 保護者:94% 児童 :84%

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
427	子ども 家庭	宮前北第二 学童クラブ運 営業務委託	宮前北第二学童クラブ の運営	C プロポー ザル		宮前北第 二学童ク ラブ運営 協議会	学童クラブ保 護者、小学校 長、児童委 員、統括責任 者(受託法人)、クラブ長 (受託法人)、 児童館長ほか	・良好な運営が なされている。 (保護者アン ケート実施)	区	宮前北第二 学童クラブ 保護者:100 名 児童 :100 名	16%	・総合的な満足度 ・楽しく学童クラブに 通っているか ・学童クラブから日常の 様子が伝わってくるか ・保護者の意見や要望 に柔軟・迅速に应运 えていると思うか	80	0	80	【履行評価表】 児童の声を尊重して、運営に活かしている。 苦情対応・出欠確認において指摘する部分があった。 【利用者アンケート:総合満足度】 保護者:93% 児童 :100%
428	子ども 家庭	杉並区ゆう キッズ事業委 託	ゆうキッズ事業の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約		ゆうキッズ 運営協議 会	ゆうキッズ利 用者、子育て 支援団体、児 童委員、受託 者理事、児童 館長ほか	・今年度実施なし	協議会 等	ゆうキッズ利 用者54名		「利用頻度」「高井戸児 童館の「ゆうキッズ」を 利用する主な理由」「今 年行ったプログラムで 楽しかったもの」「次年 度どんなプログラムが あったらいいと思うか」 「ご意見、ご感想、ご要 望」	99	5	104	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。また、利用者より、「いつも楽しく利用させてもらっています。」「いつもスタッフの方々が優しく対応してくださるので、子どもも安心して遊んでいます」「いつも温かい雰囲気です。安心して遊べます」「スタッフの方みなさん優しく、土地に慣れず不安な私も、時にはお姉さん、時には母のように接してくれ、アドバイスしてくれたこと感謝しています。」等々、具体的な感謝が多く見られた。直営のゆうキッズではなかなかできない細やかな配慮や働きかけが、常日頃からされている点で加点評価があった。
429	子ども 家庭	子どもプレー パーク事業 運営業務委託	子どもプレーパーク事業 の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	5	105	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・利用者への聞き取りで高い評価を得ており、利用者も増加しているため加点評価5点とした。
430	都市 整備	杉並区産 MaaSシステ ム構築等業 務委託	MaaSシステムの構築及 びその活用支援	C プロポー ザル									88	0	88	・評価項目について、不備はなく、概ね良好な結果であった。 ・システムの運用保守や業務支援においてはやや不備及び不備がなく、作業も遅滞なく取り組んだ。 ・システム構築について、改善の余地があるため、引き続き区と協議しより良いシステムとなるよう取り組んでほしい。
431	都市 整備	高円寺駅放 置自転車撤 去移送業務 及び集積所 管理業務委託(長期継続 契約)	放置自転車の警告撤去 移送及び返還集積所管 理	D 長期継続 契約→右欄 に契約期間 を記入	令和6年4月1日 ～令和7年9月 30日								99	0	99	日々の業務について概ね適正に実施されている。
432	都市 整備	西荻窪駅外3 駅放置自転 車撤去移送 業務及び集 積所管理業 務委託(長期 継続契約)	放置自転車の警告撤去 移送及び返還集積所管 理	D 長期継続 契約→右欄 に契約期間 を記入	令和6年4月1日 ～令和7年9月 30日								90	0	90	日々の業務について概ね適正に実施されている。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。
注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。
注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。
注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)	
A PFI	D 長期継続契約
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル	F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
433	都市整備	高井戸自転車集積所管理業務委託(長期継続契約)	放置自転車の返還集積所管理	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和6年4月1日 ～令和7年9月30日								100	0	100	日々の業務について特に問題なく実施されている。
434	都市整備	永福自転車集積所管理業務委託(長期継続契約)	放置自転車の返還集積所管理	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和6年4月1日 ～令和7年9月30日								98	0	98	日々の業務について概ね適正に実施されている。
435	都市整備	荻窪駅放置自転車対策業務委託(長期継続契約)	放置自転車の警告撤去移送	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和6年4月1日 ～令和7年9月30日								97	0	97	日々の業務について概ね適正に実施されている。
436	都市整備	放置禁止区域外(北)放置自転車撤去移送業務委託(長期継続契約)	放置自転車の警告撤去移送	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和6年4月1日 ～令和7年9月30日								98	0	98	日々の業務について概ね適正に実施されている。
437	都市整備	自転車駐車場利用案内・誘導業務委託	自転車利用者への駐車場案内及び啓発	F その他選択業務									98	0	98	日々の業務について概ね適正に実施されている。
438	都市整備	阿佐ヶ谷・南阿佐ヶ谷駅外放置自転車撤去移送業務委託(長期継続契約)	放置自転車の警告撤去移送	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和6年4月1日 ～令和7年9月30日								94	0	94	撤去移送業務は問題なく業務を行っていたが、放置防止の啓発業務が不十分であった。
439	都市整備	新高円寺駅外7駅放置自転車撤去移送業務委託(長期継続契約)	放置自転車の警告撤去移送	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和6年4月1日 ～令和7年9月30日								97	0	97	日々の業務について概ね適正に実施されている。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)			
A PFI	D 長期継続契約		
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約		
C プロポーザル	F その他選択業務		

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評価点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
440	都市整備	永福町駅外5 駅放置自転車 撤去移送 業務委託(長期 継続契約)	放置自転車の警告撤去 移送	D 長期継続 契約→右欄 に契約期間 を記入	令和6年4月1日 ～令和7年9月 30日								100	0	100	日々の業務について特に問題なく実施されている。
441	都市整備	自転車置場 等整理指導 業務委託(単 価契約)	自転車置場整理利用案 内	E 3年以上 同一業者と 随意契約									94	0	94	日々の業務について概ね適正に実施されている。
442	都市整備	放置禁止区 域外(南)放 置自転車撤 去移送業務 委託(長期継 続契約)	放置自転車の警告撤去 移送	D 長期継続 契約→右欄 に契約期間 を記入	令和6年4月1日 ～令和7年9月 30日								98	0	98	日々の業務について特に問題なく実施されている。
443	都市整備	事業条件付 土地建物等 賃貸借契約 (東高円寺地 区)	自転車・バイク駐輪場の 運営業務	C プロポー ザル									92	0	92	・自転車駐車場の運営に関する基本的な業務については、概ね 適正に実施されている。
444	都市整備	荻窪西口バ イク駐車場管 理運営に関 する協定	バイク駐輪場の運営業 務	C プロポー ザル									97	0	97	・バイク置き場の運営に関する基本的な業務については、概ね 適正に実施されている。
445	都市整備	代田橋バイ ク・自転車駐 車場管理運 営に関する 協定	自転車・バイク駐輪場の 運営業務	C プロポー ザル									97	0	97	・自転車駐車場、バイク置き場の運営に関する基本的な業務に ついては、概ね適正に実施されている。
446	都市整備	杉並区立自 転車駐車場 の業務委託 (荻窪南・東 地区)(長期 継続契約)	有料制自転車駐車場の 運営業務	D 長期継続 契約→右欄 に契約期間 を記入	令和5年4月1日 ～令和7年3月 31日								88	-5	83	・妊娠中の利用者への対応や障害者対応で利用者から苦情が 複数あり、減点評価とした。 ・現金の管理について不備があった(管理事務所に現金が置か れたまま管理人が不在にすることがあった。)

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評価点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかどうかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評価点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は-20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)	
A PFI	D 長期継続契約
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル	F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
447	都市整備	杉並区立自転車駐車の業務委託契約(荻窪北・西地区)(長期継続契約)	有料制自転車駐車場の運営業務	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日								73	-10	63	・管理事務所の施設管理に不備があった(管理事務所が無施設のまま管理者が不在にしていた。) ・障害者対応を含む受付対応に関する苦情が多数寄せられている、植栽に関する報告が区へされていない等、減点評価があった。全体的に改善が必要である。 ・定期契約の受付に関し、改善指示書を発行した。
448	都市整備	杉並区立中野富士見町自転車駐車場の業務委託	有料制自転車駐車場の運営業務	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・自転車駐車場の運営に関する基本的な業務については、概ね適正に実施されている。
449	都市整備	杉並区立高井戸東・北自転車駐車場の業務委託	有料制自転車駐車場の運営業務	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日								80	0	80	・管理人の業務中の対応について不備があった(川にごみを投げ捨てていたという苦情があった。)
450	都市整備	杉並区立新高円寺地下自転車駐車場の管理・運営・警備業務委託	有料制自転車駐車場の運営業務	F その他選択業務									92	5	97	・管理人の制服着用についてやや不備があった(名札を着用していない。) ・場内走行抑制の取り組みを行っていたことについて、区にとって有用な改善の提案がなされたものとして加点評価した。
451	都市整備	杉並区立自転車駐車場の業務委託(下井草南外31箇所)	有料制自転車駐車場の運営業務	E 3年以上同一業者と随意契約									82	-5	77	・管理人の接遇について複数件苦情が寄せられており、減点評価とした。 ・制服着用について、やや不備があった(名札を着用していない。) ・金券を紛失したことに関し、再発防止を図ることを目的に指示書を発行した。
452	都市整備	杉並区営住宅等維持管理の業務委託	区営住宅等維持管理の業務	C プロポーザル									84	5	89	・計画修繕や空室修繕、設備保守などについても仕様書に基づき適切に行われていた。 ・近隣住民への対応が良好であったことから、加点・減点評価は5点となった。
453	都市整備	成田東一丁目アパート生活協力員業務委託(個人委託)	指定した高齢者住宅における生活協力員業務(生活相談、安否確認、緊急対応など)	E 3年以上同一業者と随意契約									80	5	85	・一部についてやや不備があったが、それ以外は良好またはおおむね良好であった。 ・加点評価として「談話室を有効活用し、使用者の福祉増進につながる会合・研修などを定期的に行っている」の評価を得たため、加点・減点評価は5点となった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は-20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)	
A PFI	D 長期継続契約
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル	F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
454	都市整備	富士見丘アパート生活協力員業務委託(個人委託)	指定した高齢者住宅における生活協力員業務（生活相談、安否確認、緊急対応など）	E 3年以上同一業者と随意契約									100	20	120	・すべての評価項目が良好であった。 ・加点評価として「使用者から本業務に対する複数の称賛・感謝の言葉が寄せられている」「談話室を有効活用し使用者の福祉増進につながる会合等を定期的に行っている」「本業務に対する提案と改善が継続的に行われている」「協力員業務をスムーズにするため、自治会活動にも協力して一般棟とのつながりを良好にしている」の4項目で評価を得たため、加点・減点評価は20点となった。
455	都市整備	浜田山四丁目アパート生活協力員業務委託(個人委託)	指定した高齢者住宅における生活協力員業務（生活相談、安否確認、緊急対応など）	E 3年以上同一業者と随意契約									100	20	120	・すべての評価項目が良好であった。 ・加点評価として「使用者から本業務に対する複数の称賛・感謝の言葉が寄せられている」「談話室を有効活用し使用者の福祉増進につながる会合等を定期的に行っている」「本業務に対する提案と改善が継続的に行われている」「自治会活動が難しい居住者へのフォローなど丁寧に対応してくれている」の4項目で評価を得たため、加点・減点評価は20点となった。
456	都市整備	上高井戸みどりの里3・4号棟生活協力員業務委託(個人委託)	指定した高齢者住宅における生活協力員業務（生活相談、安否確認、緊急対応など）	E 3年以上同一業者と随意契約									100	10	110	・すべての評価項目が良好であった。 ・加点評価として「使用者から本業務に対する複数の称賛・感謝の言葉が寄せられている」「談話室を有効活用し使用者の福祉増進につながる会合等を定期的に行っている」の2項目で評価を得たため、加点・減点評価は10点となった。
457	都市整備	南荻窪みどりの里生活協力員業務委託(個人委託)	指定した高齢者住宅における生活協力員業務（生活相談、安否確認、緊急対応など）	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・すべての評価項目が良好であった。
458	都市整備	井草みどりの里生活協力員業務委託(個人委託)	指定した高齢者住宅における生活協力員業務（生活相談、安否確認、緊急対応など）	E 3年以上同一業者と随意契約									96	10	106	・すべての評価項目について、良好、概ね良好で、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価として「使用者から本業務に対する複数の称賛・感謝の言葉が寄せられている」「時間外や休日でも必要に応じて居住者への対応を行っている」の2項目で評価を得たため、加点・減点評価は10点となった。
459	都市整備	下井草みどりの里生活協力員業務委託(個人委託)	指定した高齢者住宅における生活協力員業務（生活相談、安否確認、緊急対応など）	E 3年以上同一業者と随意契約									97	5	102	・すべての評価項目について、良好、概ね良好で、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価として「使用者から本業務に対する複数の称賛・感謝の言葉が寄せられている」「談話室を有効活用し、使用者の福祉増進につながる会合・研修などを定期的に行っている」の2項目で評価を得たが、備品の保管に関する評価で減点があったため、加点・減点評価は5点となった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
460	都市 整備	宮前みどりの 里生活協力 員業務委託 (個人委託)	指定した高齢者住宅に おける生活協力員業務 (生活相談、安否確認、 緊急対応など)	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	10	110	・すべての評価項目が良好であった。 ・加点評価として「使用者から本業務に対する複数の称賛・感謝の言葉が寄せられている」「談話室を有効活用し使用者の福祉増進につながる会合等を定期的に行っている」の2項目で評価を得たため、加点・減点評価は10点となった。
461	都市 整備	荻窪みどりの 里生活協力 員業務業務 委託(個人委 託)	指定した高齢者住宅に おける生活協力員業務 (生活相談、安否確認、 緊急対応など)	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	15	115	・すべての評価項目が良好であった。 ・加点評価として、「使用者から本業務に対する複数の称賛・感謝の言葉が寄せられている」「談話室を有効活用し、使用者の福祉増進につながる会合・研修などを定期的に行っている」「業務時間外でも、居住者からの相談など熱心に対応してくれている」の3項目で評価を得たため15点加点した。
462	都市 整備	桃井みどりの 里生活協力 員業務委託 (個人委託)	指定した高齢者住宅に おける生活協力員業務 (生活相談、安否確認、 緊急対応など)	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	20	120	・すべての評価項目が良好であった。 ・加点評価として「使用者から本業務に対する複数の称賛・感謝の言葉が寄せられている」「談話室を有効活用し使用者の福祉増進につながる会合等を定期的に行っている」「本業務に対する提案と改善が継続的に行われている」「休日などの業務時間外でも、居住者への対応を熱心してくれている」の4項目で評価を得たため、加点・減点評価は20点となった。
463	都市 整備	井草第二み どりの里生活 協力員業務 委託(個人委 託)	指定した高齢者住宅に おける生活協力員業務 (生活相談、安否確認、 緊急対応など)	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	・すべての評価項目が良好であった。
464	都市 整備	区立和高 齢者住宅運 営業務委託 (社会福祉法 人)	指定した高齢者住宅に おける生活協力員業務 (生活相談、安否確認、 緊急対応など)	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	20	120	・すべての評価項目が良好であった。 ・加点評価として「使用者から本業務に対する複数の称賛・感謝の言葉が寄せられている」「入居者の福祉増進につながる会合・研修などを定期的に行っている。」「本業務に対する提案と改善が継続的に行われている」「フレイル予防の活動やケア24との連携。また、毎月20日に和田みどりの里だよりを配布している」の4項目で評価を得たため、加点・減点評価は20点となった。
465	都市 整備	和泉みどりの 里高齢者住 宅生活協力 員業務委託 (社会福祉法 人)	指定した高齢者住宅に おける生活協力員業務 (生活相談、安否確認、 緊急対応など)	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	20	120	・すべての評価項目が良好であった。 ・加点評価として「使用者から本業務に対する複数の称賛・感謝の言葉が寄せられている」「入居者の福祉増進につながる会合・研修などを定期的に行っている。」「本業務に対する提案と改善が継続的に行われている」「対応に困難を伴う入居者複数いる状況において、夜間、休日等の時間外においても、丁寧な対応をしており、入居者からも信頼を得て業務に従事している。また、建物所有者とも良好な関係を築いているため、区とオーナーとの良好な関係性を維持できている」の4項目で評価を得たため、加点・減点評価は20点となった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
466	都市 整備	上高井戸みどりの里外4か所の生活援助員(LSA)業務委託(社会福祉法人)	指定した高齢者住宅における生活協力員業務(生活相談、安否確認、緊急対応など)	E 3年以上同一業者と随意契約									96	20	116	・すべての評価項目について、良好または概ね良好であった。 ・加点評価として「使用者から本業務に対する複数の称賛・感謝の言葉が寄せられている」「入居者の福祉増進につながる会合・研修などを定期的に行っている。」「本業務に対する提案と改善が継続的に行われている」「Wi-Fi環境を整えICTの利用により、区との連絡の効率化、入居者対応へ活用している。フレイル予防など区の取り組みに対して積極的に受け入れ、協力を図るとともに、特殊詐欺への対応策も一部で展開している」の4項目で評価を得たため、加点・減点評価は20点となった。
467	都市 整備	都営シルバークリア生活援助員(LSA)業務委託(社会福祉法人)	指定した高齢者住宅における生活協力員業務(生活相談、安否確認、緊急対応など)	E 3年以上同一業者と随意契約									100	20	120	・すべての評価項目が良好であった。 ・加点評価として「使用者から本業務に対する複数の称賛・感謝の言葉が寄せられている」「入居者の福祉増進につながる会合・研修などを定期的に行っている。」「本業務に対する提案と改善が継続的に行われている」「Wi-Fi環境を整えICTの利用により、区との連絡の効率化、入居者対応へ活用している。フレイル予防など区の取り組みに対して積極的に受け入れ、協力を図るとともに、特殊詐欺への対応策も一部で展開している」の4項目で評価を得たため、加点・減点評価は20点となった。
468	都市 整備	杉並区建築総合情報システム運用保守業務	杉並区建築確認情報データベースを管理・運用する建築総合情報システムの運用保守業務	E 3年以上同一業者と随意契約									94	5	99	・システム保守対応について適宜メール上で連絡・報告がなされており、概ね安定的な運用ができていた。 ・一度システム障害が生じたが、迅速、的確な対応が行われ、速やかに復旧できた。 ・契約外のアクセスログデータ提供に速やかに対応した点を加点評価とした。
469	都市 整備	杉並区建築総合情報システムの窓口タッチパネルシステム運用保守委託	杉並区建築確認情報データベースを管理・運用する建築総合情報システムの窓口用タッチパネルシステムの運用保守業務	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・システム保守対応について適宜メール上で連絡・報告がなされており、安定的な運用ができていたことから、全ての評価項目について、「良好」と評価した。
470	都市 整備	都市計画道路補助132号線用地取得に伴う物件調査及び補償算定等業務委託	補助132号線整備事業に伴う物件調査、補償算定、用地折衝業務	C プロポーザル									82	0	82	・すべての評価項目についてやや不備又は不備はなかった。 ・加点・減点評価はなかった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)	
A PFI	D 長期継続契約
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル	F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
471	都市整備	都市計画道路補助221号線用地取得に伴う物件調査及び補償算定等業務委託	補助221号線整備事業に伴う物件調査、補償算定、用地折衝業務	C プロポーザル									81	0	81	・すべての評価項目についてやや不備又は不備はなかった。 ・加点・減点評価はなかった。
472	都市整備	気象及び水防活動支援に係る情報提供業務委託	気象及び水防活動支援に係る情報提供業務	C プロポーザル									94	5	99	・評価項目についておおむね良好だった。 ・万が一の災害に備え、24時間365日体制の構築を行っているため加点評価とした。
473	都市整備	グリーンインフラの活用に関する検討支援業務委託	区民協働によるグリーンインフラの推進に必要な取組内容や方向性のとりまとめ支援の業務	C プロポーザル									88	10	98	・評価項目についておおむね良好だった。 ・講座の企画が優れており、応募者数が多数集まった。
474	都市整備	荻窪三庭園の管理運営	荻窪三庭園の管理運営	B 指定管理者→右欄に指定期間を記入	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日								100	10	110	すべての評価項目について、やや不備や不備はなかった。 加点評価の理由は、①来園者から、従事者の業務内容などに対して、複数の賞賛の声が寄せられていることと②イベント等事業では区民から高い評価を得たことである。
475	都市整備	井草森公園管理事務所及び井草森公園外9公園の維持管理業務委託	井草森公園外9公園の維持管理	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日								90	0	90	すべての評価項目について、やや不備や不備はなかった。
476	都市整備	下高井戸おおぞら公園維持管理業務委託	下高井戸おおぞら公園の維持管理	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日								89	5	94	鍵の紛失が発生したため不備とした。 加点評価の理由は、第二期整備工事に関する周知・表示など臨機応変に対応していることである。
477	都市整備	公園等日常保全委託（北1）	公園施設等の点検及び維持・補修などにかかる日常保全業務	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日								89	0	89	すべての評価項目について、やや不備や不備はなかった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点（限度）となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)			
A PFI	D 長期継続契約		
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約		
C プロポーザル	F その他選択業務		

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 （契約件名）	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要	
													基礎評価 （注3）	加・減 点評価 （注4）	計		
478	都市 整備	公園等日常 保全委託（北 2）	公園施設等の点検及び 維持・補修などにかかる 日常保全業務	D 長期継続 契約→右欄 に契約期間 を記入	令和5年4月1日 ～令和8年3月 31日								92	5	97	毎月、安全訓練等を実施し安全管理だけではなく施工の技術向上にも努めているため、加点了。	
479	都市 整備	桃井原っぱ 公園外1所維 持管理業務 委託	桃井原っぱ公園外1所 の維持管理	D 長期継続 契約→右欄 に契約期間 を記入	令和5年4月1日 ～令和8年3月 31日								88	0	88	すべての評価項目について、やや不備や不備はなかった。	
480	都市 整備	塚山公園管 理事務所及 び塚山公園 外13公園の 維持管理業 務委託	塚山公園外13公園の維 持管理	C プロポー ザル									99	0	99	一項目を除いてすべて良好である。	
481	都市 整備	公園等日常 保全委託（南 1）	公園施設等の点検及び 維持・補修などにかかる 日常保全業務	D 長期継続 契約→右欄 に契約期間 を記入	令和6年4月1日 ～令和9年3月 31日								99	0	99	一項目を除いてすべて良好である。	
482	都市 整備	公園等日常 保全委託（南 2）	公園施設等の点検及び 維持・補修などにかかる 日常保全業務	D 長期継続 契約→右欄 に契約期間 を記入	令和6年4月1日 ～令和9年3月 31日								99	5	104	一項目を除いてすべて良好である。 加点点評価の理由は、要望、苦情への対処において、高く評価で きることがあったことである。	
483	都市 整備	児童交通公 園清掃業務 請負	公園園地・便所・手洗 所・外周道路の清掃	E 3年以上 同一業者と 随意契約									96	0	96	すべての評価項目について、やや不備や不備はなかった。	
484	都市 整備	杉並区立公 園等特別美 化業務委託	園地等の清掃及び公園 施設等の点検、軽微な 維持・補修業務	E 3年以上 同一業者と 随意契約									89	0	89	・評価項目についてやや不備もあったが、全体の評価は良好で ある。 ・「作業員が遅刻した際に報告を怠った。」点を減点とした。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加・減点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加・減点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加・減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
485	環境	環境美化巡回指導業務委託(単価契約)	区の喫煙ルールの周知・徹底を図ることを目的に、歩きタバコ・ポイ捨て・路上禁煙地区での喫煙行為など、違反者への注意・指導を行う。	E 3年以上同一業者と随意契約									89	0	89	・業務委託内容の履行に大きな問題はなく、すべての評価項目について、「良好」又は「概ね良好」と評価した。 ・昨年度課題としていた地区ごとの巡回回数調整について、今年度から、人通りの多さなど、地区ごとの特性に応じて調整を行い、効果的に指導が行われていた点は高評価とした。 ・報告書類の提出・業務管理について改善するべきところはあった。
486	環境	省エネルギー及び創エネルギー普及・推進業務委託	杉並区における省エネルギー、創エネルギー、蓄エネルギーの普及啓発、市民からのエネルギーに関する相談対応、専門的調査及び政策提言に係る業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									97	15	112	・全ての項目について、「良好」又は「概ね良好」と評価した。 ・前年度の課題であった講演会の録画、動画配信について、今年度は校正1回で完了したこと、新規事業の断熱ワークショップが参加者から大変好評であったことから、加点評価とした。
487	環境	環境学習における学校支援事業委託(単価契約)	区内小中学校が実施する環境教育に関し、ノウハウを活かした学校支援を行い、各校の特色ある環境への取り組みを支援する。 区が主催する杉並区小中学生環境サミット事業における支援を行う。	E 3年以上同一業者と随意契約									99	0	99	・事業者が行うすべての項目について、「良好」又は「概ね良好」と評価した。 ・謝礼の支払いに不備があり、1件遅れてしまったため、該当項目が「概ね良好」となった。
488	環境	令和6年度杉並区小中学生環境サミット映像作成等業務委託	小中学生環境サミット発表時の動画作成及びテレビ放映	E 3年以上同一業者と随意契約									100	5	105	・すべての項目について、「良好」又は「概ね良好」と評価した。 ・テロップやナレーションに工夫を施し、見やすさ分かりやすさに努めたことから加点評価とした。
489	環境	令和6年度杉並区自然環境調査(第8次)報告書作成業務委託	杉並区内における自然環境を把握するため、令和4年度～令和5年度に実施した第8次杉並区自然環境調査結果により、補足調査及び報告書を作成する。	C プロポーザル									100	0	100	全ての項目について、「良好」と評価した。
490	環境	環境活動推進センター管理運営委託	環境活動推進センターで実施する環境やリサイクルに関する講座・講演会の開催、簡易な相談業務、その他当該施設管理に係る業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	全ての項目について、「良好」又は「概ね良好」と評価した。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 （契約件名）	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要	
													基礎評価 （注3）	加点・ 減点評価 （注4）	計		
491	環境	杉並区ゼロ カーボンシ ティ機運醸成 事業業務委託	杉並エコマップ作りフィール ドワーク及びワーク ショップの企画、実施及 び成果の周知	C プロポー ザル					事業者	参加者14人	100%	・全体的な満足度 ・地球温暖化対策実行 計画等への理解の深化 の有無・程度 ・受託者による司会進 行に対する評価	100	15	115	・全ての評価項目について、「良好」と評価した。 ・「フィールドワーク及びワークショップを魅力的に訴求し、最大定 員の7割以上の参加申込があった。」等の加点評価があった。 ・減点評価はなかった。	
492	環境	杉並区気候 区民会議運 営支援業務 委託	気候区民会議のプログ ラム及び資料の作成・会 議運営支援業務、シン ポジウムの企画・運営支 援業務等	C プロポー ザル					事業者	全6回の参加 者延べ340 人	96%	・気候区民会議に参加 して満足しているか ・会議の運営・会議内容 について	99	0	99	・参加者の出席率が高く維持されるようもう少し工夫がほしかっ た。 ・加点評価として、参加者アンケートにより会議内容に対する評 価を得たが、参加者から接遇に関する苦情があり、加点・減点評 価は0点となった。	
493	環境	フードドライブ 事業委託	未利用食品を回収し、地 域の福祉団体等に提供	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	10	110	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・集められた食品が有効に利用されるよう状況に応じて丁寧な対 応を業務を行い、引き渡し先との調整も円滑に進めているため 加点評価とした。	
494	環境	集団回収事 業等委託	集団回収の支援及び事 務処理の委託	E 3年以上 同一業者と 随意契約									97	0	97	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。	
495	環境	資源（古紙・ びん・缶）回 収業務委託1	資源（古紙・びん・缶）の 回収業務	E 3年以上 同一業者と 随意契約									90	-5	85	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・従事職員の接遇や回収後の集積所に関する苦情がたびたび あるため減点となった。	
496	環境	資源（古紙・ びん・缶）回 収業務委託2	資源（古紙・びん・缶）の 回収業務	E 3年以上 同一業者と 随意契約									98	5	103	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・集積所の清潔保持に積極的に取り組み、効果が現れているた め加点となった。	
497	環境	ペットボトル 回収業務委 託	ペットボトルの回収業務	E 3年以上 同一業者と 随意契約									90.6	-5	85.6	・排出場所での回収漏れにやや不備あり。 ・従事職員の接遇や回収後の集積所に関する苦情がたびたび あるため減点となった。	
498	環境	資源回収事 業に係る古 紙の選別・圧 縮・梱包・保 管処理委託	古紙の選別・圧縮・梱 包・保管処理	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。
注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。
注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。
注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は-20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
499	環境	資源回収事業に係るびんの選別・破碎・保管処理等委託	びんの選別・破碎・保管処理	E 3年以上同一業者と随意契約									100	5	105	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・障害者の積極的な雇用により加点となった。
500	環境	資源回収事業に係る缶の選別・圧縮・梱包・保管処理委託	缶の選別・圧縮・梱包・保管処理	E 3年以上同一業者と随意契約									100	15	115	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・小学校や住民の見学受け入れやリサイクルに関する相談対応などにより加点となった。 ・缶としてのリサイクル適・不適品の関する情報提供・提案を実施のため加点となった。 ・区の公共土木事業に関する金属くずの処理方法を提案、処理を実施のため加点となった。
501	環境	資源回収事業に係るペットボトルの選別・圧縮・梱包・保管処理委託	ペットボトルの選別・圧縮・梱包・保管処理	E 3年以上同一業者と随意契約									98.5	0	98.5	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
502	環境	ペットボトル搬送業務委託	ペットボトルの搬送業務	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
503	環境	ペットボトル中継業務委託	ペットボトルの中継業務	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
504	環境	資源回収事業に係るプラスチック使用製品廃棄物回収業務委託	プラスチック使用製品廃棄物の回収業務	E 3年以上同一業者と随意契約									94.6	0	94.6	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
505	環境	プラスチック使用製品廃棄物の選別・圧縮・梱包・保管処理委託	プラスチック使用製品廃棄物の選別・圧縮・梱包・保管処理	E 3年以上同一業者と随意契約									98.4	5	103.4	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・杉並区町会に対しての施設見学会を実施し、区民への資源分別の意識を更に高めることができたため加点となった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
506	環境	小型電子機器等の選別・分解等業務委託	使用済み小型電子機器等を選別・分解し、区が指定する再資源化業者に引き渡す。また、就労準備訓練の訓練生を受入れ、訓練生と共同して作業を行う。	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
507	環境	「なみすけのごみ出し達人(マスター)」運用業務委託	ごみ出しアプリの運用及び保守委託	C プロポーザル									96	0	96	「提出書類」のうち、労働関係法令順守に関する報告書及び業務継続計画書が、契約書仕様書に指定された期日までに提出がなく督促を要したため、「やや不備」とした。
508	環境	粗大ごみ受付業務委託	粗大ごみ受付センターの運営及び粗大ごみ受付システムの保守管理	C プロポーザル									94	0	94	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・加点評価として、チャットボット利用者に対し、満足度・認知媒体調査を独自で実施し、区の業務改善の参考になる提案を行ったため加算したが、障害発生時に時間がかかるなど保守・運営管理業務で減点したため、加点・評価は0点となった。
509	環境	粗大ごみ収集運搬業務委託	杉並区の粗大ごみの収集、運搬、搬入業務	E 3年以上同一業者と随意契約									96	0	96	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・収集場所に排出されている粗大ごみの収集漏れや適切な算定処理が一部行われていなかったため、「概ね良好」とした。
510	環境	粗大ごみ中継業務委託	粗大ごみ中継所における、搬入車両の受付及び粗大ごみの選別、積替業務等	E 3年以上同一業者と随意契約									96	0	96	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・粗大ごみ破砕処理施設及び金属分を含む粗大ごみ借受施設への搬入が禁止されているものを一時搬入したため、「概ね良好」とした。
511	環境	不燃ごみ中継業務委託	不燃ごみ中継所における、搬入車両の受付及び不燃ごみの選別、保管、積替業務等	E 3年以上同一業者と随意契約									97	0	97	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・金属分を含む粗大ごみ借受施設への搬入が禁止されているものを一時搬入したため、「概ね良好」とした。
512	環境	し尿収集・運搬・搬入業務請負(単価契約)	対象者宅のし尿回収及び指定場所への運搬・搬入	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・回収作業中、通行人が頻繁に通る場所では、その都度声かけをし、事故のないように配慮がなされていた。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
513	環境	粗大ごみ区 民持込受付 等業務委託	区民等占有者自らが排 出する粗大ごみを運搬 し、受託者の施設へ直 接持込みを行った場合 の粗大ごみの受付及び 場内誘導、選別、積替、 保管業務	E 3年以上 同一業者と 随意契約									99	0	99	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・区民等の誘導から粗大ごみの確認、収集等の一連の作業にお いて、役割分担が明確であり、かつお互いが声かけすることによ り、区民等を待たせることなく、迅速に行われていた。
514	環境	スプレー缶等 ガス抜き処理 委託(単価契 約)	収集した不燃ごみの中 のスプレー缶等(カセット ボンベ・ライター等)のガ ス抜き処理、及び缶の 再利用委託	E 3年以上 同一業者と 随意契約									98	0	98	履行評価表「基礎評価」の「提出書類」のうち、「作業処理月報」 記載の数量が一度相違していたため、「概ね良好」とした。
515	教育	学校用務業 務等委託(浜 田山小・松ノ 木小)	学校用務業務及び施設 管理業務等	C プロポー ザル									94	2.5	96.5	・「学校の各行事には積極的に協力している」(加点評価) ・「従事者の欠員発生時に適切な対応がなされなかった」(減点 評価)
516	教育	学校用務業 務等委託(高 井戸東小・向 陽中)	学校用務業務及び施設 管理業務等	C プロポー ザル									98.5	10	108.5	・「要望、苦情への対処において、高く評価できることがあった」 (加点評価)※向陽中学校 ・「学校の各行事には積極的に協力している」(加点評価) ・学校警備との連絡を用務員で行ってくれるので休日にも安心で きる(加点評価)※向陽中学校
517	教育	学校用務業 務等委託(杉 並和泉学園)	学校用務業務及び施設 管理業務等	C プロポー ザル									91	5	96	・「学校の各行事には積極的に協力している」(加点評価) ・毎週月曜日の打ち合わせを基に、計画的に業務を遂行してい る。急な接待等があっても、臨機応変に対応してくれている。 ・環境点検等で気付いた点や改善点等は、管理職に速やかに報 告があり、対応している。
518	教育	学校用務業 務等委託(高 円寺学園)	学校用務業務及び施設 管理業務等	C プロポー ザル									98	5	103	・「学校の各行事には積極的に協力している」(加点評価) ・学校側からの要望に対して迅速に対応する様子が見られ、事 前の準備や片付けなど、役割分担をしながら協力して行ってい る。・安全面等で気になる部分があれば、すぐに管理職へ報告 し、対応を行っている。
519	教育	学校用務業 務等委託(高 井戸第三小)	学校用務業務及び施設 管理業務等	C プロポー ザル									90	5	95	・「学校の各行事には積極的に協力している」(加点評価) ・桜の木の毛虫発生時は、校門にかかる部分の枝の剪定を迅速 に行うなど、急な業務でも快く対応することができる。
520	教育	学校用務業 務等委託(高 井戸第四小・ 松庵小)	学校用務業務及び施設 管理業務等	C プロポー ザル									95	7.5	102.5	・「学校の各行事には積極的に協力している」(加点評価) ・学校行事の準備に際して、積極的・意欲的にかかわる態度が 見られ、対外的にも好印象を与えることができている。(加点評 価)※高井戸第四小学校

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
521	教育	学校用務業務等委託(和田小・泉南中)	学校用務業務及び施設管理業務等	C プロポーザル									90	7.5	97.5	・「学校の各行事には積極的に協力している」(加点評価) ・学校事情や内情を汲み取り、業務に当たってくれている。(加点評価)※泉南中学校
522	教育	学校用務業務等委託(荻窪小・高井戸第二小・宮前中・西宮中)	学校用務業務及び施設管理業務等	C プロポーザル									89.25	1.25	90.5	・「学校の各行事には積極的に協力している」(加点評価)※高井戸第二小学校 ・日々の業務に丁寧に取り組んでいただいている。利団協についても適切に対応していただいている。※宮前中学校
523	教育	学校用務業務等委託(四宮小・天沼小)	学校用務業務及び施設管理業務等	C プロポーザル									88	5	93	・「学校の各行事には積極的に協力している」(加点評価) ・休日夜間にポンプ室故障による大量の水漏れ事故発生時、担当職員の業者エリア責任者や学校事務施設担当者への早期連絡と適切な対応により、職員室の配線設備水没を未然に防ぐことができた。※四宮小学校
524	教育	学校用務業務等委託(杉並第七小・高南中)	学校用務業務及び施設管理業務等	C プロポーザル									100	10	110	・「学校の各行事には積極的に協力している」(加点評価) ・イメージや意図・目的などを伝えるとそれに応じた仕事を的確に行ってくれている。(加点評価)※杉並第七小学校 ・学校周りだけでなく、近隣の掃除を毎朝行い、地域へ貢献している。(加点評価)※高南中学校
525	教育	学校用務業務等委託(八成小・天沼中・荻窪中)	学校用務業務及び施設管理業務等	C プロポーザル									88.6	3.3	91.9	・「学校の各行事には積極的に協力している」(加点評価) ・依頼した業務について、素早く、丁寧に対応していただき、学校運営上大変助かっている。また、地域連携に対しても協力的で、地域からの信頼も厚い。※八成小学校
526	教育	学校用務業務等委託(杉並第六小)	学校用務業務及び施設管理業務等	C プロポーザル									84	5	89	・些細な点でも気が付いたことがあると報告があり、改善に向けて情報共有を図りながら取り組むことができている。児童の安全を最優先し、業務を提案し実行してくださっている。(加点評価)
527	教育	学校用務業務等委託(西田小・杉森中)	学校用務業務及び施設管理業務等	C プロポーザル									89	5	94	・「学校の各行事には積極的に協力している」(加点評価)
528	教育	学校用務業務等委託(馬橋小)	学校用務業務及び施設管理業務等	C プロポーザル									100	15	115	・「要望、苦情への対処において、高く評価できることがあった」(加点評価) ・「学校の各行事には積極的に協力している」(加点評価) ・児童の安全や学校の衛生面を考慮し、進んで業務に取り組んでいる

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
529	教育	学校用務業務等委託(桃井第四小・松溪中)	学校用務業務及び施設管理業務等	C プロポーザル									88.5	5	93.5	・「学校の各行事には積極的に協力している」(加点評価)
530	教育	学校用務業務等委託(沓掛小・大宮小・方南小・東原中・大宮中)	学校用務業務及び施設管理業務等	C プロポーザル									88.6	4	92.6	・「要望、苦情への対処において、高く評価できることがあった」(加点評価)※沓掛小学校 ・「学校の各行事には積極的に協力している」(加点評価) ・「従事者の欠員発生時に適切な対応がなされなかった」(減点)※大宮中学校
531	教育	学校用務業務等委託(杉並第十小・高井戸小・富士見丘小・三谷小・久我山小・井草中・富士見丘中)	学校用務業務及び施設管理業務等	C プロポーザル									82.8	4.3	87.1	・「要望、苦情への対処において、高く評価できることがあった」(加点評価) ・「学校の各行事には積極的に協力している」(加点評価) ・工事関連のイレギュラーな作業についても、意欲的に作業を行っている。また学校全体の安全面に関しても、細やかに気を配り、営繕も迅速に行っている。※久我山小学校
532	教育	学校用務業務等委託(杉並第二小・堀之内小・済美小・高井戸中)	学校用務業務及び施設管理業務等	C プロポーザル									86.5	1.25	87.75	・「学校の各行事には積極的に協力している」(加点評価)※杉並第二小学校 ・難しい地域住民への対応を根気強く行ってくれている。※済美小学校
533	教育	産業医出勤委託	産業医の派遣及び保健指導、健康相談の実施	E 3年以上同一業者と随意契約									93	0	93	問題点に記載した特記事項については、事業者に対して口頭注意を行い、改善を図っている。
534	教育	学校施設管理業務委託	学校施設管理業務	E 3年以上同一業者と随意契約					区	施設管理業務委託校18校	100%	・従事者の配置 ・従事者の態度 ・従事者の対応状況(柔軟性や迅速性など) ・従事者の技量や研修	87	1.9	88.9	・各学校による履行評価アンケート、事業者による自己評価をもとに、教育委員会事務局職員と事業者でヒアリングを実施した。 ・加点評価として「学校の各行事には柔軟に対応している。」とする学校が複数校あった。 ・基礎評価項目「従事者は、挨拶・言葉遣い・礼儀作法・身だしなみなどに注意し業務にあたっている。」等で、「やや不備」と評価する学校が複数校あったため、業者へ口頭注意を行った。その後、事業者は、口頭注意を受けた項目に関して、従事者に対し周知を行い改善に向けて取り組むこととしている。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
535	教育	杉並区校務システムおよびネットワーク等運用保守委託(長期継続契約)	データセンター、校務システムを構成する機器類及びソフトウェアの保守・運用等に関する委託	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和2年9月1日 ～令和7年3月31日								99	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・システム障害は発生していないため、評価をする。 ・定期的な報告文書について滞りなく提出され、かつ定例会で課題解決に向けた情報共有を図っている。
536	教育	杉並区校務基幹ソフト等運用保守委託(長期継続契約)	エデュコム社製C4thとその稼働にかかる機材類の保守・運用委託	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日								100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・システム障害は発生していないため、評価をする。 ・定期的な報告文書について滞りなく提出され、かつ定例会で課題解決に向けた情報共有を図っている。
537	教育	杉並区立学校ICT支援委託	タブレット端末等の有効活用を促進するため、支援員のサポートと保守、トラブル対応を行うことで、教職員の利用技術の向上を図る。	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・学校からの多様な要望に対し、真摯に向き合う姿勢は大いに評価できる。 ・支援員同士もしくは支援員と保守業者の情報共有について、昨年よりも円滑になされるようになった。
538	教育	通学案内及び交通指導等業務委託	通学案内及び交通指導等業務委託	E 3年以上同一業者と随意契約									90	5	95	・すべての評価項目について、不備はなかった。 ・概ね良好な業務がなされている。 ・各行事に柔軟に対応していたとの点を加点評価した。
539	教育	奨学資金債権管理・回収業務委託	滞納している債権の回収	E 3年以上同一業者と随意契約									95	10	105	・評価については、ほぼ「良好」の評価となった。 ・当該年度については完済者が7人以上の場合に加点評価することとしており、基準を満たしたことから加点評価した。
540	教育	杉並区立学校等教職員健康診断等実施業務委託	区立学校教職員の健康診断及びストレスチェック業務	C プロポーザル									82	-5	77	・健診業務全体では概ね適切な業務がなされている。 ・受診者に対する検査漏れ及び受診票の回収漏れが計4件発生したため減点評価した。
541	教育	区立学校プール浮遊有機物(過マンガン酸消費量)調査委託	各学校におけるプール水の過マンガン酸カリウムの消費量の検査	E 3年以上同一業者と随意契約									99	0	99	・評価項目については、ほぼ「良好」の評価となった。
542	教育	区立学校室内空気中化学物質濃度検査	室内空気中化学物質対策指導及び濃度検査	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	104	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は-20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)	
A PFI	D 長期継続契約
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル	F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
543	教育	杉並区立学校心臓検診・尿検査の実施業務委託(単価契約)	・心臓、腎臓検診の実施 ・検診実施に係る日程調整、検診結果作成等	E 3年以上同一業者と随意契約									98	0	98	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・法定期間内に適切に実施することができた。
544	教育	杉並区立学校口腔保健指導実施委託(単価契約)	口腔保健指導業務	F その他選択業務									92	5	97	・評価については、ほぼ「良好」の評価となった。 ・対象年齢に合わせた、映像を用いた具体的で分かりやすい指導を行った点を加点評価した。
545	教育	親子健康教室運営業務委託	親子で継続的に取り組むことのできる運動・調理の紹介及び体験型教室の運営	E 3年以上同一業者と随意契約					事業者	親子18組36名	28%	・参加者のモチベーションを維持・向上できるような工夫がされている。 ・参加者の学年や発達段階に応じて柔軟に対応し、適切なプログラムを実施している。	98	5	103	・評価については、ほぼ「良好」の評価となった。 ・様々なプログラムを用意し、サービス向上を図る姿勢が随所にみられたため加点評価した。
546	教育	杉並区立中学校フレンドシップスクール運営業務委託(単価契約)	杉並区立中学校フレンドシップスクールの運営業務委託	C プロポーザル					区	区立中学校23校	73%	・実施場所について ・体験プログラムについて ・宿泊施設について ・委託業者について	90	0	90	・概ね適切な業務がなされている ・前年度の課題が改善され、各学校からの評価も上昇した。
547	教育	小学6年生移動教室(白樺湖方面前期)運営業務委託(単価契約)	杉並区立小学校6年生白樺湖移動教室の運営業務委託	C プロポーザル					区	区立小学校25校	60%	・実施場所について ・体験プログラムについて ・宿泊施設について ・委託業者について	45	-20	25	・提出書類の不備や提出の遅れが常態化していた。また、宿泊施設への指示が不明瞭であるほか、学校や区との情報連絡の体制が確立していないなど、多くの面で区が求める業者水準に達していなかった。 ・設備や食事の不備等の問題発生時に区への自主的な報告がないことに加え、確実な防止対策の実施や速やかな改善対応がなされなかったことから減点評価した。
548	教育	小学6年生移動教室(白樺湖方面後期)運営業務委託(単価契約)	杉並区立小学校6年生白樺湖移動教室の運営業務委託	C プロポーザル					区	区立小学校13校	62%	・実施場所について ・体験プログラムについて ・宿泊施設について ・委託業者について	53	-20	33	・前期の課題について一部改善が見られたが、区が求める業者水準には達することができなかった。 ・設備や食事の不備等の問題発生時に区への自主的な報告がないことに加え、確実な防止対策の実施や速やかな改善対応がなされなかったことから減点評価した。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要	
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計		
549	教育	学校給食調理業務委託 (杉並第二小学校・東田小学校)	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					87	2.5	89.5	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・ミーティング時に積極的に意見を出している点を加点評価した。	
550	教育	学校給食調理業務委託 (杉並第六小学校・東原中学校)	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、学務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					92	2.5	94.5	・適切な給食運営がなされている。 ・給食室前に食育の展示を行い、食に関する子どもの興味を高めている点を加点評価した。	
551	教育	学校給食調理業務委託 (杉並第七小学校)	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、学務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					100	20	120	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・児童に対し、その日の献立を丁寧に説明するなど良好な関係を築けていることから加点評価した。	
552	教育	学校給食調理業務委託 (杉並第十小学校・高南中学校)	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、学務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					92	12.5	104.5	・適切な給食運営がなされている。 ・日々の調理において、どうしたら美味しく作れるか常に研究しており、給食の質の向上に努めている点を加点評価した。	
553	教育	学校給食調理業務委託 (西田小学校)	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、学務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					98	5	103	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・学校の要望に対し、柔軟に対応ができていた点を加点評価した。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。
注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。
注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。
注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)	
A PFI	D 長期継続契約
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル	F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 （契約件名）	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要	
													基礎評価 （注3）	加点・ 減点評価 （注4）	計		
554	教育	学校給食調理業務委託 （馬橋小学校・杉森中学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					82.5	2.5	85	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・学校行事に合わせて、給食提供時間を臨機応変に対応している点を加点評価した。	
555	教育	学校給食調理業務委託 （桃井第一小学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					80	5	85	・適切な給食運営がなされている。 ・パート職員の配置人数、作業能力ともに良好であり、調理方法や調理工程を工夫し、調理業務が円滑に行われていることから加点評価した。	
556	教育	学校給食調理業務委託 （桃井第二小学校・松庵小学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					90	5	95	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・栄養士の食育指導に協力している。学校の要望に対し、柔軟に対応ができていない点を加点評価した。	
557	教育	学校給食調理業務委託 （桃井第三小学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					97	20	117	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・栄養士と綿密な打合せを行い、細やかに味を調整している。児童との関りを大切にし、正しい言葉遣いや配膳車の運搬補助等を積極的にしている点を加点評価した。	
558	教育	学校給食調理業務委託 （桃井第四小学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					93	5	98	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・調理において、手間を惜しまず、丁寧に調理した給食を提供している点を加点評価した。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点（限度）となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超過する場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 （契約件名）	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要	
													基礎評価 （注3）	加点・ 減点評価 （注4）	計		
559	教育	学校給食調理業務委託 （桃井第五小学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					72	0	72	・適切な給食運営がなされている。 ・新しい献立にも協力的であり、子どもたちに楽しい給食を提供することができる。	
560	教育	学校給食調理業務委託 （四宮小学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					87	0	87	・適切な給食運営がなされている。 ・業務責任者を中心に落ち着いて調理を行っている。	
561	教育	学校給食調理業務委託 （荻窪小学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					79	5	84	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・学校の要望に対し、柔軟に対応ができています点を加点評価した。	
562	教育	学校給食調理業務委託 （井荻小学校・荻窪中学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					83.5	0	83.5	・適切な給食運営がなされている。 ・業務責任者を中心にチームワーク良く、スムーズに業務を遂行している。	
563	教育	学校給食調理業務委託 （沓掛小学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・概ね、良好な運営がなされている。					67	0	67	・概ね、適切な給食運営がなされている。 ・学校からの指示に対し、真摯に対応している。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。
注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。
注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。
注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 （契約件名）	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要	
													基礎評価 （注3）	加点・ 減点評価 （注4）	計		
564	教育	学校給食調理業務委託 （高井戸小学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					83	0	83	・適切な給食運営がなされている。 ・調理作業において、細やかな工夫や配慮を行い、おいしい給食を児童に提供している。	
565	教育	学校給食調理業務委託 （高井戸第二小学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					95	0	95	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・丁寧な作業を行い、適温で提供できるよう努力している。	
566	教育	学校給食調理業務委託 （高井戸第三小学校・久我山小学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					95	0	95	・適切な給食運営がなされている。 ・これまでの献立をさらに安全な調理でおいしく仕上げるための工夫について、栄養士と話し合って進めている。	
567	教育	学校給食調理業務委託 （高井戸第四小学校・宮前中学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					87.5	2.5	90	・適切な給食運営がなされている。 ・学校行事の進行に合わせて、給食開始時間を柔軟に対応するなど協力的に進めている点を加点評価した。	
568	教育	学校給食調理業務委託 （浜田山小学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					92	10	102	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・教職員へ配膳車を受渡す際に、丁寧な声掛けを行っている。栄養士が提案する新しい調理方法を積極的に実践している点を加点評価した。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。
注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。
注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。
注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要	
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計		
569	教育	学校給食調理業務委託 (富士見丘小学校)	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・概ね、良好な運営がなされている。					66	-5	61	・概ね、適切な給食運営がなされている。 ・調理中の疑義に関し、学校に報告なく進めたことがあった点を減点評価した。	
570	教育	学校給食調理業務委託 (大宮小学校・高井戸中学校)	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・概ね、良好な運営がなされている。					82	-2.5	79.5	・概ね、適切な給食運営がなされている。 ・より良い調理方法を話し合ったが、実践できていない点を減点評価した。	
571	教育	学校給食調理業務委託 (堀之内小学校・和田中学校)	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					98	10	108	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・教室での配膳のしやすさや食べやすさへの細やかな配慮がなされている。急な変更や調理の際にひと手間増えること等に関して、柔軟な対応がなされている点を加点評価した。	
572	教育	学校給食調理業務委託 (和田小学校・松ノ木中学校)	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・概ね、良好な運営がなされている。					84.5	-2.5	82	・概ね、適切な給食運営がなされている。 ・一度調理ミスがあったことから減点評価した。その後は、改善策に基づき調理を行っている。	
573	教育	学校給食調理業務委託 (方南小学校・向陽中学校)	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					89	10	99	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・残菜量を確認し、次回の調理方法の提案がある。食材の切り方を調整し、食べやすい工夫がなされている。打合せ等で積極的にアイデアを出してくれる。これらの点を加点評価した。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は-20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 （契約件名）	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要	
													基礎評価 （注3）	加点・ 減点評価 （注4）	計		
574	教育	学校給食調理業務委託 （八成小学校・中瀬中学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					82	5	87	・適切な給食運営がなされている。 ・児童が配膳しやすいよう工夫して提供している。調理に細かい工夫をし、おいしい給食を提供している点を加点評価した。	
575	教育	学校給食調理業務委託 （三谷小学校・井草中学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					79.5	10	89.5	・適切な給食運営がなされている。 ・独自の取り組みである和食器給食の際などに積極的に協力している。新しい献立は事前に試作するなど、よりおいしく作ろうという意欲を感じるため加点評価した。	
576	教育	学校給食調理業務委託 （松ノ木小学校・天沼中学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					86.5	2.5	89	・適切な給食運営がなされている。 ・食育授業の準備に協力的であり、児童に対しても積極的に声を掛けるなど、学校の一員として積極的に関わっている点を加点評価した。	
577	教育	学校給食調理業務委託 （高井戸東小学校・富士見丘中学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					96	2.5	98.5	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・野菜のヘタや皮を使用した出汁の活用など、調理に工夫を取り入れている点を加点評価した。	
578	教育	学校給食調理業務委託 （天沼小学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					73	5	78	・適切な給食運営がなされている。 ・学校の要望に対し、柔軟に対応している点を加点評価した。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。
注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。
注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を満たない場合は、100点として換算します。
注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）				
		業務名 （契約件名）	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要	
													基礎評価 （注3）	加点・ 減点評価 （注4）	計		
579	教育	学校給食調理業務委託 （永福小学校・泉南中学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・概ね、良好な運営がなされている。					91	5	96	・適切な給食運営がなされている。 ・学校の食育の取り組みに協力的である。また、調理員としての想いをまとめた手紙を作成し、児童と交流を図っている点を加点評価した。	
580	教育	学校給食調理業務委託 （阿佐ヶ谷中学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					99	15	114	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・調理に細かい工夫を凝らしている。配膳車を引き渡す際に、配膳の注意点を積極的に伝えている。学校からの調理指示に対し柔軟に対応している。これらの点を加点評価した。	
581	教育	学校給食調理業務委託 （東田中学校・松溪中学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					88.5	7.5	96	・適切な給食運営がなされている。 ・生徒の食べやすさや食材の特徴を生かした調理方法を心がけている点を加点評価した。	
582	教育	学校給食調理業務委託 （井荻中学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					93	10	103	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・調理方法や味付け、揚げ方など、よりおいしくなる工夫をしている。学校行事に合わせ、柔軟に対応している点を加点評価した。	
583	教育	学校給食調理業務委託 （神明中学校）	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					83	0	83	・適切な給食運営がなされている。 ・仮設校舎に移転後もスムーズな調理作業ができています。	

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

- A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
584	教育	学校給食調理業務委託 (大宮中学校・西宮中学校)	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					89	12.5	101.5	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・(加点評価)調理方法の工夫や細やかな配慮がされた料理の提供ができています。社員だけではなく、パート従業員も意識が高く、調理技術の向上に努めている。
585	教育	学校給食調理業務委託 (杉並和泉学園)	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					86	0	86	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。 ・作業中の事故が無いよう、調理員の声掛けや確認が徹底されていて、安全に調理作業を行っている。
586	教育	学校給食調理業務委託 (高円寺学園)	学校給食調理業務	F その他選択業務		杉並区学校給食調理業務委託業者審査委員会	教育委員会事務局次長、庶務課長、生活衛生課長、学校長代表、学校栄養士代表 全10名	・良好な運営がなされている。					93	15	108	・適切な給食運営がなされている。 ・よりおいしくできる調理の工夫を提案し、提供している。学校行事に合わせた時間の調整など、学校の要望に対応している点を加点評価した。
587	教育	区立済美養護学校児童・生徒の通学用バス運行業務委託	通学用バスの運営	E 3年以上同一業者と随意契約									99	4	103	・評価項目についてほとんどの項目が「良好」であった。 ・バス乗務員の児童・生徒への対応については保護者からも評価を得ている。
588	教育	学校支援本部事業等支援業務委託	学校支援本部等における相談・助言業務や人材育成業務	E 3年以上同一業者と随意契約									89	0	89	・すべての評価項目について、不備はなかった。 ・書類や報告は迅速に行われている。
589	教育	杉並第十小学校開放管理室管理運営業務	杉並第十小学校で行う学校開放事業にあたっての各種管理業務	E 3年以上同一業者と随意契約									98	0	98	・全ての評価項目に不備はなかった。 ・書類や報告なども迅速かつ正確に提出されている。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。
注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。
注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。
注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
590	教育	部活動活性化事業実施業務委託(単価契約)その1	部活動の技術指導の業者委託	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・全ての評価項目において不備はなかった。 ・書類や報告なども提出期限が守られ、正確に提出されている。 ・業務管理体制、業務遂行、従事者の管理についても良好であった。
591	教育	部活動活性化事業実施業務委託(単価契約)その2	部活動の技術指導の業者委託	E 3年以上同一業者と随意契約									97	0	97	・全ての評価項目において不備はなかった。 ・書類や報告なども概ね提出期限が守られ、正確に提出されている。 ・業務管理体制、業務遂行、従事者の管理についても良好であった。
592	教育	部活動活性化事業実施業務委託(単価契約)その3	部活動の技術指導の業者委託	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・全ての評価項目において不備はなかった。 ・書類や報告なども概ね提出期限が守られ、正確に提出されている。 ・業務管理体制、業務遂行、従事者の管理についても概ね良好であった。
593	教育	部活動活性化事業実施業務委託(単価契約)その4	部活動の技術指導の業者委託	E 3年以上同一業者と随意契約									95	0	95	・全ての評価項目において不備はなかった。 ・書類や報告なども概ね提出期限が守られ、概ね正確に提出されている。 ・業務管理体制、業務遂行、従事者の管理についても概ね良好であった。
594	教育	部活動活性化事業実施業務委託(単価契約)その5	部活動の技術指導の業者委託	E 3年以上同一業者と随意契約									95	0	95	・全ての評価項目において不備はなかった。 ・書類や報告なども概ね提出期限が守られ、概ね正確に提出されている。 ・業務管理体制、業務遂行、従事者の管理についても概ね良好であった。
595	教育	部活動活性化事業実施業務委託(単価契約)その6	部活動の技術指導の業者委託	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・全ての評価項目において不備はなかった。 ・書類や報告なども提出期限が守られ、正確に提出されている。 ・業務管理体制、業務遂行、従事者の管理についても概ね良好であった。
596	教育	部活動活性化事業実施業務委託(単価契約)その7	部活動の技術指導の業者委託	E 3年以上同一業者と随意契約									98	0	98	・全ての評価項目において不備はなかった。 ・書類や報告なども概ね提出期限が守られ、正確に提出されている。 ・業務管理体制、業務遂行、従事者の管理についても概ね良好であった。
597	教育	部活動活性化事業実施業務委託(単価契約)その8	部活動の技術指導の業者委託	E 3年以上同一業者と随意契約									98	0	98	・全ての評価項目において不備はなかった。 ・書類や報告なども提出期限が守られ、概ね正確に提出されている。 ・業務管理体制、業務遂行、従事者の管理についても概ね良好であった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点（注2）			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
598	教育	部活動活性化事業実施業務委託(単価契約)その9	部活動の技術指導の業者委託	E 3年以上同一業者と随意契約									94	0	94	・全ての評価項目において不備はなかった。 ・書類や報告なども概ね提出期限が守られ、概ね正確に提出されている。 ・業務管理体制、業務遂行、従事者の管理についても概ね良好であった。
599	教育	部活動活性化事業実施業務委託(単価契約)その10	部活動の技術指導の業者委託	E 3年以上同一業者と随意契約									98	0	98	・全ての評価項目において不備はなかった。 ・書類や報告なども概ね提出期限が守られ、概ね正確に提出されている。 ・業務管理体制、業務遂行、従事者の管理についても良好であった。
600	教育	部活動活性化事業実施業務委託(単価契約)その11	部活動の技術指導の業者委託	E 3年以上同一業者と随意契約									98	0	98	・全ての評価項目において不備はなかった。 ・書類や報告なども提出期限が守られ、概ね正確に提出されている。 ・業務管理体制、業務遂行、従事者の管理についても良好であった。
601	教育	マルチスポーツクラブの実施業務委託	部活動の技術指導の業者委託	E 3年以上同一業者と随意契約									94	0	94	・全ての評価項目において不備はなかった。 ・書類や報告なども提出期限が守られ、概ね正確に提出されている。 ・業務管理体制、業務遂行、従事者の管理についても良好であった。
602	教育	「地域クラブへの移行」を視野に入れた部活動の支援業務委託	部活動から地域クラブへの移行を視野に入れた部活動の指導等の支援を行う業務	F その他選択業務									98	0	98	・全ての評価項目において不備はなかった。 ・書類や報告なども提出期限が守られ、概ね正確に提出されている。 ・業務管理体制、業務遂行、従事者の管理についても良好であった。
603	教育	教育情報誌「なみすく」への掲載記事制作等業務委託	教育情報誌「なみすく」内の見開き2ページの企画・編集・制作等	E 3年以上同一業者と随意契約									85	0	85	・すべての評価項目において不備はなかった。 ・記事は区と充分な協議の上テーマを決めて制作されている。
604	教育	古民家維持管理業務委託(単価契約)	観覧者に対する古民家の解説や体験案内等	E 3年以上同一業者と随意契約									100	5	105	・全ての評価項目について、良好であった。 ・加点評価として、古民家を活用する博物館活動にちなんだ事業の提案を行い、それを実施したことを挙げた。
605	教育	杉並区科学教育事業委託	科学プログラムの企画・運営業務及びネットワーク活動支援業務	C プロポーザル									86	10	96	・全ての評価項目として概ね良好であった。 ・加点評価として、事業が優れており、多くの区民が応募をしたこと、受講者アンケートを実施し、講座に対する評価が高かったことを挙げた。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているかを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるかを±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI
B 指定管理者
C プロポーザル
D 長期継続契約
E 3年以上同一業者と随意契約
F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
606	教育	科学の拠点 等の整備・運営に関する 協定書に基づく定期建物 賃貸借契約	IMAGINUS(イマジナス) の運営	C プロポーザル									94	10	104	・全ての評価項目について、おおむね良好であった。 ・科学団体との連携を深めている点や、受講者アンケートを実施し、講座に対する評価が高かった点が加点評価となった。
607	教育	杉並区立小学校外国語 活動及び外国語科支援 委託	区立小学校における日 本人英語指導助手の コーディネート業務及び 日本人英語指導助手の サポートデスク業務	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	・モニタリングの結果については、全ての評価項目について「良好」であった。
608	教育	杉並区立学校等外国人 英語指導助手派遣業務	区立学校及び適応指導 教室における外国人講 師による英語指導の補 助の実施	C プロポーザル					事業者	杉並区立学校外国語担 当者等、適応 指導教室支援員	99%	・ALTの指導業務等に関する態度や服務について ・ALTの授業による児童及び生徒のコミュニケーションの変化等意欲や態度について ・派遣業者への対応の満足度等	98	0	98	・モニタリングの結果については、全ての評価項目について、「やや不備又」は「不備」はなかった。 ・アンケートの結果については、全体の満足度は高かった。一部のALTの指導レベル向上を求める意見や、ALTの配置方法に関する意見があった。
609	教育	杉並区立学校(園)における動物飼 育支援活動に係る委託	区立小・中学校・子供園 における動物飼育支援 活動に係る相談、助言 及び動物飼育に通じた 教育活動の向上に資する 事務の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									93	5	98	・全ての評価項目について、「やや不備又」は「不備」はなかった。 ・加点項目については、「業務に対する学校からの要請に対して迅速に必要な措置を講じた。」との評価を得た。
610	教育	区立学校及び子供園教育調査研究 実施委託	区立学校及び子供園における教育課題の解決 及び教育指導の向上に 資する調査研究等の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	0	100	・全ての評価項目について「良好」であった。
611	教育	中学生小笠原自然体験 交流事業補助業務委託	小笠原への往復の船 便・宿泊先、海・山の体 験事業の手配等、環境 保全活動の推進役となる 生徒の育成を目的とした 派遣事業の実施	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	5	105	・全ての評価項目について「良好」であった。 ・加点評価として、「業務に対する済美教育センターからの要請に対して迅速に必要な措置を講じた。」との評価を得た。
612	教育	さざんかステップアップ 教室「宮前教室」清掃業務 請負	さざんかステップアップ 教室宮前教室の清掃業務	E 3年以上 同一業者と 随意契約									100	3	103	・全ての評価項目において「良好」であった。 ・切電、節水や要望への対応等に関して加点評価があった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)

A PFI D 長期継続契約
B 指定管理者 E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
613	教育	成田西子供園及び併設就学前教育支援センター昇降機設備保守点検業務委託	昇降機の保守点検	E 3年以上同一業者と随意契約									100	0	100	・すべての評価項目について、やや不備又は不備はなかった。
614	教育	宮前図書館・高井戸図書館の管理に関する基本協定	宮前図書館・高井戸図書館の運営	B 指定管理者→右欄に指定期間を記入	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	図書館協議会	学校教育及び社会教育関係者、家庭教育向上の活動を行う者、学識経験者、区民ほか全13名	・良好な運営がなされている。	区	来館者563名	94%	①図書館の職員について ②図書館の本、新聞、雑誌等の資料について ③図書館の施設について ④図書館のサービスについて	99	5	104	・すべての評価項目について、良好、概ね良好であった。 ・加点評価として、地域のイベント活動やすぎなみフェスタに参加しリサイクル本を提供して好評を得たことについて評価した。
615	教育	成田図書館・阿佐谷図書館・方南図書館の管理に関する基本協定	成田図書館、阿佐谷図書館及び方南図書館の運営	B 指定管理者→右欄に指定期間を記入	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	図書館協議会	学校教育及び社会教育関係者、家庭教育向上の活動を行う者、学識経験者、区民ほか全13名	・良好な運営がなされている。	区	来館者835名	90%	①図書館の職員について ②図書館の本、新聞、雑誌等の資料について ③図書館の施設について ④図書館のサービスについて	99	5	104	・ほとんどの評価項目について、良好、概ね良好であった。 ・加点評価として「独自の図書館サービスを実施し、その事業が利用者の好評を得ている」、「地域イベントに参加したことをきっかけに、近隣住民の図書館活動への参加につながった」と評価した。
616	教育	杉並区立永福図書館及び杉並区立コミュニティふらっと永福の管理に関する基本協定	永福図書館及びコミュニティふらっと永福の運営	B 指定管理者→右欄に指定期間を記入	令和3年4月1日 ～令和6年3月31日	図書館協議会	学校教育及び社会教育関係者、家庭教育向上の活動を行う者、学識経験者、区民ほか全13名	・良好な運営がなされている。	区	来館者231名	99.6%	①図書館の職員について ②図書館の本、新聞、雑誌等の資料について ③図書館の施設について ④図書館のサービスについて	99	0	99	・全ての評価項目について、良好、概ね良好であった。 ・加点、減点は特になし。
617	教育	杉並区立南荻窪図書館、杉並区立下井草図書館及び杉並区立今川図書館の管理に関する基本協定	南荻窪図書館・下井草図書館・今川図書館の運営及びゆゆう今川館の施設維持管理	B 指定管理者→右欄に指定期間を記入	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日	図書館協議会	学校教育及び社会教育関係者、家庭教育向上の活動を行う者、学識経験者、区民ほか全13名	・良好な運営がなされている。	区	来館者796名	94%	①図書館の職員について ②図書館の本、新聞、雑誌等の資料について ③図書館の施設について ④図書館のサービスについて	100	3	103	・ほとんどの評価項目について、良好、概ね良好であった。 ・3館合同のスタンプラリー開催や地域のイベントに積極的に参加したことについて、加点評価した。 ・今川図書館で氏名と書名が記載された予約票を紛失したため、減点評価した。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

※ 業務区分(委託形態別)	
A PFI	D 長期継続契約
B 指定管理者	E 3年以上同一業者と随意契約
C プロポーザル	F その他選択業務

令和6年度モニタリング実施報告書

番号	分類	評価対象業務				第三者評価委員会による評価 または第三者機関等からの意見聴取			アンケート調査				履行評価（注1）			
		業務名 (契約件名)	業務の概要	業務区分	Bの指定期間 または Dの契約期間	委員会名 または 機関名等	委員等の 構成	評価結果 または 委員等の意見	実施者	対象者と 人数	回答率	主な調査項目	評点(注2)			評価結果の概要
													基礎評価 (注3)	加点・ 減点評価 (注4)	計	
618	教育	杉並区立中央図書館サービス業務委託(長期継続契約)	中央図書館の窓口サービス業務	D 長期継続契約→右欄に契約期間を記入	令和2年9月1日 ～令和7年3月31日	図書館協議会	学校教育及び社会教育関係者、家庭教育向上の活動を行う者、学識経験者、区民ほか全13名	・良好な運営がなされている。	区	来館者398名	94%	①図書館の職員について ②図書館の本、新聞、雑誌等の資料について ③図書館の施設について ④図書館のサービスについて	92	0	92	・多くの評価項目について、良好、概ね良好であった。 ・提出書類の締め切りや誤記載が改善されないため、不備、やや不備とした。
619	教育	高円寺駅前図書サービスコーナー・高円寺駅前会議室清掃業務請負	高円寺駅前図書サービスコーナー・高円寺駅前会議室の清掃業務	E 3年以上同一業者と随意契約									97	0	97	・すべての評価項目について、不備はなかった。

注1 履行評価は、アンケート結果等を参考に、①報告書類の確認、②事業者の自己評価、③立入調査、④ヒアリング、⑤区民からの苦情・要望状況の把握を必須の評価手法として行い、基礎評価と加点・減点評価の得点数で判定します。

注2 評点とは、各評価の観点で定めた配点のうち区が評価した得点数のことで、基礎評価と加点評価を合わせて120点が最高点(限度)となります。前期・後期の評価を実施している場合は後期評価を記載します。

注3 基礎評価は、契約書・仕様書等で定められた水準を満たしているか否かを100点満点で評価します。評価項目のすべてで「良好」と評価されたときは評点の合計は100点となりますが、評価項目数によって100点を超える場合、あるいは100点に満たない場合は、100点として換算します。

注4 加点・減点評価は、サービスの向上のためにいかに取り組んでいるか等を±20点を限度として評価します。加点評価は20点を上限、減点評価は－20点を下限とし、加点と減点の合計得点数を記載します。

【別紙】ケアハウスに関するモニタリング実施報告書

番号	評価対象業務			履行評価														課題と対応	
	事業名	業務の概要	委託形態	評点		内訳										評価結果の概要			
						I 福祉サービス提供の基本方針	II 組織の運営管理	III 地域等との関係	IV 対等なサービス利用関係の構築	V 福祉サービス提供過程の確立	VI 福祉サービスの適切な提供								
1	杉並区井草介護強化型ケアハウス整備等事業	ニチイケアハウス井草(ケアハウス)の運営	A PFI	評価項目	58	評価項目	3	評価項目	9	評価項目	3	評価項目	10	評価項目	6	評価項目	27	●全般的に定められたサービス基準に達しており、質の高い介護サービスが提供されている。 ●基準を満たしていない評価項目は無く、改善勧告はしていない。 ●利用者の意向が尊重され、利用者へのサービス提供等が適切に行われていた。 ●職員の資質向上のため各種研修が実施されている。	なし
				評価Aの個数	57	評価Aの個数	3	評価Aの個数	9	評価Aの個数	3	評価Aの個数	10	評価Aの個数	6	評価Aの個数	26		